

出来形管理基準及び規格値

(※規格値の単位はmm)

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 土工					
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2掘削工			1- 1	
	1-2-3-3盛土工			1- 2	
	1-2-3-4盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法			1- 4
		多数アンカー式補強土工法			〃
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法			〃
	1-2-3-5法面整形工	盛土部			〃
1-2-3-6堤防天端工				〃	
第4節 道路土工	1-2-4-2掘削工			1- 5	
	1-2-4-3路体盛土工			1- 6	
	1-2-4-4路床盛土工			〃	
	1-2-4-5法面整形工	盛土部		1- 7	
第3章 無筋、鉄筋コンクリート					
第7節 鉄筋工	1-3-7-4組立て			1- 7	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工				
第3節 共通の工種	3-2-3-4矢板工	鋼矢板		1- 8
		軽量鋼矢板		〃
		コンクリート矢板		〃
		広幅鋼矢板		〃
		可とう鋼矢板		〃
	3-2-3-5縁石工	縁石・アスカーブ		〃
	3-2-3-6小型標識工			〃
	3-2-3-7防止柵工	立入防止柵		1- 9
		転落（横断）防止柵		〃
		車止めポスト		〃
	3-2-3-8路側防護柵工	ガードレール		〃
		ガードケーブル		〃
	3-2-3-9区画線工			1- 10
	3-2-3-10道路付属物工	視線誘導標		〃
		距離標		〃
	3-2-3-11コンクリート面塗装工			〃
	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		1- 11
		スラブ桁		〃
	3-2-3-13ポストテンション桁製作工	ポストテンション桁製作工		〃
	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		1- 12
		プレキャストセグメント主桁組立工		〃
	3-2-3-15P Cホロースラブ製作工			〃
	3-2-3-16P C箱桁製作工	P C箱桁		1- 13
		P C押し出し箱桁		〃
	3-2-3-17根固ブロック工			〃
	3-2-3-18沈床工			1- 14
3-2-3-19捨石工			〃	
3-2-3-22階段工			〃	
3-2-3-24伸縮装置工	ゴムジョイント		〃	
	鋼製フィンガージョイント		1- 15	
	埋設型ジョイント		〃	
3-2-3-26多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		〃	
	かごマット		〃	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-27羽口工	じゃかご		1- 16
		ふとんかご・かご枠		〃
	3-2-3-28プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		〃
		プレキャストパイプ工		〃
	3-2-3-29側溝工	側溝工		1- 17
		現場打水路工		〃
		暗渠工		〃
3-2-3-30集水樹工			1- 18	
3-2-3-31現場塗装工			〃	
第4節 基礎工	3-2-4-1一般事項	切込砂利		1- 19
		砕石基礎工		〃
		割ぐり石基礎工		〃
		均しコンクリート		〃
	3-2-4-3基礎工（護岸）	現場打		〃
		プレキャスト		1- 20
	3-2-4-4既製杭工	既製コンクリート杭		〃
		鋼管杭		〃
		H鋼杭		〃
		鋼管ソイルセメント杭		〃
	3-2-4-5場所打杭工			〃
	3-2-4-6深礎工			1- 21
	3-2-4-7オープンケーソン基礎工			〃
3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工			〃	
3-2-4-9鋼管矢板基礎工			1- 22	
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		〃
		コンクリートブロック張り		〃
		連節ブロック張り		〃
		天端保護ブロック		1- 23
	3-2-5-4緑化ブロック工			〃
3-2-5-5石積（張）工			〃	
第6節 一般舗装工	3-2-6-6橋面防水工（シート系床版防水層）			1- 24
	3-2-6-7アスファルト舗装工	下層路盤工		1- 25
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		1- 27
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1- 29
		加熱アスファルト安定処理工		1- 31
		基層工		1- 33
		表層工		1- 35
		3-2-6-8半たわみ性舗装工	下層路盤工	
	上層路盤工（粒度調整路盤工）			1- 38
	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			1- 39
	加熱アスファルト安定処理工			1- 41
基層工		1- 43		
表層工		1- 45		

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-2-6-9排水性舗装工	下層路盤工		1- 47	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		1- 49	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1- 51	
		加熱アスファルト安定処理工		1- 53	
		基層工		1- 55	
		表層工		1- 57	
		3-2-6-10透水性舗装工	路盤工		1- 59
		表層工		1- 61	
	3-2-6-11ゲースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工	基層工		1- 63
			表層工		1- 65
			表層工		1- 67
	3-2-6-12コンクリート舗装工	下層路盤工	粒度調整路盤工		1- 69
			セメント（石灰・瀝青）安定処理工		1- 71
			アスファルト中間層		1- 73
			コンクリート舗装版工		1- 75
			転圧コンクリート版工（下層路盤工）		1- 77
			転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		1- 79
			転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		1- 81
			転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		1- 83
			転圧コンクリート版工		1- 85
			転圧コンクリート版工		1- 87
			3-2-6-13薄層カラー舗装工	下層路盤工	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		”	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1- 90	
		加熱アスファルト安定処理工		”	
		基層工		”	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-14ブロック舗装工	下層路盤工		1- 91
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		”
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理		1- 92
		加熱アスファルト安定処理工		”
		基層工		”
	3-2-6-15路面切削工			1- 93
	3-2-6-16舗装打換え工			1- 94
	3-2-6-17オーバーレイ工			”
第7節 地盤改良工	3-2-7-2路床安定処理工			1- 96
	3-2-7-3置換工			”
	3-2-7-4表層安定処理工	サンドマット海上		1- 97
	3-2-7-5パイルネット工			1- 98
	3-2-7-6サンドマット工			”
第7節 地盤改良工	3-2-7-7バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		1- 99
		ペーパードレーン工		”
		袋詰式サンドドレーン工		”
	3-2-7-8締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		”
	3-2-7-9固結工	粉末噴射攪拌工		”
		高圧噴射攪拌工		”
		スラリー攪拌工		”
生石灰パイル工			”	
第10節 仮設工	3-2-10-5土留・仮締切工	H鋼杭		1-101
		鋼矢板		”
		アンカー工		”
		連節ブロック張り工		”
		締切盛土		”
		中詰盛土		1-102
	3-2-10-9地中連続壁工（壁式）			”
3-2-10-10地中連続壁工（柱列式）			”	
3-2-10-22法面吹付工		第1編3-2-14-3吹付工	1-118	
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	1- 6
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1一般事項	casting費（金属支承工）		1-103
		casting費（大型ゴム支承工）		1-104
		仮設材製作工		1-105
		刃口金物製作工		”
	3-2-12-3桁製作工	仮組検査を実施する場合		1-106
		シミュレーション仮組検査を実施する場合		”
		仮組検査を実施しない場合		1-108
	鋼製堰堤製作工（仮組立時）		1-109	
3-2-12-4検査路製作工			1-111	
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工			”
	3-2-12-6落橋防止装置製作工			1-112
	3-2-12-7橋梁用防護柵製作工			”
	3-2-12-8アンカーフレーム製作工			”

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-9プレベーム用桁製作工			1-113	
	3-2-12-10鋼製排水管製作工			〃	
	3-2-12-11工場塗装工			1-114	
第13節 橋梁架設工	架設工（鋼橋）	クレーン架設		1-115	
		ケーブルクレーン架設		〃	
		ケーブルエレクション架設		〃	
		架設桁架設		〃	
		送出し架設		〃	
		トラベラークレーン架設		〃	
	架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		1-116	
		架設桁架設		〃	
	架設工支保工	固定		〃	
		移動		〃	
架設桁架設	片持架設		〃		
	押出し架設		〃		
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2植生工	種子散布工		1-116	
		張芝工		〃	
		筋芝工		〃	
		市松芝工		〃	
		植生シート工		〃	
		植生マット工		〃	
		植生筋工		〃	
		人工張芝工		〃	
		植生穴工		〃	
		植生基材吹付工		1-117	
		客土吹付工		〃	
		3-2-14-3吹付工	コンクリート		1-118
	モルタル			〃	
	3-2-14-4法砕工	現場打法砕工		1-119	
		現場吹付法砕工		〃	
		プレキャスト法砕工		〃	
	3-2-14-6アンカー工			1-120	
	第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1一般事項	場所打擁壁工		1-121
		3-2-15-2プレキャスト擁壁			1-122
3-2-15-3補強土壁工		補強土（テールアルメ）壁工法		1-123	
		多数アンカー式補強土工法		〃	
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		〃	
3-2-15-4井桁ブロック工			〃		
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		1-124	
		グラブ浚渫船		〃	
		バックホウ浚渫船		〃	
第18節 床版工	3-2-18-2床版工	床版・横組工		1-125	

【第4編 河川編】

	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸					
第3節 軽量盛土工	4-1-3-1軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	1- 6	
第4節 地盤改良工	4-1-4-2表層安定処理工		第3編3-2-7-4表層安定処理工	1- 97	
	4-1-4-3パイルネット工		第3編3-2-7-5パイルネット工	1- 78	
	4-1-4-4バーチカルドレーン工		第3編3-2-7-7バーチカルドレーン工	1- 98	
	4-1-4-5締固め改良工		第3編3-2-7-8締固め改良工	1- 99	
	4-1-4-6固結工		第3編3-2-7-9固結工	〃	
第5節 護岸基礎工	4-1-5-3基礎工		第3編3-2-4-3基礎工(護岸)	1- 19	
	4-1-5-4矢板工		第3編3-2-3-4矢板工	1- 8	
第6節 矢板護岸工	4-1-6-3笠コンクリート工		第3編3-2-4-3基礎工(護岸)	1- 19	
	4-1-6-4矢板工		第3編3-2-3-4矢板工	1- 8	
第7節 法覆護岸工	4-1-7-3コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工	1- 22	
	4-1-7-4護岸付属物工			1-126	
	4-1-7-5緑化ブロック工		第3編3-2-5-4緑化ブロック工	1- 23	
	4-1-7-6環境護岸ブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工	1- 22	
	4-1-7-7石積(張)工		第3編3-2-5-5石積(張)工	1- 23	
	4-1-7-8法枠工		第3編3-2-14-4法枠工	1-119	
	4-1-7-9多自然型護岸工	巨石張り		第3編3-2-3-26多自然型護岸工	1- 15
		巨石積み		第3編3-2-3-26多自然型護岸工	〃
		かごマット		第3編3-2-3-26多自然型護岸工	〃
	4-1-7-10吹付工		第3編3-2-14-3吹付工	1-118	
	4-1-7-11植生工		第3編3-2-14-2植生工	1-116	
	4-1-7-12覆土工		第1編1-2-3-5法面整形工	1- 4	
	4-1-7-13羽口工	じゃかご		第3編3-2-3-27羽口工	1- 16
		ふとんかご		第3編3-2-3-27羽口工	〃
かご枠			第3編3-2-3-27羽口工	〃	
連節ブロック張り			第3編3-2-5-3連節ブロック張り	1- 22	
第8節 擁壁護岸工	4-1-8-3場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工	1-121	
	4-1-8-4プレキャスト擁壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-122	
第9節 根固め工	4-1-9-3根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック工	1- 13	
	4-1-9-5沈床工		第3編3-2-3-18沈床工	1- 14	
	4-1-9-6捨石工		第3編3-2-3-19捨石工	〃	
	4-1-9-7かご工	じゃかご		第3編3-2-3-27羽口工	1- 16
		ふとんかご		第3編3-2-3-27羽口工	〃
第10節 水制工	4-1-10-3沈床工		第3編3-2-3-18沈床工	1- 14	
	4-1-10-4捨石工		第3編3-2-3-19捨石工	〃	
	4-1-10-5かご工	じゃかご		第3編3-2-3-27羽口工	1- 16
		ふとんかご		第3編3-2-3-27羽口工	〃
	4-1-10-8杭出し水制工			1-126	

【第4編 河川編】

	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第11節 付帯道路工	4-1-11-3路側防護柵工		第3編3-2-3-8路側防護柵工	1- 9	
	4-1-11-5アスファルト舗装工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工	1- 25	
	4-1-11-6コンクリート舗装工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装工	1- 69	
	4-1-11-7薄層カラー舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラー舗装工	1- 89	
	4-1-11-8ブロック舗装工		第3編3-2-6-14ブロック舗装工	1- 91	
	4-1-11-9側溝工		第3編3-2-3-29側溝工	1- 17	
	4-1-11-10集水柵工		第3編3-2-3-30集水柵工	1- 18	
	4-1-11-11縁石工		第3編3-2-3-5縁石工	1- 8	
	4-1-11-12区画線工		第3編3-2-3-9区画線工	1- 10	
第12節 付帯道路施設工	4-1-12-3道路付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工	1- 10	
	4-1-12-4標識工		第3編3-2-3-6小型標識工	1- 8	
第13節 光ケーブル配管工	4-1-13-3配管工			1-126	
	4-1-13-4ハンドホール工			1-127	
第2章 浚渫（河川）					
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	4-2-3-2浚渫船運転工（民船・官船）		第3編3-2-16-3浚渫船運転工	1-124	
第4節 浚渫工（グラブ船）	4-2-4-2浚渫船運転工		第3編3-2-16-3浚渫船運転工	1-124	
第5節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	4-2-5-2浚渫船運転工		第3編3-2-16-3浚渫船運転工	1-124	
第3章 樋門・樋管					
第3節 軽量盛土工	4-3-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	1- 6	
第4節 地盤改良工	4-3-4-2固結工		第3編3-2-7-9固結工	1- 99	
第5節 樋門・樋管本體工	4-3-5-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工	1- 20	
	4-3-5-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工	〃	
	4-3-5-5矢板工		第3編3-2-3-4矢板工	1- 8	
	4-3-5-6函渠工	本體工			1-127
		ヒューム管			〃
		P C管			〃
		コルゲートパイプ			〃
		ダクタイル鋳鉄管			〃
	P C函渠		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工	1- 16	
4-3-5-7翼壁工			1-128		
4-3-5-8水叩工			〃		
第6節 護床工	4-3-6-3根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック工	1- 13	
	4-3-6-5沈床工		第3編3-2-3-18沈床工	1- 14	
	4-3-6-6捨石工		第3編3-2-3-19捨石工	〃	
	4-3-6-7かご工	じゃかご		第3編3-2-3-27羽口工	1- 16
		ふとんかご		第3編3-2-3-27羽口工	〃
第7節 水路工	4-3-7-3側溝工		第3編3-2-3-29側溝工	1- 17	
	4-3-7-4集水柵工		第3編3-2-3-30集水柵工	1- 18	
	4-3-7-5暗渠工		第3編3-2-3-29暗渠工	1- 17	
	4-3-7-6樋門接続暗渠工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工	1- 16	
第8節 付属物設置工	4-3-8-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工	1- 9	
	4-3-8-7階段工		第3編3-2-3-22階段工	1- 14	

【第4編 河川編】

	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4章 水門				
第3節 工場製作工	4-4-3-3桁製作工		第3編3-2-12-3桁製作工	1-106
	4-4-3-4鋼製伸縮継手製作工		第3編3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-111
	4-4-3-5落橋防止装置製作工		第3編3-2-12-6落橋防止装置製作工	1-112
	4-4-3-6鋼製排水管製作工		第3編3-2-12-10鋼製排水管製作工	1-113
	4-4-3-7橋梁用防護柵製作工		第3編3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-112
	4-4-3-9仮設材製作工		第3編3-2-12-1仮設材製作工	1-105
	4-4-3-10工場塗装工		第3編3-2-12-11工場塗装工	1-114
第5節 軽量盛土工	4-4-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	1- 6
第6節 水門本体工	4-4-6-4既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工	1- 20
	4-4-6-5場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工	”
	4-4-6-6矢板工(遮水矢板)		第3編3-2-3-4矢板工	1- 8
	4-4-6-7床版工			1-128
	4-4-6-8堰柱工			”
	4-4-6-9門柱工			”
	4-4-6-10ゲート操作台工			”
	4-4-6-11胸壁工			”
	4-4-6-12翼壁工		第4編4-3-5-7翼壁工	”
	4-4-6-13水叩工		第4編4-3-5-8水叩工	”
第7節 護床工	4-4-7-3根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック工	1- 13
	4-4-7-5沈床工		第3編3-2-3-18沈床工	1- 14
	4-4-7-6捨石工		第3編3-2-3-19捨石工	”
	4-4-7-7かご工	じゃかご ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工	1- 16
		第3編3-2-3-27羽口工	”	
第8節 付属物設置工	4-4-8-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工	1- 9
	4-4-8-8階段工		第3編3-2-3-22階段工	1- 14
第9節 鋼管理橋上部工	4-4-9-4架設工(クレーン架設)		第3編第2章第13節 架設工(鋼橋)	1-115
	4-4-9-5架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編第2章第13節 架設工(鋼橋)	”
	4-4-9-6架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編第2章第13節 架設工(鋼橋)	”
	4-4-9-7架設工(架設桁架設)		第3編第2章第13節 架設工(鋼橋)	”
	4-4-9-8架設工(送出し架設)		第3編第2章第13節 架設工(鋼橋)	”
	4-4-9-9架設工(トラベラークレーン架設)		第3編第2章第13節 架設工(鋼橋)	”
	4-4-9-10支承工		第7編7-4-5-10支承工	1-157
第10節 橋梁現場塗装工	4-4-10-2現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工	1- 18
第11節 床版工	4-4-11-2床版工		第3編3-2-18-2床版工	1-125
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-4-12-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工	1- 14
	4-4-12-4地覆工		第7編7-4-8-5地覆工	1-158
	4-4-12-5橋梁用防護柵工		第7編7-4-8-6橋梁用防護柵工	”
	4-4-12-6橋梁用高欄工		第7編7-4-8-7橋梁用高欄工	”
	4-4-12-7検査路工		第7編7-4-8-8検査路工	”

【第4編 河川編】

	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第14節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	4-4-14-2プレテンション桁 製作工(購入工)		第3編3-2-3-12プレテンション桁 製作工(購入工)	1- 11	
	4-4-14-3ポストテンション 桁製作工		第3編3-2-3-13ポストテンション 桁製作工	”	
	4-4-14-4プレキャストセグ メント製作工(購入工)		第3編3-2-3-14プレキャストセグ メント製作工(購入工)	1- 12	
	4-4-14-5プレキャストセグ メント主桁組立工		第3編3-2-3-14プレキャストセグ メント主桁組立工	”	
	4-4-14-6支承工		第7編7-4-5-10支承工	1-157	
	4-4-14-7架設工(クレーン 架設)		第3編第2章第13節 架設工(鋼橋)	1-115	
	4-4-14-8架設工(架設桁架 設)		第3編第2章第13節 架設工(鋼橋)	”	
	4-4-14-9床版・横組工		第3編3-2-18-2床版工	1-125	
	4-4-14-10落橋防止装置工		第7編7-4-8-3落橋防止装置工	1-158	
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	4-4-15-3支承工		第7編7-4-5-10支承工	1-157	
	4-4-15-4落橋防止装置工		第7編7-4-8-3落橋防止装置工	1-158	
	4-4-15-5PCホロースラブ製 作工		第3編3-2-3-15PCホロースラブ製 作工	1- 12	
第16節 橋梁付属物工(コンクリ ート管理橋)	4-4-16-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工	1- 14	
	4-4-16-4地覆工		第7編7-4-8-5地覆工	1-158	
	4-4-16-5橋梁用防護柵工		第7編7-4-8-6橋梁用防護柵工	”	
	4-4-16-6橋梁用高欄工		第7編7-4-8-7橋梁用高欄工	”	
	4-4-16-7検査路工		第7編7-4-8-8検査路工	”	
第18節 舗装工	4-4-18-5アスファルト舗装 工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工	1- 25	
	4-4-18-6半たわみ性舗装工		第3編3-2-6-8半たわみ性舗装工	1- 37	
	4-4-18-7排水性舗装工		第3編3-2-6-9排水性舗装工	1- 47	
	4-4-18-8透水性舗装工		第3編3-2-6-10透水性舗装工	1- 59	
	4-4-18-9グースアスファ ルト舗装工		第3編3-2-6-11グースアスファ ルト舗装工	1- 63	
	4-4-18-10コンクリート舗 装工		第3編3-2-6-12コンクリート舗 装工	1- 69	
	4-4-18-11薄層カラー舗装 工		第3編3-2-6-13薄層カラー舗装工	1- 89	
	4-4-18-12ブロック舗装工		第3編3-2-6-14ブロック舗装工	1- 91	
第5章 堰					
第3節 工場製作工	4-5-3-3刃口金物製作工		第3編3-2-12-1刃口金物製作工	1-105	
	4-5-3-4桁製作工		第3編3-2-12-3桁製作工	1-106	
	4-5-3-5検査路製作工		第3編3-2-12-4検査路製作工	1-111	
	4-5-3-6鋼製伸縮継手製作 工		第3編3-2-12-5鋼製伸縮継手製作 工	”	
	4-5-3-7落橋防止装置製作 工		第3編3-2-12-6落橋防止装置製作 工	1-112	
	4-5-3-8鋼製排水管製作工		第3編3-2-12-10鋼製排水管製作工	1-113	
	4-5-3-9プレビーム用桁製 作工		第3編3-2-12-9プレビーム用桁製 作工	”	
	4-5-3-10橋梁用防護柵製作 工		第3編3-2-12-7橋梁用防護柵製作 工	1-112	
	4-5-3-12アンカーフレーム 製作工		第3編3-2-12-8アンカーフレーム 製作工	”	
	4-5-3-13仮設材製作工		第3編3-2-12-1仮設材製作工	1-105	
	4-5-3-14工場塗装工		第3編3-2-12-11工場塗装工	1-114	
	第5節 軽量盛土工	4-5-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	1- 6

【第4編 河川編】

	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第6節 可動堰本体工	4-5-6-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工	1- 20
	4-5-6-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工	1- 20
	4-5-6-5オープンケーソン基礎工		第3編3-2-4-7オープンケーソン基礎工	1- 21
	4-5-6-6ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	〃
	4-5-6-7矢板工		第3編3-2-3-4矢板工	1- 8
	4-5-6-8床版工		第4編4-4-6-7床版工	1-128
	4-5-6-9堰柱工		第4編4-4-6-8堰柱工	〃
	4-5-6-10門柱工		第4編4-4-6-9門柱工	〃
	4-5-6-11ゲート操作台工		第4編4-4-6-10ゲート操作台工	〃
	4-5-6-12水叩工		第4編4-3-5-8水叩工	〃
	4-5-6-13閘門工			〃
	4-5-6-14土砂吐工			〃
	4-5-6-15取付擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工	1-121
	第7節 固定堰本体工	4-5-7-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工
4-5-7-4場所打杭工			第3編3-2-4-5場所打杭工	〃
4-5-7-5オープンケーソン基礎工			第3編3-2-4-7オープンケーソン基礎工	1- 21
4-5-7-6ニューマチックケーソン基礎工			第3編3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	〃
4-5-7-7矢板工			第3編3-2-3-4矢板工	1- 8
4-5-7-8堰本体工				1-128
4-5-7-9水叩工				〃
4-5-7-10土砂吐工				〃
4-5-7-11取付擁壁工			第3編3-2-15-1場所打擁壁工	1-121
第8節 魚道工		4-5-8-3魚道本体工		
第9節 管理橋下部工	4-5-9-2管理橋橋台工			〃
第10節 鋼管理橋上部工	4-5-10-4架設工(クレーン架設)		第3編第2章第13節 架設工(鋼橋)	1-115
	4-5-10-5架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編第2章第13節 架設工(鋼橋)	〃
	4-5-10-6架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編第2章第13節 架設工(鋼橋)	〃
	4-5-10-7架設工(架設桁架設)		第3編第2章第13節 架設工(鋼橋)	〃
	4-5-10-8架設工(送出し架設)		第3編第2章第13節 架設工(鋼橋)	〃
	4-5-10-9架設工(トラベラークレーン架設)		第3編第2章第13節 架設工(鋼橋)	〃
	4-5-10-10支承工		第7編7-4-5-10支承工	1-157
第11節 橋梁現場塗装工	4-5-11-2現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工	1- 18
第12節 床版工	4-5-12-2床版工		第3編3-2-18-2床版工	1-125
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-5-13-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工	1- 14
	4-5-13-4地覆工		第7編7-4-8-5地覆工	1-158
	4-5-13-5橋梁用防護柵工		第7編7-4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	4-5-13-6橋梁用高欄工		第7編7-4-8-7橋梁用高欄工	〃
	4-5-13-7検査路工		第7編7-4-8-8検査路工	〃

【第4編 河川編】

	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	4-5-15-2プレテンション桁 製作工(購入工)		第3編3-2-3-12プレテンション桁 製作工(購入工)	1- 11
	4-5-15-3ポストテンション 桁製作工		第3編3-2-3-13ポストテンション 桁製作工	”
	4-5-15-4プレキャストセグ メント製作工(購入工)		第3編3-2-3-14プレキャストセグ メント製作工(購入工)	1- 12
	4-5-15-5プレキャストセグ メント主桁組立工		第3編3-2-3-14プレキャストセグ メント主桁組立工	”
	4-5-15-6支承工		第7編7-4-5-10支承工	1-157
	4-5-15-7架設工(クレーン 架設)		第3編第2章第13節 架設工(鋼橋)	1-115
	4-5-15-8架設工(架設桁架 設)		第3編第2章第13節 架設工(鋼橋)	”
	4-5-15-9床版・横組工		第3編3-2-18-2床版工	1-125
	4-5-15-10落橋防止装置工		第7編7-4-8-3落橋防止装置工	1-158
第16節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋ホロースラブ橋)	4-5-16-3支承工		第7編7-4-5-10支承工	1-157
	4-5-16-4落橋防止装置工		第7編7-4-8-3落橋防止装置工	1-158
	4-5-16-5PCホロースラブ製 作工		第3編3-2-3-15PCホロースラブ製 作工	1- 12
第17節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)	4-5-17-3支承工		第7編7-4-5-10支承工	1-157
	4-5-17-4PC箱桁製作工		第3編3-2-3-16PC箱桁製作工	1-18
	4-5-17-5落橋防止装置工		第7編7-4-8-3落橋防止装置工	1-158
第18節 橋梁付属物工(コンクリ ート管理橋)	4-5-18-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工	1- 14
	4-5-18-4地覆工		第7編7-4-8-5地覆工	1-158
	4-5-18-5橋梁用防護柵工		第7編7-4-8-6橋梁用防護柵工	”
	4-5-18-6橋梁用高欄工		第7編7-4-8-7橋梁用高欄工	”
	4-5-18-7検査路工		第7編7-4-8-8検査路工	”
第20節 付属物設置工	4-5-20-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工	1- 9
	4-5-20-7階段工		第3編3-2-3-22階段工	1- 14
第6章 排水機場				
第3節 軽量盛土工	4-6-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	1- 6
第4節 機場本体工	4-6-4-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工	1- 20
	4-6-4-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工	”
	4-6-4-5矢板工		第3編3-2-3-4矢板工	1- 8
	4-6-4-6本体工			1-130
	4-6-4-7燃料貯油槽工			”
第5節 沈砂池工	4-6-5-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工	1- 20
	4-6-5-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工	”
	4-6-5-5矢板工		第3編3-2-3-4矢板工	1- 8
	4-6-5-6場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工	1-121
	4-6-5-7コンクリート床版 工			1-130
	4-6-5-8ブロック床版工		第3編3-2-3-17根固めブロック工	1- 13
	4-6-5-9場所打水路工		第3編3-3-2-29場所打水路工	1- 17
第6節 吐出水槽工	4-6-6-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工	1- 20
	4-6-6-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工	1- 20
	4-6-6-5矢板工		第3編3-2-3-4矢板工	1- 8
	4-6-6-6本体工		第4編4-6-4-6本体工	1-130

【第4編 河川編】

	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第7章 床止め・床固め					
第3節 軽量盛土工	4-7-3-2		第1編1-2-4-3路体盛土工	1- 6	
第4節 床止め工	4-7-4-4		第3編3-2-4-4既製杭工	1- 20	
	4-7-4-5		第3編3-2-3-4矢板工	1- 8	
	4-7-4-6	本体工	床固め本体工		1-131
		植石張り		第3編3-2-5-5石積(張)工	1- 23
		根固めブロック		第3編3-2-3-17根固めブロック工	1- 13
	4-7-4-7		第3編3-2-15-1場所打擁壁工	1-121	
	4-7-4-8	水叩工	水叩工		1-131
		巨石張り		第3編3-2-3-26多自然型護岸工	1- 15
根固めブロック			第3編3-2-3-17根固めブロック工	1- 13	
第5節 床固め工	4-7-5-4		第4編4-7-4-6本体工	1-131	
	4-7-5-5		第4編4-7-4-6本体工	”	
	4-7-5-6			”	
	4-7-5-7		第4編4-7-4-8水叩工	”	
第6節 山留擁壁工	4-7-6-3		第3編3-2-15-1場所打擁壁工	1-121	
	4-7-6-4		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工	1- 22	
	4-7-6-5		第3編3-2-5-5石積(張)工	1- 23	
	4-7-6-6		第3編3-2-4-3基礎工(護岸)	1- 19	
第8章 河川維持					
第7節 路面補修工	4-8-7-3		第1編1-2-3-6堤防天端工	1- 4	
	4-8-7-4		第3編3-2-6-12コンクリート舗装補修工	1- 69	
	4-8-7-5		第3編3-2-6-7アスファルト舗装補修工	1- 25	
第8節 付属物復旧工	4-8-8-2		第3編3-2-3-8路側防護柵工	1- 9	
第9節 付属物設置工	4-8-9-3		第3編3-2-3-7防止柵工	1- 9	
	4-8-9-5		第3編3-2-3-10道路付属物工	1- 10	
第10節 光ケーブル配管工	4-8-10-3		第4編4-1-13-3配管工	1-126	
	4-8-10-4		第4編4-1-13-4ハンドホール工	1-127	
第12節 植栽維持工	4-8-12-3		第3編3-2-14-2植生工	1-116	
第9章 河川修繕					
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		第1編1-2-4-3路体盛土工	1- 6	
第4節 腹付工	4-9-4-2		第1編1-2-3-5法面整形工	1- 4	
	4-9-4-3		第3編3-2-14-2植生工	1-116	
第5節 側帯工	4-9-5-2	じゃかご工	第3編3-2-3-27羽口工	1- 16	
		連節ブロック張り	第3編3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	1- 22	
		コンクリートブロック張り	第3編3-2-5-3コンクリートブロック工	”	
	石張り	第3編3-2-5-5石積(張)工	1- 23		
4-9-5-3		第3編3-2-14-2植生工	1-116		
第6節 堤脚保護工	4-9-6-3		第3編3-2-5-5石積(張)工	1- 23	
	4-9-6-4		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工	1- 22	

【第4編 河川編】

	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第7節 管理用通路工	4-9-7-2防護柵工		第3編3-2-3-7防止柵工	1- 9	
	4-9-7-4路面切削工		第3編3-2-6-15路面切削工	1- 93	
	4-9-7-5舗装打換え工		第3編3-2-6-16舗装打換え工	1- 94	
	4-9-7-6オーバーレイ工		第3編3-2-6-17オーバーレイ工	〃	
	4-9-7-7排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠		第3編3-2-3-29側溝工	1- 17
		集水桝工		第3編3-2-3-30集水桝工	1- 18
4-9-7-8道路付属物工	歩車道境界ブロック		第3編3-2-3-5縁石工	1- 8	
第8節 現場塗装工	4-9-8-3付属物塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工	1- 18	
	4-9-8-4コンクリート面塗装工		第3編3-2-3-11コンクリート面塗装工	1- 10	

【第5編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 堤防・護岸					
第3節 軽量盛土工	5-1-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	1- 6	
第4節 地盤改良工	5-1-4-2表層安定処理工		第3編3-2-7-4表層安定処理工	1- 97	
	5-1-4-3パイルネット工		第3編3-2-7-5パイルネット工	1- 98	
	5-1-4-4パーチカルドレーン工		第3編3-2-7-7パーチカルドレーン工	1- 99	
	5-1-4-5締固め改良工		第3編3-2-7-8締固め改良工	〃	
	5-1-4-6固結工		第3編3-2-7-9固結工	〃	
第5節 護岸基礎工	5-1-5-4捨石工		第3編3-2-3-19捨石工	1- 14	
	5-1-5-5場所打コンクリート工			1-132	
	5-1-5-6海岸コンクリートブロック工			〃	
	5-1-5-7笠コンクリート工		第3編3-2-4-3基礎工（護岸）	1- 19	
	5-1-5-8基礎工		第3編3-2-4-3基礎工（護岸）	〃	
	5-1-5-9矢板工		第3編3-2-3-4矢板工	1- 8	
第6節 護岸工	5-1-6-3石積（張）工		第3編3-2-5-5石積（張）工	1- 23	
	5-1-6-4海岸コンクリートブロック工			1-132	
	5-1-6-5コンクリート被覆工			1-133	
第7節 擁壁工	5-1-7-3場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工	1-121	
第8節 天端被覆工	5-1-8-2コンクリート被覆工			1-133	
第9節 波返工	5-1-9-3波返工			〃	
第10節 裏法被覆工	5-1-10-2石積（張）工		第3編3-2-5-5石積（張）工	1- 23	
	5-1-10-3コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工	1- 22	
	5-1-10-4コンクリート被覆工		第5編5-1-6-5コンクリート被覆工	1-133	
	5-1-10-5法枠工		第3編3-2-14-4法枠工	1-119	
第11節 カルバート工	5-1-11-3プレキャストカルバート工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工	1- 16	
第12節 排水構造物工	5-1-12-3側溝工		第3編3-2-3-29側溝工	1- 17	
	5-1-12-4集水桝工		第3編3-2-3-30集水桝工	1- 18	
	5-1-12-5管渠工	プレキャストパイプ	第3編3-2-3-29側溝工	1- 17	
		プレキャストボックス	第3編3-2-3-29側溝工	〃	
		コルゲートパイプ	第3編3-2-3-29側溝工	〃	
		タグタイル铸铁管	第3編3-2-3-29側溝工	〃	
5-1-12-6場所打水路工		第3編3-2-3-29側溝工	〃		
第13節 付属物設置工	5-1-13-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工	1- 9	
	5-1-13-6階段工		第3編3-2-3-22階段工	1- 14	
第14節 付帯道路工	5-1-14-3路側防護柵工		第3編3-2-3-8路側防護柵工	1- 9	
	5-1-14-5アスファルト舗装工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工	1- 25	
	5-1-14-6コンクリート舗装工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装工	1- 69	
	5-1-14-7薄層カラー舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラー舗装工	1- 89	
	5-1-14-8側溝工		第3編3-2-3-29側溝工	1- 17	
	5-1-14-9集水桝工		第3編3-2-3-30集水桝工	1- 18	
	5-1-14-10縁石工		第3編3-2-3-5縁石工	1- 8	
	5-1-14-11区画線工		第3編3-2-3-9区画線工	1- 10	
	第15節 付帯道路施設工	5-1-15-3道路付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工	1- 10
		5-1-15-4小型標識工		第3編3-2-3-6小型標識工	1- 8

【第5編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 突堤・人工岬					
第3節 軽量盛土工	5-2-3-2		第1編1-2-4-3路体盛土工	1- 6	
第4節 突堤基礎工	5-2-4-4			1-134	
	5-2-4-5			〃	
第5節 突堤本体工	5-2-5-2			〃	
	5-2-5-5			1-135	
	5-2-5-6		第3編3-2-4-4既製杭工	1- 20	
	5-2-5-7		第3編3-2-4-4既製杭工	〃	
	5-2-5-8		第3編3-2-3-4矢板工	1- 8	
	5-2-5-9			1-135	
	5-2-5-10			〃	
	5-2-5-11	ケーソン工製作			1-136
		ケーソン工据付			〃
	5-2-5-12	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリート ブロック)			〃
セルラー工製作				1-137	
セルラー工据付				〃	
第6節 根固め工	5-2-6-2			〃	
	5-2-6-3			1-138	
第7節 消波工	5-2-7-2		第3編3-2-3-19捨石工	1- 14	
	5-2-7-3			1-138	
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）					
第3節 海域堤基礎工	5-3-3-3			〃	
	5-3-3-4		第5編5-2-4-5吸出し防止工	1-134	
第4節 海域堤本体工	5-3-4-2		第3編3-2-3-19捨石工	1- 14	
	5-3-4-3		第5編5-2-5-5海岸コンクリート ブロック工	1-135	
	5-3-4-4		第5編5-2-5-11ケーソン工	1-136	
	5-3-4-5		第5編5-2-5-12セルラー工	1-137	
	5-3-4-6		第5編5-2-5-10場所打ちコン クリート工	1-135	
第4章 浚渫（海）					
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	5-4-3-2		第3編3-2-16-3浚渫船運転工	1-124	
第4節 浚渫工（グラブ船）	5-4-4-2		第3編3-2-16-3浚渫船運転工	〃	
第5章 養浜					
第3節 軽量盛土工	5-5-3-2		第1編1-2-4-3路体盛土工	1- 6	
第4節 砂止工	5-5-4-2		第5編5-2-6-3根固めブロック	1-138	

【第6編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤				
第3節 工場製作工	6-1-3-3鋼製堰堤製作工		第3編3-2-12-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	1-109
	6-1-3-4鋼製堰堤仮設材製作工			1-139
	6-1-3-5工場塗装工		第3編3-2-12-11工場塗装工	1-114
第5節 軽量盛土工	6-1-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	1- 6
第6節 法面工	6-1-6-2植生工		第3編3-2-14-2植生工	1-116
	6-1-6-3法面吹付工		第3編3-2-14-3吹付工	1-118
	6-1-6-4法枠工		第3編3-2-14-4法枠工	1-119
	6-1-6-6アンカー工		第3編3-2-14-6アンカー工	1-120
	6-1-6-7かご工	じゃかご ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工 第3編3-2-3-27羽口工	1- 16 1- 16
第8節 コンクリート堰堤工	6-1-8-4コンクリート堰堤 本体工			1-139
	6-1-8-5コンクリート副堰 堤工		第6編6-1-8-4コンクリート堰堤本 体工	〃
	6-1-8-6コンクリート側壁 工			〃
	6-1-8-8水叩工			1-140
第9節 鋼製堰堤工	6-1-9-5鋼製堰堤本体工	不透過型		〃
		透過型		1-141
	6-1-9-6鋼製側壁工			1-143
	6-1-9-7コンクリート側壁 工		第6編6-1-8-6コンクリート側壁工	1-139
	6-1-9-9水叩工		第6編6-1-8-8水叩工	1-140
	6-1-9-10現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工	1- 18
第10節 護床工・根固め工	6-1-10-4根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック工	1- 13
	6-1-10-6沈床工		第3編3-2-3-18沈床工	1- 14
	6-1-10-7かご工	じゃかご ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工 第3編3-2-3-27羽口工	1- 16 〃
第11節 砂防堰堤付属物設置工	6-1-11-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工	1- 9
第12節 付帯道路工	6-1-12-3路側防護柵工		第3編3-2-3-8路側防護柵工	〃
	6-1-12-5アスファルト舗装 工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工	1- 25
	6-1-12-6コンクリート舗装 工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装 工	1- 69
	6-1-12-7薄層カラー舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラー舗装工	1- 89
	6-1-12-8側溝工		第3編3-2-3-29側溝工	1- 17
	6-1-12-9集水柵工		第3編3-2-3-30集水柵工	1- 18
	6-1-12-10縁石工		第3編3-2-3-5縁石工	1- 8
	6-1-12-11区画線工		第3編3-2-3-9区画線工	1- 10
第13節 付帯道路施設工	6-1-13-3道路付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工	〃
	6-1-13-4小型標識工		第3編3-2-3-6小型標識工	1- 8
第2章 流路				
第3節 軽量盛土工	6-2-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	1- 6
第4節 流路護岸工	6-2-4-4基礎工		第3編3-2-4-3基礎工(護岸)	1- 19
	6-2-4-5コンクリート擁壁 工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工	1-121
	6-2-4-6ブロック積擁壁工		第3編3-2-5-3コンクリートブロッ ク工	1- 22
	6-2-4-7石積擁壁工		第3編3-2-5-5石積(張)工	1- 23
	6-2-4-8護岸付属物工		第4編4-1-7-4護岸付属物工	1-126
	6-2-4-9植生工		第3編3-2-14-2植生工	1-116

【第6編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節 床固め工	6-2-5-4床固め本体工		第6編6-1-8-4コンクリート堰堤本体工	1-139
	6-2-5-5垂直壁工		第6編6-1-8-4コンクリート堰堤本体工	〃
	6-2-5-6側壁工		第6編6-1-8-6コンクリート側壁工	〃
	6-2-5-7水叩工		第6編6-1-8-8水叩工	1-140
	6-2-5-8魚道工			1-143
第6節 根固め・水制工	6-2-6-4根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック	1- 13
	6-2-6-6捨石工		第3編3-2-3-19捨石工	1- 14
	6-2-6-7かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工	1- 16
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工	〃
	かごマット	第3編3-2-3-26多自然型護岸工	1- 15	
第7節 流路付属物設置工	6-2-7-2階段工		第3編3-2-3-22階段工	1- 14
	6-2-7-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工	1- 9
第3章 斜面对策				
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	1- 6
第4節 法面工	6-3-4-2植生工		第3編3-2-14-2植生工	1-116
	6-3-4-3吹付工		第3編3-2-14-3吹付工	1-118
	6-3-4-4法枠工		第3編3-2-14-4法枠工	1-119
	6-3-4-5かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工	1- 16
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工	〃
	6-3-4-6アンカー工 (プレキャストコンクリート板)		第3編3-2-14-6アンカー工	1-120
6-3-4-7抑止アンカー工		第3編3-2-14-6アンカー工	〃	
第5節 擁壁工	6-3-5-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工	1- 20
	6-3-5-4場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工	1-121
	6-3-5-5プレキャスト擁壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-122
	6-3-5-6補強土壁工		第3編3-2-15-3補強土壁工	1-123
	6-3-5-7井桁ブロック工		第3編3-2-15-4井桁ブロック工	〃
	6-3-5-8落石防護工		第7編7-1-11-5落石防護柵工	1-146
第6節 山腹水路工	6-3-6-3山腹集水路・排水路工		第3編3-2-3-29側溝工	1- 17
	6-3-6-4山腹明暗渠工			1-143
	6-3-6-5山腹暗渠工		第3編3-2-3-29側溝工	1- 17
	6-3-6-6現場打水路工		第3編3-2-3-29側溝工	〃
	6-3-6-7集水柵工		第3編3-2-3-30集水柵工	1- 18
第7節 地下水排除工	6-3-7-4集排水ボーリング工			1-144
	6-3-7-5集水井工			1-144
第8節 地下水遮断工	6-3-8-3場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工	1-121
	6-3-8-4固結工		第3編3-2-7-9固結工	1- 99
	6-3-8-5矢板工		第3編3-2-3-4矢板工	1- 8
第9節 抑止杭工	6-3-9-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工	1- 20
	6-3-9-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工	〃
	6-3-9-5シャフト工 (深礎工)		第3編3-2-4-6深礎工	1- 21
	6-3-9-6合成杭工			1-144

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 道路改良					
第3節 工場製作工	7-1-3-2遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		1-145	
		工場塗装工	第3編3-2-12-11工場塗装工	1-114	
第4節 地盤改良工	7-1-4-2路床安定処理工		第3編3-2-7-2路床安定処理工	1- 96	
		7-1-4-3置換工	第3編3-2-7-3置換工	”	
		7-1-4-4サンドマット工	第3編3-2-7-6サンドマット工	1- 98	
		7-1-4-5パーチカルドレーン工	第3編3-2-7-7パーチカルドレーン工	1- 99	
		7-1-4-6締固め改良工	第3編3-2-7-8締固め改良工	”	
		7-1-4-7固結工	第3編3-2-7-9固結工	”	
第5節 法面工	7-1-5-2植生工		第3編3-2-14-2植生工	1-116	
		7-1-5-3法面吹付工	第3編3-2-14-3吹付工	1-118	
		7-1-5-4法枠工	第3編3-2-14-4法枠工	1-119	
		7-1-5-6アンカー工	第3編3-2-14-6アンカー工	1-120	
		7-1-5-7かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工	1- 16
			ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工	”
第6節 軽量盛土工	7-1-6-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	1- 6	
第7節 擁壁工	7-1-7-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工	1- 20	
		7-1-7-4場所打杭工	第3編3-2-4-5場所打杭工	”	
		7-1-7-5場所打擁壁工	第3編3-2-15-1場所打擁壁工	1-121	
		7-1-7-6プレキャスト擁壁	第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁	1-122	
		7-1-7-7補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	第3編3-2-15-3補強土壁工	1-123
			多数アンカー式補強土工法	第3編3-2-15-3補強土壁工	”
ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第3編3-2-15-3補強土壁工		”		
7-1-7-8井桁ブロック工		第3編3-2-15-4井桁ブロック工	”		
第8節 石・ブロック積（張）工	7-1-8-3コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工	1- 22	
		7-1-8-4石積（張）工	第3編3-2-5-5石積（張）工	1- 23	
第9節 カルバート工	7-1-9-4既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工	1- 20	
		7-1-9-5場所打杭工	第3編3-2-4-5場所打杭工	”	
		7-1-9-6場所打函渠工		1-145	
		7-1-9-7プレキャストカルバート工	第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工	1- 16	
第10節 排水構造物工（小型水路工）	7-1-10-3側溝工		第3編3-2-3-29側溝工	1- 17	
		7-1-10-4管渠工	第3編3-2-3-29側溝工	”	
		7-1-10-5集水樹・マンホール工	第3編3-2-3-30集水樹工	1- 18	
		7-1-10-6地下排水工	第3編3-2-3-29側溝工	1- 17	
		7-1-10-7場所打水路工	第3編3-2-3-29側溝工	”	
		7-1-10-8排水工（小段排水・縦排水）	第3編3-2-3-29側溝工	”	
第11節 落石雪害防止工	7-1-11-4落石防止網工			1-145	
		7-1-11-5落石防護柵工		1-146	
		7-1-11-6防雪柵工		”	
		7-1-11-7雪崩予防柵工		1-147	
第12節 遮音壁工	7-1-12-4遮音壁基礎工			”	
		7-1-12-5遮音壁本体工		”	

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 舗装				
第3節 地盤改良工	7-2-3-2路床安定処理工		第3編3-2-7-2路床安定処理工	1- 96
	7-2-3-3置換工		第3編3-2-7-3置換工	〃
第4節 舗装工	7-2-4-5アスファルト舗装工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工	1- 25
	7-2-4-6半たわみ性舗装工		第3編3-2-6-8半たわみ性舗装工	1- 37
	7-2-4-7排水性舗装工		第3編3-2-6-9排水性舗装工	1- 47
	7-2-4-8透水性舗装工		第3編3-2-6-10透水性舗装工	1- 59
	7-2-4-9グースアスファルト舗装工		第3編3-2-6-11グースアスファルト舗装工	1- 63
	7-2-4-10コンクリート舗装工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装工	1- 69
	7-2-4-11薄層カラー舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラー舗装工	1- 89
	7-2-4-12ブロック舗装工		第3編3-2-6-14ブロック舗装工	1- 91
	7-2-4歩道路盤工			1-148
	7-2-4取合舗装路盤工			〃
	7-2-4路肩舗装路盤工			〃
	7-2-4歩道舗装工			〃
	7-2-4取合舗装工			〃
	7-2-4路肩舗装工			〃
	7-2-4表層工			〃
第5節 排水構造物工（路面排水工）	7-2-5-3側溝工		第3編3-2-3-29側溝工	1- 17
	7-2-5-4管渠工		第3編3-2-3-29側溝工	〃
	7-2-5-5集水柵（街渠柵）・マンホール工		第3編3-2-3-30集水柵工	1- 18
	7-2-5-6地下排水工		第3編3-2-3-29側溝工	1- 17
	7-2-5-7場所打水路工		第3編3-2-3-29側溝工	〃
	7-2-5-8排水工（小段排水・縦排水）		第3編3-2-3-29側溝工	〃
	7-2-5-9排水性舗装用路肩排水工			1-149
第6節 縁石工	7-2-6-3縁石工		第3編3-2-3-5縁石工	1- 8
第7節 踏掛版工	7-2-7-4踏掛版工	コンクリート工		1-149
		ラバーシュー		〃
		アンカーボルト		〃
第8節 防護柵工	7-2-8-3路側防護柵工		第3編3-2-3-8路側防護柵工	1- 9
	7-2-8-4防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工	〃
	7-2-8-5ボックスビーム工		第3編3-2-3-8路側防護柵工	〃
	7-2-8-6車止めポスト工		第3編3-2-3-7防止柵工	〃
第9節 標識工	7-2-9-3小型標識工		第3編3-2-3-6小型標識工	1- 8
	7-2-9-4大型標識工	標識基礎工		1-149
		標識柱工		1-150
第10節 区画線工	7-2-10-2区画線工		第3編3-2-3-9区画線工	1- 10
第12節 道路付属施設工	7-2-12-4道路付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工	〃
				1-151
	7-2-12-5ケーブル配管工	ハンドホール		〃
	7-2-12-6照明工	照明柱基礎工		〃
第13節 橋梁付属物工	7-2-13-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工	1- 14

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第3章 橋梁下部					
第3節 工場製作工	7-3-3-2刃口金物製作工		第3編3-2-12-1刃口金物製作工	1-105	
	7-3-3-3鋼製橋脚製作工			1-152	
	7-3-3-4アンカーフレーム製作工		第3編3-2-12-8アンカーフレーム製作工	1-112	
	7-3-3-5工場塗装工		第3編3-2-12-11工場塗装工	1-114	
第5節 軽量盛土工	7-3-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	1- 6	
第6節 橋台工	7-3-6-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工	1- 20	
	7-3-6-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工	”	
	7-3-6-5深礎工		第3編3-2-4-6深礎工	1- 21	
	7-3-6-6オープンケーソン基礎工		第3編3-2-4-7オープンケーソン基礎工	”	
	7-3-6-7ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	”	
	7-3-6-8橋台躯体工			1-153	
第7節 RC橋脚工	7-3-7-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工	1- 20	
	7-3-7-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工	”	
	7-3-7-5深礎工		第3編3-2-4-6深礎工	1- 21	
	7-3-7-6オープンケーソン基礎工		第3編3-2-4-7オープンケーソン基礎工	”	
	7-3-7-7ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	”	
	7-3-7-8鋼管矢板基礎工		第3編3-2-4-9鋼管矢板基礎工	1- 22	
	7-3-7-9橋脚躯体工	張出式			1-154
		重力式			”
		半重力式			”
ラーメン式				1-155	
第8節 鋼製橋脚工	7-3-8-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工	1- 20	
	7-3-8-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工	”	
	7-3-8-5深礎工		第3編3-2-4-6深礎工	1- 21	
	7-3-8-6オープンケーソン基礎工		第3編3-2-4-7オープンケーソン基礎工	”	
	7-3-8-7ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	”	
	7-3-8-8鋼管矢板基礎工		第3編3-2-4-9鋼管矢板基礎工	1- 22	
	7-3-8-9橋脚フーチング工	I型・T型			1-155
		門型			1-156
	7-3-8-10橋脚架設工	I型・T型			”
		門型			”
	7-3-8-11現場継手工				”
	7-3-8-12現場塗装工			第3編3-2-3-31現場塗装工	1- 18
第9節 護岸基礎工	7-3-9-3基礎工		第3編3-2-4-3基礎工（護岸）	1- 19	
	7-3-9-4矢板工		第3編3-2-3-4矢板工	1- 8	
第10節 矢板護岸工	7-3-10-3笠コンクリート工		第3編3-2-4-3基礎工（護岸）	1- 19	
	7-3-10-4矢板工		第3編3-2-3-4矢板工	1- 8	
第11節 法覆護岸工	7-3-11-2コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工	1- 22	
	7-3-11-3護岸付属物工		第4編4-1-7-4護岸付属物工	1-126	
	7-3-11-4緑化ブロック工		第3編3-2-5-4緑化ブロック工	1- 23	
	7-3-11-5環境護岸ブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工	1- 22	
	7-3-11-6石積（張）工		第3編3-2-5-5石積（張）工	1- 23	
	7-3-11-7法枠工		第3編3-2-14-4法枠工	1-119	

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第11節 法覆護岸工	7-3-11-8多自然型護岸工	巨石張り	第3編3-2-3-26多自然型護岸工	1- 15	
		巨石積み	第3編3-2-3-26多自然型護岸工	〃	
		かごマット	第3編3-2-3-26多自然型護岸工	〃	
	7-3-11-9吹付工		第3編3-2-14-3吹付工	1-118	
	7-3-11-10植生工		第3編3-2-14-2植生工	1-116	
	7-3-11-11覆土工		第1編1-2-3-5法面整形工	1- 4	
	7-3-11-12羽口工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工	1- 16	
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工	〃	
		かご枠	第3編3-2-3-27羽口工	〃	
		連節ブロック張り	第3編3-2-5-3コンクリートブロック工	1- 22	
第12節 擁壁護岸工	7-3-12-3場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工	1-121	
	7-3-12-4プレキャスト擁壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-122	
第4章 鋼橋上部					
第3節 工場製作工	7-4-3-3桁製作工		第3編3-2-12-3桁製作工	1-106	
	7-4-3-4検査路製作工		第3編3-2-12-4検査路製作工	1-111	
	7-4-3-5鋼製伸縮継手製作工		第3編3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-111	
	7-4-3-6落橋防止装置製作工		第3編3-2-12-6落橋防止装置製作工	1-112	
	7-4-3-7鋼製排水管製作工		第3編3-2-12-10鋼製排水管製作工	1-113	
	7-4-3-8橋梁用防護柵製作工		第3編3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-112	
	7-4-3-9橋梁用高欄製作工			1-157	
	7-4-3-10横断歩道橋製作工		第3編3-2-12-3桁製作工	1-106	
	7-4-3-12アンカーフレーム製作工		第3編3-2-12-8アンカーフレーム製作工	1-112	
	7-4-3-13工場塗装工		第3編3-2-12-11工場塗装工	1-114	
第5節 鋼橋架設工	7-4-5-4架設工（クレーン架設）		第3編第2章第13節 架設工（鋼橋）	1-115	
	7-4-5-5架設工（ケーブルクレーン架設）		第3編第2章第13節 架設工（鋼橋）	〃	
	7-4-5-6架設工（ケーブルエレクション架設）		第3編第2章第13節 架設工（鋼橋）	〃	
	7-4-5-7架設工（架設桁架設）		第3編第2章第13節 架設工（鋼橋）	〃	
	7-4-5-8架設工（送出し架設）		第3編第2章第13節 架設工（鋼橋）	〃	
	7-4-5-9架設工（トラベラークレーン架設）		第3編第2章第13節 架設工（鋼橋）	〃	
	7-4-5-10支承工	鋼製支承			1-157
ゴム支承				〃	
第6節 橋梁現場塗装工	7-4-6-3現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工	1- 18	
第7節 床版工	7-4-7-2床版工		第3編3-2-18-2床版工	1-125	
第8節 橋梁付属物工	7-4-8-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工	1- 14	
	7-4-8-3落橋防止装置工			1-158	
	7-4-8-5地覆工			〃	
	7-4-8-6橋梁用防護柵工			〃	
	7-4-8-7橋梁用高欄工			〃	
	7-4-8-8検査路工			〃	
第9節 歩道橋本体工	7-4-9-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工	1- 20	
	7-4-9-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工	〃	
	7-4-9-5橋脚フーチング工	I型		第7編7-3-8-9橋脚フーチング工	1-155
		T型		第7編7-3-8-9橋脚フーチング工	〃
	7-4-9-6歩道橋（側道橋）架設工		第3編第2章第13節 架設工（鋼橋）	1-115	
	7-4-9-7現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工	1- 18	

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5章 コンクリート橋上部				
第3節 工場製作工	7-5-3-2プレビーム用桁製作工		第3編3-2-12-9プレビーム用桁製作工	1-113
	7-5-3-3橋梁用防護柵製作工		第3編3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-112
	7-5-3-4鋼製伸縮継手製作工		第3編3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-111
	7-5-3-5検査路製作工		第3編3-2-12-4検査路製作工	〃
	7-5-3-6工場塗装工		第3編3-2-12-11工場塗装工	1-114
第5節 PC橋工	7-5-5-2プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	第3編3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	1- 11
		スラブ橋	第3編3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	〃
	7-5-5-3ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	〃
	7-5-5-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編3-2-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）	1- 12
	7-5-5-5プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	〃
	7-5-5-6支承工		第7編7-4-5-10支承工	1-157
	7-5-5-7架設工（クレーン架設）		第3編第2章第13節 架設工（コンクリート橋）	1-116
	7-5-5-8架設工（架設桁架設）		第3編第2章第13節 架設工（コンクリート橋）	〃
	7-5-5-9床版・横組工		第3編3-2-18-2床版工	1-125
	7-5-5-10落橋防止装置工		第7編7-4-8-3落橋防止装置工	1-158
第6節 プレビーム桁橋工	7-5-6-2プレビーム桁製作工	現場		1-159
	7-5-6-3支承工		第7編7-4-5-10支承工	1-157
	7-5-6-4架設工（クレーン架設）		第3編第2章第13節 架設工（鋼橋）	1-115
	7-5-6-5架設工（架設桁架設）		第3編第2章第13節 架設工（鋼橋）	〃
	7-5-6-6床版・横組工		第3編3-2-18-2床版工	1-125
7-5-6-9落橋防止装置工		第7編7-4-8-3落橋防止装置工	1-158	
第7節 PCホロースラブ橋工	7-5-7-3支承工		第7編7-4-5-10支承工	1-157
	7-5-7-4PCホロースラブ製作工		第3編3-2-3-15PCホロースラブ製作工	1- 12
	7-5-7-5落橋防止装置工		第7編7-4-8-3落橋防止装置工	1-158
第8節 RCホロースラブ橋工	7-5-8-3支承工		第7編7-4-5-10支承工	1-157
	7-5-8-4RC場所打ホロースラブ製作工		第3編3-2-3-15PCホロースラブ製作工	1- 12
	7-5-8-5落橋防止装置工		第7編7-4-8-3落橋防止装置工	1-158
第9節 PC版桁橋工	7-5-9-2PC版桁製作工		第3編3-2-3-15PCホロースラブ製作工	1- 12
第10節 PC箱桁橋工	7-5-10-3支承工		第7編7-4-5-10支承工	1-157
	7-5-10-4PC箱桁製作工		第3編3-2-3-16PC箱桁製作工	1- 13
	7-5-10-5落橋防止装置工		第7編7-4-8-3落橋防止装置工	1-158
第11節 PC片持箱桁橋工	7-5-11-2PC片持箱桁製作工		第3編3-2-3-16PC箱桁製作工	1- 13
	7-5-11-3支承工		第7編7-4-5-10支承工	1-157
	7-5-11-4架設工（片持架設）		第3編第2章第13節 架設工（コンクリート橋）	1-116
第12節 PC押し箱桁橋工	7-5-12-2PC押し箱桁製作工		第3編3-2-3-16PC押し箱桁製作工	1- 13
	7-5-12-3架設工（押し架設）		第3編第2章第13節 架設工（コンクリート橋）	1-116
第13節 橋梁付属物工	7-5-13-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工	1- 14
	7-5-13-4地覆工		第7編7-4-8-5地覆工	1-158
	7-5-13-5橋梁用防護柵工		第7編7-4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	7-5-13-6橋梁用高欄工		第7編7-4-8-7橋梁用高欄工	〃
	7-5-13-7検査路工		第7編7-4-8-8検査路工	〃

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第6章 トンネル (NATM)					
第4節 支保工	7-6-4-3吹付工			1-159	
	7-6-4-4ロックボルト工			〃	
第5節 覆工	7-6-5-3覆工コンクリート工			1-160	
	7-6-5-4側壁コンクリート工		第7編7-6-5-3覆工コンクリート工	〃	
	7-6-5-5床版コンクリート工			1-161	
第6節 インパート工	7-6-6-4インパート本体工			〃	
第7節 坑内付帯工	7-6-7-5地下排水工		第3編3-2-3-29側溝工	1- 17	
第8節 坑門工	7-6-8-4坑門本体工			1-161	
	7-6-8-5明り巻工			1-162	
第9章 電線共同溝					
第5節 電線共同溝工	7-9-5-2管路工	管路部		1-163	
	7-9-5-3プレキャストボックス工	特殊部		1-164	
	7-9-5-4現場打ちボックス工	特殊部		〃	
第6節 付帯設備工	7-9-6-2ハンドホール工			〃	
第10章 道路維持					
第3節 舗装工	7-10-3-3 路面切削工		第3編3-2-6-15路面切削工	1- 93	
	7-10-3-4 舗装打換え工		第3編3-2-6-16舗装打換え工	1- 94	
	7-10-3-5 切削オーバーレイ工			1-165	
	7-10-3-6 オーバーレイ工		第3編3-2-6-17オーバーレイ工	1- 94	
	7-10-3-7 路上再生工			1-166	
	7-10-3-8 薄層カラー舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラー舗装工	1- 89	
	第4節 排水構造物工	7-10-4-3側溝工		第3編3-2-3-29側溝工	1- 17
		7-10-4-4管渠工		第3編3-2-3-29側溝工	〃
7-10-4-5集水柵・マンホール工			第3編3-2-3-30集水柵工	1- 18	
7-10-4-6地下排水工			第3編3-2-3-29側溝工	1- 17	
7-10-4-7場所打水路工			第3編3-2-3-29側溝工	〃	
7-10-4-8排水工			第3編3-2-3-29側溝工	〃	
第5節 防護柵工		7-10-5-2路側防護柵工		第3編3-2-3-8路側防護柵工	1- 9
	7-10-5-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工	〃	
	7-10-5-5ボックスビーム工		第3編3-2-3-8路側防護柵工	〃	
	7-10-5-6車止めポスト工		第3編3-2-3-7防止柵工	〃	
第6節 標識工	7-10-6-3小型標識工		第3編3-2-3-6小型標識工	1- 8	
	7-10-6-4大型標識工		第7編7-2-9-4大型標識工	1-149	
第7節 道路付属施設工	7-10-7-4道路付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工	1- 10	
	7-10-7-5ケーブル配管工		第7編7-2-12-5ケーブル配管工	1-151	
	7-10-7-6照明工		第7編7-2-12-6照明工	〃	
第8節 軽量盛土工	7-10-8-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	1- 6	
第9節 擁壁工	7-10-9-3場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工	1-121	
	7-10-9-4プレキャスト擁壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-122	
第10節 石・ブロック積(張)工	7-10-10-3コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工	1- 22	
	7-10-10-4石積(張)工		第3編3-2-5-5石積(張)工	1- 23	
第11節 カルパート工	7-10-11-4場所打函渠工		第7編7-1-9-6場所打函渠工	1-145	
	7-10-11-5プレキャストカルパート工		第3編3-2-3-28プレキャストカルパート工	1- 16	

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第12節 法面工	7-10-12-2植生工		第3編3-2-14-2植生工	1-116
	7-10-12-3法面吹付工		第3編3-2-14-3吹付工	1-118
	7-10-12-4法枠工		第3編3-2-14-4法枠工	1-119
	7-10-12-6アンカー工		第3編3-2-14-6アンカー工	1-120
	7-10-12-7かご工	じゃかご ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工 第3編3-2-3-27羽口工	1- 16 "
第14節 橋梁付属物工	7-10-14-2伸縮継手工		第3編3-2-3-24伸縮装置工	1- 14
	7-10-14-4地覆工		第7編7-4-8-5地覆工	1-158
	7-10-14-5橋梁用防護柵工		第7編7-4-8-6橋梁用防護柵工	"
	7-10-14-6橋梁用高欄工		第7編7-4-8-7橋梁用高欄工	"
	7-10-14-7検査路工		第7編7-4-8-8検査路工	"
第16節 現場塗装工	7-10-16-6コンクリート面 塗装工		第3編3-2-3-11コンクリート面塗 装工	1- 10
第12章 道路修繕				
第3節 工場製作工	7-12-3-4桁補強材製作工			1-167
	7-12-3-5落橋防止装置製作 工		第3編3-2-12-6落橋防止装置製作 工	1-112
第5節 舗装工	7-12-5-3路面切削工		第3編3-2-6-15路面切削工	1- 93
	7-12-5-4舗装打換え工		第3編3-2-6-16舗装打換え工	1- 94
	7-12-5-5切削オーバーレイ 工		第7編7-10-3-5切削オーバーレイ 工	1-165
	7-12-5-6オーバーレイ工		第3編3-2-6-17オーバーレイ工	1- 94
	7-12-5-7路上再生工		第7編7-10-3-7路上再生工	1-166
	7-12-5-8薄層カラー舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラー舗装工	1- 89
第6節 排水構造物工	7-12-6-3側溝工		第3編3-2-3-29側溝工	1- 17
	7-12-6-4管渠工		第3編3-2-3-29側溝工	"
	7-12-6-5集水柵・マンホール 工		第3編3-2-3-30集水柵工	1- 18
	7-12-6-6地下排水工		第3編3-2-3-29側溝工	1- 17
	7-12-6-7場所打水路工		第3編3-2-3-29側溝工	"
	7-12-6-8排水工		第3編3-2-3-29側溝工	"
第7節 縁石工	7-12-7-3縁石工		第3編3-2-3-5縁石工	1- 8
第8節 防護柵工	7-12-8-3路側防護柵工		第3編3-2-3-8路側防護柵工	1- 9
	7-12-8-4防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工	"
	7-12-8-5ボックスビーム工		第3編3-2-3-8路側防護柵工	"
	7-12-8-6車止めポスト工		第3編3-2-3-7防止柵工	"
第9節 標識工	7-12-9-3小型標識工		第3編3-2-3-6小型標識工	1- 8
	7-12-9-4大型標識工		第7編7-2-9-4大型標識工	1-149
第10節 区画線工	7-12-10-2区画線工		第3編3-2-3-9区画線工	1- 10
第12節 道路付属施設工	7-12-12-4道路付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工	"
	7-12-12-5ケーブル配管工		第7編7-2-12-5ケーブル配管工	1-151
	7-12-12-6照明工		第7編7-2-12-6照明工	"
第13節 軽量盛土工	7-12-13-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	1- 6
第14節 擁壁工	7-12-14-3場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工	1-121
	7-12-14-4プレキャスト擁 壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁 工	1-122
第15節 石・ブロック積(張)工	7-12-15-3コンクリートブ ロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロッ ク工	1- 22
	7-12-15-4石積(張)工		第3編3-2-5-5石積(張)工	1- 23
第16節 カルバート工	7-12-16-4場所打函渠工		第7編7-1-9-6場所打函渠工	1-145
	7-12-16-5プレキャストカル バート工		第3編3-2-3-28プレキャストカル バート工	1- 16

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第17節 法面工	7-12-17-2植生工		第3編3-2-14-2植生工	1-116
	7-12-17-3法面吹付工		第3編3-2-14-3吹付工	1-118
	7-12-17-4法枠工		第3編3-2-14-4法枠工	1-119
	7-12-17-6アンカー工		第3編3-2-14-6アンカー工	1-120
	7-12-17-7かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工	1- 16
ふとんかご		第3編3-2-3-27羽口工	〃	
第18節 落石雪害防止工	7-12-18-4落石防止網工		第7編7-1-11-4落石防止網工	1-145
	7-12-18-5落石防護柵工		第7編7-1-11-5落石防護柵工	1-146
	7-12-18-6防雪柵工		第7編7-1-11-6防雪柵工	〃
	7-12-18-7雪崩予防柵工		第7編7-1-11-7雪崩予防柵工	1-147
第20節 鋼桁工	7-12-20-3鋼桁補強工		第7編7-12-3-4桁補強材製作工	1-167
第21節 橋梁支承工	7-12-21-3鋼橋支承工		第7編7-4-5-10支承工	1-157
	7-12-21-4P C 橋支承工		第7編7-4-5-10支承工	〃
第22節 橋梁付属物工	7-12-22-3伸縮継手工		第3編3-2-3-24伸縮装置工	1- 14
	7-12-22-4落橋防止装置工		第7編7-4-8-3落橋防止装置工	1-158
	7-12-22-6地覆工		第7編7-4-8-5地覆工	〃
	7-12-22-7橋梁用防護柵工		第7編7-4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	7-12-22-8橋梁用高欄工		第7編7-4-8-7橋梁用高欄工	〃
	7-12-22-9検査路工		第7編7-4-8-8検査路工	〃
第25節 現場塗装工	7-12-25-3橋梁塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工	1- 18
	7-12-25-6コンクリート面 塗装工		第3編3-2-3-11コンクリート面塗 装工	1- 10

【第8編 港湾編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4章 一般施工				
第3節 共通の工種	8-4-3-6圧密・排水工	サンドドレーン		1-168
		敷砂均し		〃
		載荷土砂		〃
		ペーパードレーン		〃
		グラベルマット		1-169
		グラベルドレーン		〃
	8-4-3-7締固工	ロッドコンパクション		〃
		サンドコンパクション		〃
		盛上土砂撤去		1-170
		敷砂均し	8-4-3-6圧密・排水工	1-168
	8-4-3-8固化工	深層混合処理杭		1-170
		敷砂均し	8-4-3-6圧密・排水工	1-168
		事前混合処理		1-170
		表面固化处理		1-171
	8-4-3-9洗掘防止工	洗掘防止		〃
	8-4-3-10中詰工	砂・石材中詰		〃
		コンクリート中詰		〃
		プレキャストコンクリート中詰		〃
	8-4-3-11蓋コンクリート工	蓋コンクリート		〃
	8-4-3-12蓋ブロック工	蓋ブロック製作		1-172
		蓋ブロック据付		〃
	8-4-3-13鋼矢板工	先行掘削		〃
		鋼矢板		〃
		鋼管矢板		1-173
	8-4-3-14控工	控鋼矢板		〃
		控鋼杭		1-174
		プレキャストコンクリート控壁		〃
		場所打コンクリート控壁		〃
		腹起		〃
		タイロッド取付		1-175
		タイワイヤー取付		〃
	8-4-3-15鋼杭工	鋼杭		〃
	8-4-3-16コンクリート杭工	コンクリート杭		1-176
	8-4-3-17防食工	電気防食		〃
		F R Pモルタルライニング		〃
		ペトロラタム被覆		〃
		コンクリート被覆		〃
		防食塗装		〃
第5節 海上地盤改良工	8-4-5-2床掘工	ポンプ床掘		1-177
		グラブ床掘		〃
		硬土盤床掘		〃
		硬岩床掘		〃
		バックホウ床掘		〃
	8-4-5-6置換工	置換材均し		〃

【第8編 港湾編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第6節 基礎工	8-4-6-2基礎盛砂工	盛砂均し		〃
	8-4-6-4基礎捨石工	基礎捨石		〃
		捨石本均し		〃
		捨石荒均し		1-178
	8-4-6-6基礎ブロック工	基礎ブロック製作		〃
		基礎ブロック据付		〃
第7節 本体工（ケーソン式）	8-4-7-2ケーソン製作工	ケーソン製作		1-179
	8-4-7-3ケーソン進水据付工	ケーソン進水据付		〃
第8節 本体工（ブロック式）	8-4-8-2本体ブロック製作工	本体ブロック製作		1-180
	8-4-8-3本体ブロック据付工	本体ブロック据付		〃
第9節 本体工（場所打式）	8-4-9-2場所打コンクリート工	場所打コンクリート工（防波堤）		〃
		場所打コンクリート工（岸壁）		1-181
第10節 本体工（捨石・捨ブロック式）	8-4-10-4捨ブロック工	捨ブロック製作		〃
		捨ブロック据付		〃
	8-4-10-5場所打コンクリート工	場所打コンクリート工		〃
第12節 本体工（コンクリート矢板式）	8-4-12-2コンクリート矢板工	コンクリート矢板		1-182
第15節 被覆・根固工	8-4-15-2被覆石工	被覆石		〃
		被覆石均し		〃
	8-4-15-4被覆ブロック工	被覆ブロック製作		1-183
		被覆ブロック据付		〃
	8-4-15-5根固ブロック工	根固ブロック製作		〃
第16節 上部工	8-4-16-2上部コンクリート工	上部コンクリート工（防波堤）		〃
		上部コンクリート工（岸壁）（栈橋）		〃
	8-4-16-3上部ブロック工	上部ブロック製作		1-184
		上部ブロック据付		〃
第17節 付属工	8-4-17-2係船柱工	係船柱		〃
	8-4-17-3防舷材工	防舷材		〃
	8-4-17-4車止・縁金物工	車止・縁金物工		〃
	8-4-17-6付属設備工	係船環		1-185
第18節 消波工	8-4-18-3消波ブロック工	消波ブロック製作		〃
		消波ブロック据付		〃
第19節 裏込・裏埋工	8-4-19-2裏込工	裏込材		〃
		裏込均し		〃
		吸出し防止材		〃
	8-4-19-3裏埋工	裏埋材		1-186
第5章 港湾（航路、泊地、船だまり）				
第3節 浚渫工	8-5-3-2ポンプ浚渫工	ポンプ浚渫		〃
	8-5-3-3グラブ浚渫工	グラブ浚渫		〃
	8-5-3-4硬土盤浚渫工	硬土盤浚渫		〃
	8-5-3-5岩盤浚渫工	砕岩浚渫		〃
	8-5-3-6バックホウ浚渫工	バックホウ浚渫		〃

【第9編 公園緑地編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4章 集景施設				
第3節 集景施設工	植栽工			1-187

【第10編 農業基盤編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 ほ場整備工				
第3節 整地工	10-1-3-1整地工	表土扱い		1-188
		基盤整地、田面整地		〃
		畦畔工		〃
	10-1-3-4暗渠排水工	吸水渠		〃
		集水渠		〃
第7節 道路工	10-1-7-11砂利舗装工	道路工（砂利道）		1-189
		敷砂利		〃
第2章 農用地造成工				
第3節 基盤工	10-2-3-2造成土工	改良山成		〃
第5節 畑面工	10-2-5-1畑面工	耕土掘り起こし		〃
		テラス（階段畑）		〃
		土壌改良		1-190
第6節 道路工		道路工（耕作道）		〃
第7節 排水路工	10-2-7-1排水路工	土水路		〃
第3章 管水路工				
第3節 管体基礎工		管水路基礎（砂基礎等）		〃
第4節 管体工		管水路（園内幹・支線水路）		1-191
		管水路（散水線）		〃
		スプリンクラー		〃
	10-3-4-1硬質塩化ビニル管布設工	硬質塩化ビニール管		1-192
	10-3-4-2強化プラスチック複合管布設工	B形、T形、C形		〃
	10-3-4-3ダクタイル鋳鉄管布設工	K型、U型、T型		1-193
		管水路、PC管、RC管		〃
第4章 ため池改修工				
第3節 堤体工		堤体工		1-194
	10-4-3-12腰止めブロック工	腰止めブロック工	第3編3-2-5-3コンクリートブロック工	1- 22
第4節 取水施設工		取水施設工 同上付帯構造物（土砂吐ゲート等）		1-194
第5節 洪水吐工	10-4-5-2洪水吐工	洪水吐工		1-195
第6節 法面工	10-4-6-1張りブロック工	張りブロック工	第3編3-2-5-3コンクリートブロック工	1- 22
	10-4-6-2植生工	植生工	第3編3-2-14-2植生工	1-116

【第11編 治山林道編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 山腹工				
第4節 土留工	11-2-4-1丸太積土留工			1-202
	11-2-4-2さく工			〃
第6節 筋工	11-2-6-1筋工			〃
第4章 森林整備				
第2節 植栽	11-4-2-1植栽工			〃
第3節 保育	11-4-3-2本数調整伐			〃
	11-4-3-4枝落し			1-203
第5章 林道				
第1節 道路工	11-5-1-1砂利道			〃

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基準高▽	±50		
						法 長 ℓ	ℓ < 5m	-200	
							ℓ ≥ 5m	法長-4%	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均值	個々の 計測値		
						平場	標高較差	±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2ヶ所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。</p> <p>基準高は掘削部の両端で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含 む)の全面とし、全ての点で設計面と の標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面 積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の 評価から除く。同様に、標高方向に± 5cm 以内にある計測点は水平較差の評 価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの 面とすることを基本とする。規格値が 変わる場合は、評価区間を分割する か、あるいは規格値の条件の最も厳し い値を採用する。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
								平均値	個々の計測値
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	±300
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽		-50	
						法長 ℓ	ℓ < 5m	-100	
							ℓ ≥ 5m	法長-2%	
						幅 w ₁ , w ₂		-100	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>基準高は各法肩で測定。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。</p>		

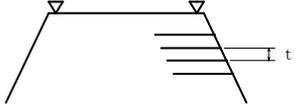
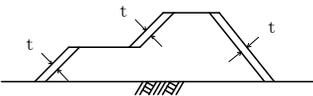
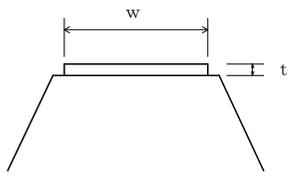
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
								平均値	個々の計測値
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	-50	-150
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170
						法面 4割≥勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアル メ)壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	-50
						厚 さ t	-50
						控 え 長 さ	設計値以上
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工(盛土部)	厚 さ t	※-30
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚 さ t	t < 15cm -25
							t ≥ 15cm -50
						幅 w	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2ヶ所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」に基づき出来形 管理を実施する場合は、同要領に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施するこ とができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」に基づき出来形 管理を実施する場合は、同要領に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施するこ とができる。</p>		
<p>幅は、施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所。 厚さは、施工延長 200m につき 1ヶ 所、200m 以下は 2ヶ所、中央で測 定。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50		
						法 長 ℓ	ℓ < 5m	-200	
							ℓ ≥ 5m	法長-4%	
						幅 w	-100		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の 計測値		
						平場	標高較差	±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」の規定により測 点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は、道路中心線及び 端部で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測 定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」に基づき出来形管 理を面管理で実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±50 mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面 (小段を含 む) の全面とし、全ての点で設計面と の標高較差または水平較差を算出す る。計測密度は 1 点/m² (平面投影面 積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の 評価から除く。同様に、標高方向に± 5cm 以内にある計測点は水平較差の評 価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの 面とすることを基本とする。規格値が 変わる場合は、評価区間を分割する か、あるいは規格値の条件の最も厳し い値を採用する。</p>		

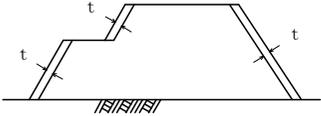
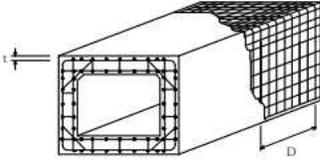
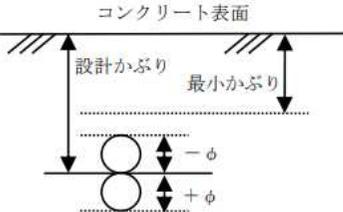
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	±50		
						法 長 ℓ	ℓ < 5m	-100	
							ℓ ≥ 5m	法長-2%	
						幅	w ₁ , w ₂	-100	
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の 計測値		
						天端	標高較差	±50	±150
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所 につき 2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30
1 共通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4		組立て	平均間隔 d	±φ
						か ぶ り t	設計かぶり ±φかつ 最小かぶり 以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p>		
<p>$d = \frac{D}{n-1}$ D：n 本間の延長 n：10 本程度とする φ：鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で 1ヶ所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編・コンクリート部材編5.2）による。</p> <p>注 1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注 2）橋梁コンクリート床版桁（PC 橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注 3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面面積 25 m²以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>	  <p>※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ∇	±50	
						根 入 長	設計値以上	
						変 位 ℓ	100	
3	2	3	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延 長 L	-200	
3	2	3	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	
						基礎	幅 w (D)	-30
							高 さ h	-30
							根 入 れ 長	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は、施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1ヶ所、延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
<p>1ヶ所 / 1 施工箇所</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>1ヶ所 / 1 基</p> <p>基礎 1 基毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

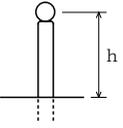
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30
						基礎	高 さ h	-30
							パイプ取付高 H	+30 -20
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30
						基礎	高 さ h	-30
							ビーム取付高 H	+30 -20
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル) ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する	基礎	幅 w	-30
						基礎	高 さ h	-30
						基礎	延 長 L	-100
							ケーブル取付高 H	+30 -20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ヶ所測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 ヶ所 / 1 施工箇所</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>1 ヶ所 / 施工延長 40m</p> <p>40m 以下のものは、2 ヶ所 / 1 施工箇所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 ヶ所 / 1 施工箇所</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>1 ヶ所 / 1 基礎毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 ヶ所 / 1 施工箇所</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上
						幅 w	設計値以上
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便 覧Ⅱ-82 「表- Ⅱ.5.5 各塗料の 標準使用量と標 準膜厚」の標準 使用量以上。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		
1ヶ所/10本 10本以下の場合、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L/1000$
						断面の外形寸法	± 5
						橋 桁 の そり δ_1	± 8
						横方向の曲がり δ_2	± 10
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \cdots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000 \cdots$ $L > 10m$
						断面の外形寸法	± 5
						橋 桁 の そり δ_1	± 8
						横方向の曲がり δ_2	± 10
3	2	3	13		ポストテンション桁 製作工	幅 (上) w_1	+10 -5
						幅 (下) w_2	± 5
						高 さ h	+10 -5
						支 間 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8ℓ

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ : 支間長 (m) ただし単純桁の場合、桁長とする。		注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	1	プレキャストセグメント 製作工（購入工）	桁 長 l	—
						断面の外形寸法 (mm)	—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	プレキャストセグメント 主桁組立工	支 間 長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots$ $\pm (l - 5)$ かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	$0.8l$
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		PCホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$
						厚 さ t	$-10 \sim +20$
						桁 長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots$ $\pm (l - 5)$ かつ -30mm 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 l ：支間長 (m) ただし単純桁の場合、桁長とする。		
桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2床版工に準ずる。 l ：桁長 (m)	<p>The diagram shows a cross-section of a prestressed concrete slab. It features a central rectangular section with three circular voids (cores) arranged horizontally. The top surface is slightly curved. Dimension lines indicate: w_1 as the top width, w_2 as the bottom width, and t as the total height. Small triangles on the top surface mark the measurement points for the standard height.</p>	注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかぶり測定要領」も併せて適用する

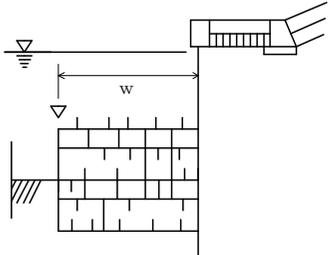
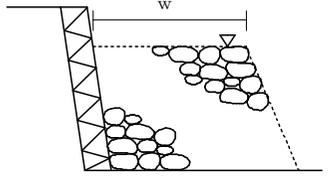
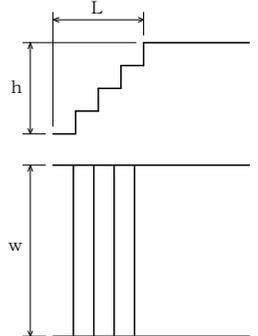
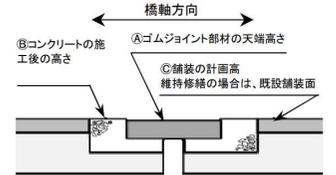
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	土木工事共通編	2	3	16	1	PC箱桁製作工	基準高 ∇	± 20
							幅(上) w_1	$-5 \sim +30$
							幅(下) w_2	$-5 \sim +30$
							内空幅 w_3	± 5
							高 さ h_1	$+10$ -5
							内空高さ h_2	$+10$ -5
							桁 長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots$ $\pm(l-5)$ かつ -30mm 以内
3	土木工事共通編	2	3	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) w_1	$-5 \sim +30$
							幅(下) w_2	$-5 \sim +30$
							内空幅 w_3	± 5
							高 さ h_1	$+10$ -5
							内空高さ h_2	$+10$ -5
							桁 長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots$ $\pm(l-5)$ かつ -30mm 以内
							3	土木工事共通編
厚さ t	-20							
幅 w_1, w_2	-20							
延長 L_1, L_2	-200							
乱積	基準高 ∇	$\pm t / 2$						
	延長 L_1, L_2	$-t / 2$						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。</p> <p>※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2 床版工に準ずる。</p> <p>l：桁長（m）</p>		<p>注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する</p>
<p>桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。</p> <p>※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2 床版工に準ずる。</p> <p>l：桁長（m）</p>		<p>注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する</p>
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎</p>	<p>tは根固めブロックの高さ</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	18		沈床工	基 準 高 ∇	± 150
						幅 w	± 300
						延 長 L	-200
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	19		捨石工	基 準 高 ∇	-100
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	22		階段工	幅 w	-30
						高 さ h	-30
						長 さ L	-30
						段 数	± 0 段
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	± 3
						表 面 の 凹 凸	3
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し $0 \sim -2$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1組毎		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2ヶ所。		
1回 / 1 施工箇所		
高さについては車道端部及び中央部の 3点 表面の凹凸は長手方向 (橋軸直角方 向) に 3m の直線定規で測って凹凸が 3mm 以下	 据付け高:「④」と「⑤の設計値」との差分 仕上げ高:後打ちコンがある場合「④」と「⑥」の差分、 後打ちコンが無い場合「④」と「⑦」の差分	

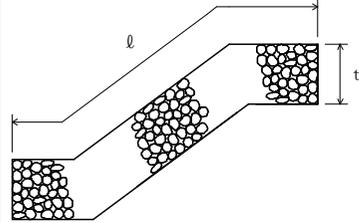
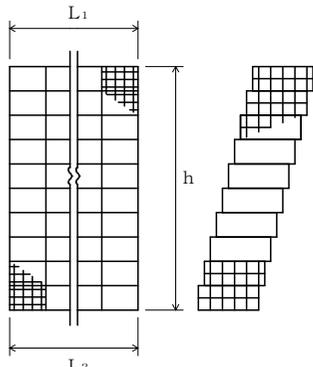
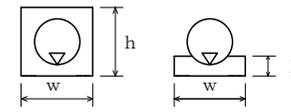
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3
						橋軸方向各点誤差の相対差	3	
						表面の凹凸	3	
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2	
						歯咬み合い部の縦方向間隔 W_1	±2	
						歯咬み合い部の横方向間隔 W_2	±5	
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2							
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3	
3	2	3	26	1	(多自然型護岸工) 巨石張り、巨石積み	基準高 ∇	±500	
						法 長 l	-200	
						延 長 L	-200	
3	2	3	26	2	(多自然型護岸工) かごマット	法 長 l	-100	
						厚 さ t	-0.2 t	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長 40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長 40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	3	27	1	(羽口工) じゃかご	法 長 l	$l < 3m$	-50
							$l \geq 3m$	-100
						厚 さ t		-50
3	2	3	27	2	(羽口工) ふとんかご、かご枠	高 さ h	-100	
						延 長 L_1, L_2	-200	
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ∇	± 30	
						※幅 w	-50	
						※高 さ h	-30	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> 		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> 		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。</p> 		
1 施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	現場打水路工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						高 さ h_1, h_2	-30
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	暗渠工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1ヶ所 / 1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。 延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		

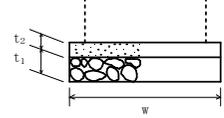
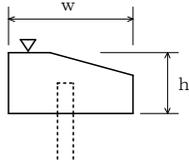
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	30		集水桝工	基 準 高 ∇	± 30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30
3	2	3	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		

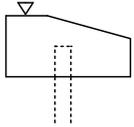
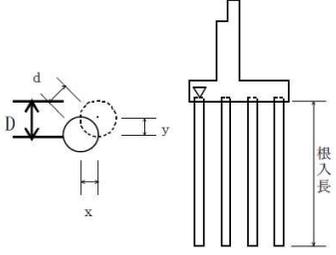
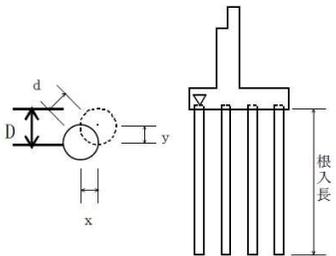
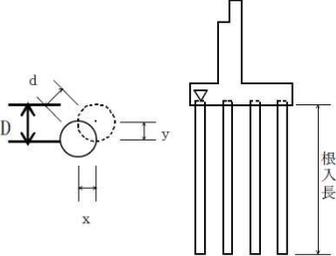
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上
						厚さ t_1, t_2	-30
						延 長 L	各構造物の規格 値による
3	2	4	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w	-30
						高 さ h	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合 は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m （又は 50m）以下のものは 1 施工箇所 につき 2ヶ所。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合 は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m （又は 50m）以下のものは 1 施工箇所 につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」に基づき出来形管理を実 施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができる。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	4	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高 ▽	±30
						延長 L	-200
3	2	4	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高 ▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内
						傾斜	1/100 以内
3	2	4	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高 ▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内
						傾斜	1/100 以内
						杭径 D	設計値以上
3	2	4	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	100 以内
						傾斜	1/100 以内
						杭径 D	設計径（公称径）-30 以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>全数について杭中心で測定。</p> <p>傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の 2 方向で測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
<p>全数について杭中心で測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
<p>全数について杭中心で測定。</p> <p>傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の 2 方向で測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	

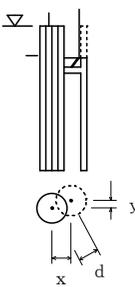
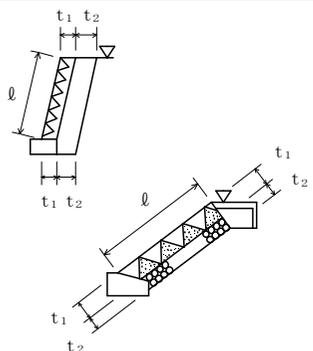
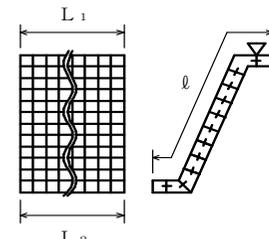
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	4	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	150 以内
						傾 斜	1/50 以内
						基 礎 径 D	設計径（公称径）以上※
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100
						ケーソンの長さ ℓ	-50
						ケーソンの幅 w	-50
						ケーソンの高さ h	-100
						ケーソンの壁厚 t	-20
						偏 心 量 d	300 以内
3	2	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100
						ケーソンの長さ ℓ	-50
						ケーソンの幅 w	-50
						ケーソンの高さ h	-100
						ケーソンの壁厚 t	-20
						偏 心 量 d	300 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。</p> <p>※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
<p>壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
<p>壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	
						根 入 長	設計値以上	
						偏 心 量 d	300 以内	
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	ℓ < 3m	-50
							ℓ ≥ 3m	-100
						厚さ (ブロック積張) t ₁	-50	
						厚さ (裏込) t ₂	-50	
						延 長 L	-200	
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	-100	
						延長 L ₁ , L ₂	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ∇	± 50	
						幅 w	-100	
						延 長 L	-200	
3	2	5	4		緑化ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	
						法長 l	$l < 3m$	-50
							$l \geq 3m$	-100
						厚さ (ブロック) t_1	-50	
						厚さ (裏込) t_2	-50	
						延 長 L	-200	
3	2	5	5		石積 (張) 工	基 準 高 ∇	± 50	
						法長 l	$l < 3m$	-50
							$l \geq 3m$	-100
						厚さ (石積・張) t_1	-50	
						厚さ (裏込) t_2	-50	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	6	6	4	橋面防水工 (シート系床版防水層)	シートの重ね幅	-20～+50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
標準重ね幅 100 mmに対し、1 施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。</p> <p>「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さあるいは は標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合は適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m²に 1 個の割でコアーを採取して測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m²に1個の割でコアーを採取して測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平 坦 性	— 3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (σ)1.75mm以下			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性	—		3m プロファイルター (σ) 2.4m 以下直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m²に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² 毎に 1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	-	-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m²に 1 個の割でコアを採取して測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² 毎に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性	—			
							3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		測定値の平均
							中規模以上	小規模以下	
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10
							t ≥ 15cm	-45	-15
						幅	-100		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所測定。 ※歩道舗装に適用する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		測定値の平均
							中規模以上	小規模以下	
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15
							t < 15cm	+90 -70	+50 -10
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		測定値の平均
							中規模以上	小規模以下	
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9		-3
						幅	-25		-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所コアを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		測定値の平均
							中規模以上	小規模以下	
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-20	-3	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X_{10}) 面管理の場合は 測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m²に 1個の割でコアを採取して測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X_{10}) 面管理の場合は 測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	11	3	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m²に1個の割でコアを採取して測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	11	5	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロフィールメータ (σ)2.4mm以下直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² 毎に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	11	6	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性	—		3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	
						厚 さ	-45		-15	
						幅	-50		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さあるいは は標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	
						幅	-50		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	
						幅	-50		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	
						幅	-25		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5	
						幅	-25		-	
						平 坦 性	-		コンクリートの硬化後 3mプロフィルメータにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ)3mm 以下	
					目地段差	±2				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1 mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m 毎に両側の版端を測定する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5	
						平坦性	—		コンクリートの硬化後 3mプロフィルメータにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ)3mm 以下	
						目地段差	±2			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	
						厚 さ	-45		-15	
						幅	-50		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	
						幅	-50		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	
						幅	-50		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m²に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m²未満。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	
						幅	-25		-	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000 m ² 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5	
						幅	-35		—	
						平 坦 性	—		—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下。
						目地段差	±2			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から 1 mの線上、全延長とする。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	<p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5	
						平坦性	-		転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメータにより(σ)2.4mm以下。	
						目地段差	±2			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	
						厚 さ	-45		-15	
						幅	-50		—	
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	
						幅	-50		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割に測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) 面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	
						幅	-50		—	
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	
						幅	-50		—	
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	
						幅	-25		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m²に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000 m²未滿。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m²に1個の割でコアーを採取して測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m²に1個の割でコアーを採取して測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚さ	-45		-15
						幅	-50		—
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割に測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。</p>		

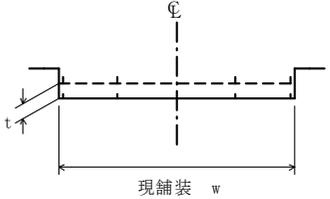
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5
						幅	-50		—
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3
						幅	-25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。		

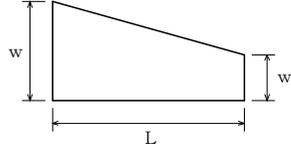
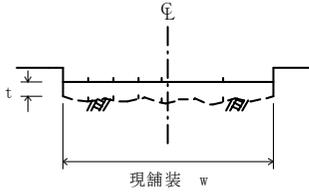
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X ₁₀)
3	2	6	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2
						幅 w	-25	—
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚 さ t のみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理とし て緩和)	-2 (2)
						幅 w	-25	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは 40m 毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 40m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		<p>1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は 1 点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。</p> <p>4. 幅は、延長 40m 毎に測定するものとし、延長 40m 未満の場合は、2ヶ所 / 施工箇所とする</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X ₁₀)
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50
							延長 L	-100
							厚さ t	該当工種
						舗設工	幅 w	-25
							延長 L	-100
							厚さ t	該当工種
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9	
						幅 w	-25	
						延 長 L	-100	
						平 坦 性	—	3mプロファイルメータ (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各層毎1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X ₁₀)
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3
						平 坦 性	—	3mプロフィールメータ (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p>		

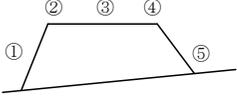
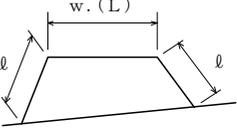
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	2		路床安定処理工	基 準 高 ∇	± 50
						施 工 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
3	2	7	3		置換工	基 準 高 ∇	± 50
						置換厚さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認(実測は不要)。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示
						法 長 l	-500
						天 端 幅 w	-300
						天端延長 L	-500
3	2	7	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示
						法 長 l	-500
						天 端 幅 w	-300
						天端延長 L	-500

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p> <p>w. (L) は施工延長 40mにつき 1ヶ所、80m以下のものは 1 施工箇所につき 3ヶ所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。</p>		
<p>施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅 w、天端延長 Lを確認。(実測は不要)</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	5		パイルネット工	基 準 高 ∇	± 50
						厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	7	7	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	
						杭 径 D	設計値以上	
						打 込 長 さ h	設計値以上	
					8	締め改良工 (サンドコンパクション ンパイル工)	サンドドレーン、袋詰 式サンドドレーン、サ ンドコンパクションパ イルの砂投入量	—
3	土 木 工 事 共 通 編	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ∇	-50
							位置・間隔 w	D/4 以内
							杭 径 D	設計値以上
							深 度 L	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4 本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対 象外とする。 全本数		
全本数 計器管理にかえることができる。	※余長は、適用除外	
100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		
全本数 $L = l_1 - l_2$ l_1 は改良体先端深度 l_2 は改良体天端深度		

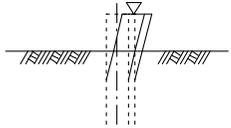
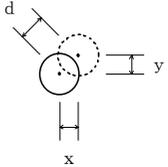
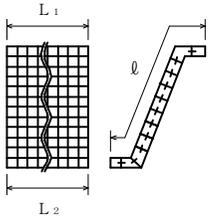
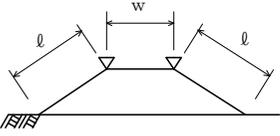
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	基準高 ∇	0以上
						位 置	D/8以内
						杭 径 D	設計値以上
						改 良 長 L	設計値以上
3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高 ∇	設計値以上
						施 工 厚 さ t	設計値以上
						幅 w	設計値以上
						延 長 L	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>杭芯位置管理表により基準高を確認</p> <p>全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)</p> <p>工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)</p> <p>全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)</p>		
<p>1,000 m²~4,000 m²につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25m)の場合は50m)につき1ヶ所。 1,000 m²以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ∇	± 100
						根 入 長	設計値以上
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ l	設計深さ以上
						配 置 誤 差 d	100
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 l	-100
						延 長 L_1 L_2	-200
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	-50
						天 端 幅 w	-100
						法 長 l	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。		
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		
施工延長 50m につき 1ヶ所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ∇	-50
3	2	10	9	地中連続壁工 (壁式)	基 準 高 ∇	± 50	
					連壁の長さ ℓ	-50	
					変 位	300	
					壁 体 長 L	-200	
3	2	10	10	地中連続壁工 (柱列式)	基 準 高 ∇	± 50	
					連壁の長さ ℓ	-50	
					変 位 d	D/4 以内	
					壁 体 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 50mにつき 1ヶ所。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
<p>基準高は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25mの場合は 25m) につき 1ヶ所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
<p>基準高は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25mの場合は 25m) につき 1ヶ所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		D : 杭径

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	12	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	
							中心距離	ボスの突起を基準にした孔の位置ずれ		
								≤1000mm	1以下	
								ボスの突起を基準にした孔の位置ずれ		
								>1000mm	1.5以下	
							アンカー加工孔	ドリル加工	≤100mm	+3 -1
									>100mm	+4 -2
							アンカーボルト	アンカーボルト用孔(鑄放し)	孔の中心距離 ※1	JIS B 0403-1995 CT13
							センターボス	ボスの直径	+0 -1	
								ボスの高さ	+1 -0	
							ボス ※5	ボスの直径	+0 -1	
								ボスの高さ	+1 -1	
							上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。		
※1) ガス切断寸法を準用する。		
※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。		
※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。		
※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。		
※5) 組立て後に測定。		
詳細は道路橋支承便覧参照		

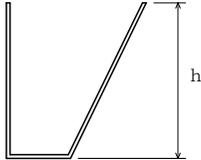
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値					
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工 共通	1	1	鋳造費 (金属支承工)	全移動量 ℓ ※4	$\ell \leq 300\text{mm}$	± 2	
										$\ell > 300\text{mm}$	$\pm \ell / 100$	
									組立高さ H	上、下面加工仕上げ		± 3
										コンクリート構造用	$H \leq 300\text{mm}$	± 3
											$H > 300\text{mm}$	($H/200+3$) 小数点以下切り捨て
									普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2、※3		JIS B 0403-1995 CT14
										鋳放し肉厚寸法 ※2		JIS B 0403-1995 CT15
										削り加工寸法		JIS B 0405-1991 粗級
										ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B級
									3	土木工事共通編	2	一般施工
$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$	$0 \sim +1\%$											
$1500 < w, L, D$	$0 \sim +15$											
厚さ t	$t \leq 20\text{mm}$		± 0.5									
	$20 < t \leq 160$		$\pm 2.5\%$									
	$160 < t$		± 4									
相対誤差	$w, L, D \leq 1000\text{mm}$		1									
	$1000\text{mm} < w, L, D$		$(w, L, D) / 1000$									

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		

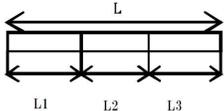
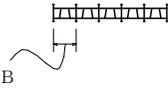
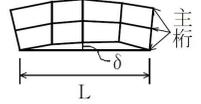
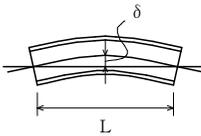
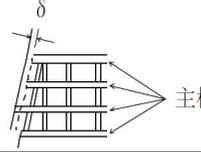
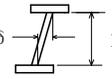
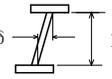
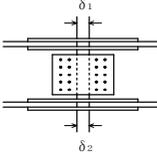
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 l (m) $\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$
						刃口金物製作工	刃 口 高 さ h (m) $\pm 2 \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < h \leq 2.0$
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	4		外周長 L (m)	$\pm (10 + L / 10)$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		

単位：mm

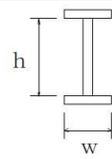
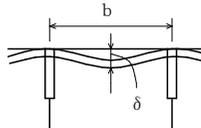
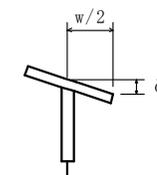
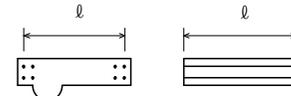
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3	土	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m)	$\pm(10+L/10)$
							支間長 Ln (m)	$\pm(10+Ln/10)$
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm(3+B/2)$ $\cdots B > 2$
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2)$ $\cdots h > 5$
							主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots L > 100$
							主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots$ $80 < L \leq 200$
							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	± 10
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$
		現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	± 5					

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼げた等	トラス・アーチ等		
		単径間の場合  多径間の場合 	各桁毎に全数測定。
			
—	両端部及び中心部を測定。		
	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。		L：測線上 (m)
	各主桁について 10～12 m 間隔を測定。		L：主桁の支間長 (m)
	どちらか一方の主げた (主構) 端を測定。		
	各主桁の両端部を測定。		h：主構の高さ (mm)
	支点及び支間中央付近を測定。		h：主構の高さ (mm)
	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。 (例：設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm～8mm)		

※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	土	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	$\pm 2 \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $2.0 < w$
							フランジ幅 w (m)
							腹板高 h (m)
							板鋼桁等の部材の 腹板
鋼桁等のフラン ジ鋼床版のデッキ プレート δ (mm)	$h/250$						
材	フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$					
精	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots$ $\ell > 10$					
度							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 <p>I型鋼桁</p>	
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
		
主要部材全数を測定。		

※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。
 ただし、「板の平直度 δ 、フランジの直角度 δ 」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。

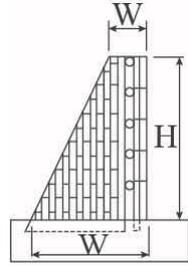
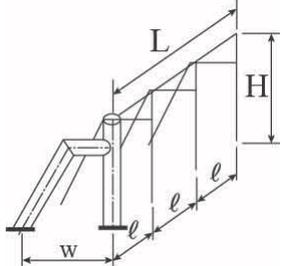
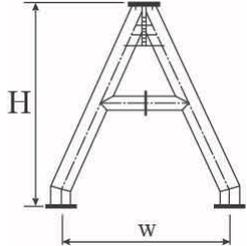
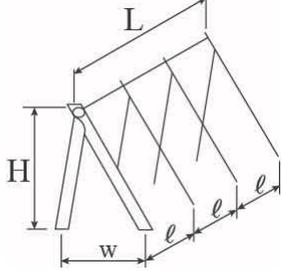
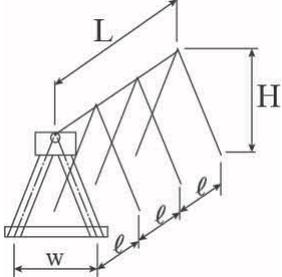
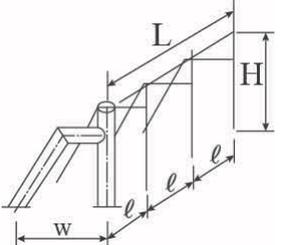
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10
						堤 長 L	±30
						堤 長 ℓ	±10
						堤 幅 W	±30
						堤 幅 w	±10
						高 さ H	±10
						ベースプレートの高さ	±10
						本体の傾き	±H/500
					次頁へ続く		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数を測定。		

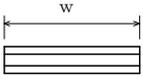
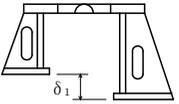
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))		
土木工事共通編	一般施工	工場製作工 共通					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		
		
		

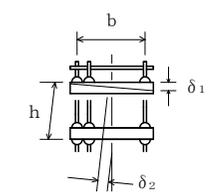
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部 材	部材長 l (m) $\pm 3 \dots \dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $l > 10$	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部 材	部材長 w (m) $0 \sim +30$	
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置 との高さの差 δ_1 (mm)	設計値 ± 4
							フィンガーの食い 違い δ_2 (mm)	± 2

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
製品全数を測定。		
両端部及び中央部付近を測定。	 (実測値) δ_2 	

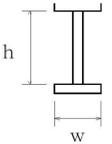
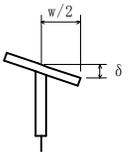
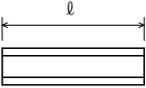
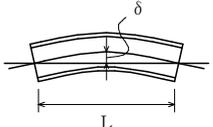
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	6		落橋防止装置製作工	部 材	部材長 l (m) $\pm 3 \dots \dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $l > 10$
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	7		橋梁用防護柵製作工	部 材	部 材 長 l (m) $\pm 3 \dots \dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $l > 10$
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	8		アンカーフレーム製作工	仮 組 立 時	上 面 水 平 度 δ_1 (mm) $b/500$
							鉛 直 度 δ_2 (mm) $h/500$
							高 さ h (mm) ± 5

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
	図面の寸法表示箇所	測定。
	図面の寸法表示箇所	測定。
	軸心上全数測定。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	9		プレビーム用桁製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $\cdots 2.0 < w$
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$
						部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$
						仮組立時 主桁のそり δ	$-5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼桁</p>	
各支点及び各支間中央付近を測定。		
原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
各主桁について10~12m間隔を測定。		
図面の寸法表示箇所を測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	11		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500m ² とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	土木工事共通編	2	13		架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	±(20+L/5) ±(20+L _n /5)
						通 り δ (mm)	±(10+2L/5)
						そ り δ (mm)	±(25+L/2)
						※主桁、主構の 中心間距離 B(m)	±4…… B ≤ 2 ±(3+B/2) … B > 2
						※主桁の橋端に おける出入差 δ (mm)	設計値 ±10
						※主桁、主構の 鉛直度 δ (mm)	3+h/1000
						※現場継手部 のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	設計値 ±5

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数測定。		
L：主桁・主構の支間長(m)		
主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
各支点及び各支間中央付近を測定。		
どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(mm)		
主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)		
※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	13			架設工（コンクリート橋）	全 長・支 間	—	
					（クレーン架設） （架設桁架設）	桁の中心間距離	—	
					架設工支保工 （固定） （移動）	そ り	—	
					架設桁架設 （片持架設） （押し架設）			
3	2	14	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	ℓ < 5m	-200
							ℓ ≥ 5m	法長の-4%
						盛土法長 ℓ	ℓ < 5m	-100
							ℓ ≥ 5m	法長の-2%
						延 長 L		-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数測定。		
一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
主桁を全数測定。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
1 施工箇所毎		
ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

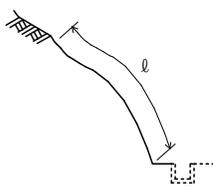
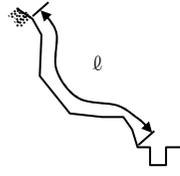
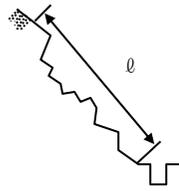
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	14	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ < 5m	-200
							ℓ ≥ 5m	法長の-4%
						厚 さ t	t < 5cm	-10
							t ≥ 5cm	-20
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	
延 長 L		-200						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
<p>施工面積 200 m²につき 1ヶ所、面積 200 m²以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>検査孔により測定。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p> <p>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		

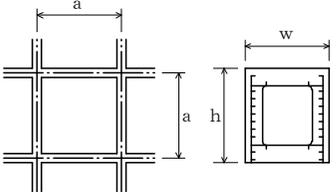
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 l	$l < 3m$	-50
							$l \geq 3m$	-100
						厚さ t	$t < 5cm$	-10
							$t \geq 5cm$	-20
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上	
						延 長 L		-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。</p> <p>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
<p>200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p> <p>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		

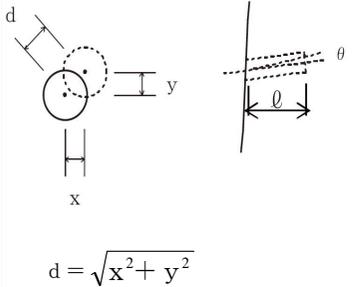
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200
						幅	w	-30
						高 さ	h	-30
						枠 中 心 間 隔	a	± 100
						延 長	L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200
						延 長	L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</p> <p>枠延長 100m につき 1ヶ所、枠延長 100m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</p> <p>1 施工箇所毎</p> <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</p>		<p>曲線部は設計図書による</p>
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	14	6		アンカー工 ※鉄筋挿入工にも適用する	削孔深さ ℓ	設計値以上
						配置誤差 d	100
						せん孔方向 θ	±2.5度

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数（任意仮設は除く）	 <p style="text-align: center;">$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p>	

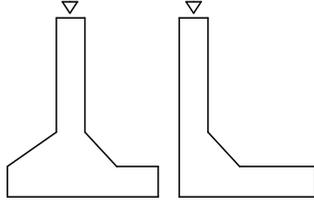
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ∇	± 50	
						厚 さ t	-20	
						裏 込 厚 さ	-50	
						幅 w_1, w_2	-30	
						高 さ h	$h < 3m$	-50
							$h \geq 3m$	-100
延 長 L	-200							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		

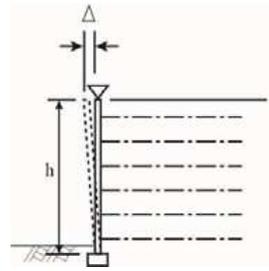
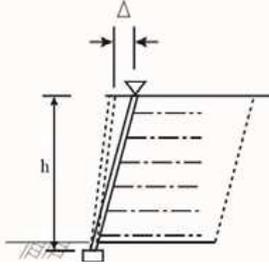
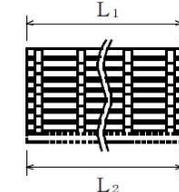
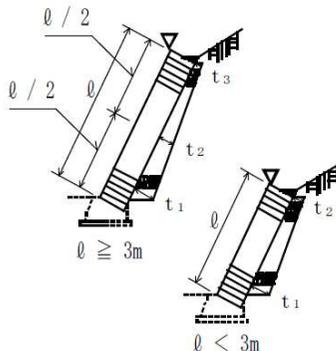
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	土 木 工 事 共 通 編	2	15	2	プレキャスト擁壁工	基 準 高 ▽	±50
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		

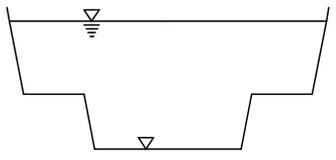
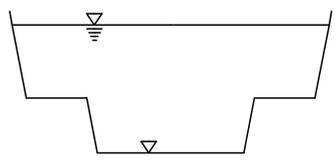
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	土	2	15	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	± 50 舗装面と接する場合 ± 30	
						高さ h	$h < 3m$	-50
							$h \geq 3m$	-100
						鉛直度 Δ	$\pm 0.03 h$ かつ ± 300 以内	
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上	
延長 L	-200							
3	土	2	15	4	井桁ブロック工	基準高 ∇	± 50	
						法長 ℓ	高さ $h < 3m$	-50
							高さ $h \geq 3m$	-100
						厚さ t_1, t_2, t_3	-50	
						延長 L_1, L_2	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	 	
<p>1 施工箇所毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>	 	
<p>1 施工箇所毎</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
3	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800～+200
								500ps	-1000～+200
								1000ps	-1200～+200
							ディーゼル船	250ps	-800～+200
								420ps 600ps	-1000～+200
								1350ps	-1200～+200
								幅	-200
	延 長	-200							
3	2	16	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽		+200以下	
						幅		-200	
						延 長		-200	
3	2	16	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値		
						標高較差	0以下	+400以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100 mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p>		

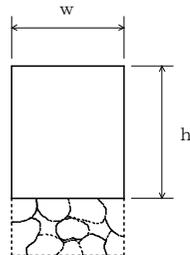
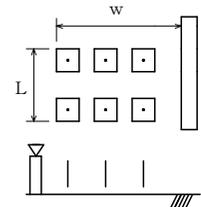
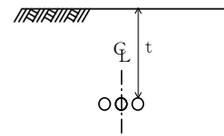
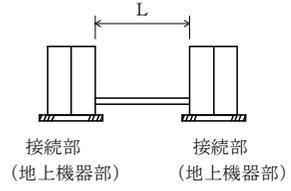
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	18 床 版 工	2		床版工	基 準 高 ∇	± 20
						幅 w	0～+30
						厚 さ t	-10～+20
						鉄筋のかぶり	設計値以上
						鉄筋の有効高さ	± 10
						鉄 筋 間 隔	± 20
	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	± 10					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）</p> <p>1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。</p> <p>1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸附属物工	幅 w	-30
						高さ h	-30
4 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ∇	± 50
						幅 w	± 300
						方向	$\pm 7^\circ$
						延長 L	-200
4 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0~+50
						延長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1組毎		
接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ∇	± 30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30
4 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	6	1	函渠工 (本体内)	基準高 ∇	± 30
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20
						幅 w_1, w_2	-30
						内空幅 w_3	-30
						内空高 h_1	± 30
						延長 L	-200
4 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ∇	± 30
						延長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		

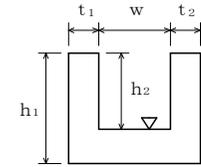
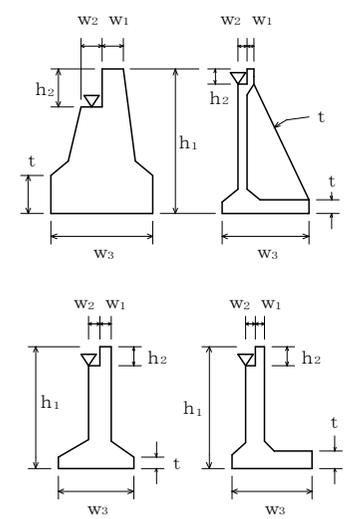
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本 体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	± 30
						延 長 L	-50
4 河川編	4 水門	6 水門本 体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	± 30
						延 長 L	-50
4 河川編	5 堰	6 可動堰本 体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	± 30
						延 長 L	-50
4 河川編	5 堰	7 固定堰本 体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	± 30
						堰長 L	L < 20m -50 L \geq 20m -100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基準高 ∇	± 30
						厚さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						高さ h_1, h_2	-30
						延長 L	-200
4 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 ∇	± 20
						厚さ t	-20
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10
						天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10
						敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50
						高さ h_1	-50
						胸壁の高さ h_2	-30
						天端長 l_1	-50
						敷長 l_2	-50
						胸壁間距離 l	± 30
						支点長及び 中心線の変化	± 50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> 		
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。</p> 		

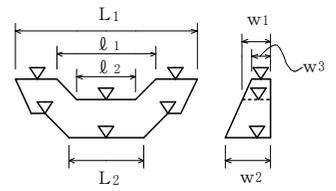
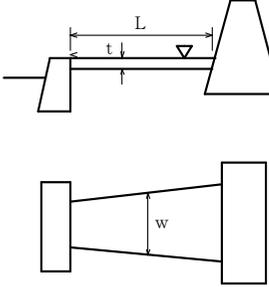
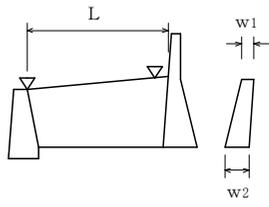
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 河川編	6 排水機場	4 機場本 体工	6		本体工	基準高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高さ h_1, h_2	± 30
						延 長 L	-50
4 河川編	6 排水機場	4 機場本 体工	7		燃料貯油槽工	基準高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	± 30
						延 長 L	-50
4 河川編	6 排水機場	5 沈砂池 工	7		コンクリート床版工	基準高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	± 30
						延 長 L	-50

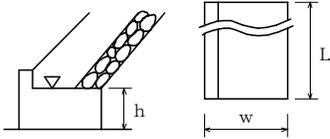
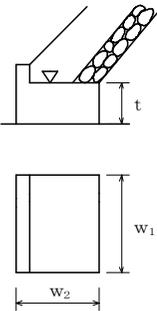
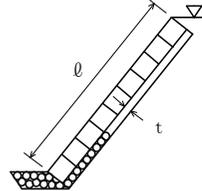
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の表示箇所にて測定。		
図面の表示箇所にて測定。		
図面の表示箇所にて測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本體工 (床固め本體工)	基準高 ∇	± 30
						天端幅 w_1, w_3	-30
						堤幅 w_2	-30
						堤長 L_1, L_2	-100
						水通し幅 l_1, l_2	± 50
4 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 ∇	± 30
						厚 さ t	-30
						幅 w	-100
						延 長 L	-100
4 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 ∇	± 30
						天端幅 w_1	-30
						堤幅 w_2	-30
						長 さ L	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面に表示してある箇所で測定。		
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		

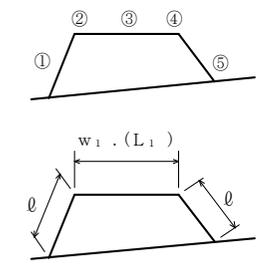
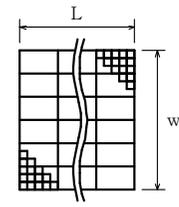
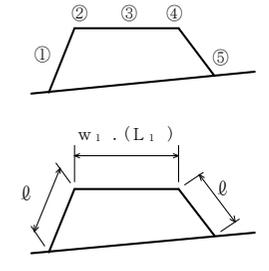
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸基礎 工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 ∇	± 30	
						幅 w	-30	
						高 さ h	-30	
						延 長 L	-200	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸基礎 工	6		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ∇	± 50	
						ブロック厚 t	-20	
						ブロック縦幅 w_1 ブロック横幅 w_2	-20	
						延 長 L	-200	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ∇	± 50	
						法 長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	-100
							$\ell \geq 5\text{m}$	$\ell \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50	
延 長 L	-200							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> 		
<p>ブロック個数 40 個につき 1 箇所の割で測定。基準高、延長は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> 		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> 		

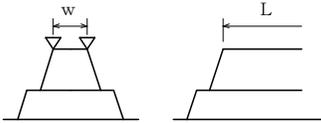
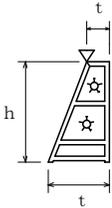
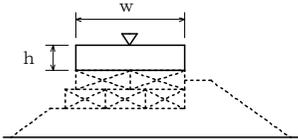
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	
						法 長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚 さ t	$t < 100$	-20
							$t \geq 100$	-30
						裏 込 材 厚 t'	-50	
						延 長 L	-200	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天 端 被 覆 工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	
						幅 w	-50	
						厚 さ t	-10	
						基 礎 厚 t'	-45	
						延 長 L	-200	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波 返 工	3		波返工	基 準 高 ∇	± 50	
						幅 w_1, w_2	-30	
						高さ $h < 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-50	
						高さ $h \geq 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-100	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基 礎工	4		捨石工	基	本 均 し	±50	
						表 面 均 し	±100		
						準	荒 均 し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
								異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
						▽	被 覆 均 し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
								異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
						法 長 ℓ	-100		
						天 端 幅 w_1	-100		
天 端 延 長 L_1	-200								
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基 礎工	5		吸出し防止工	幅 w	-300		
						延 長 L	-500		
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	2		捨石工	基	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500	
						準	異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300	
						▽	法 長 ℓ	-100	
						天 端 幅 w_1	-100		
						天 端 延 長 L_1	-200		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p> 		
<p>幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		
<p>幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> 		
<p>施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p> 		
<p>幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	5		海岸コンクリートブ ロック工	基準 高 ▽	(層積)ブロック 規格 26 t 未満	±300
							(層積)ブロック 規格 26 t 以上	±500
							(乱 積)	±ブロックの 高さの 1/2
						天 端 幅 w	-ブロックの 高さの 1/2	
						天 端 延 長 L	-ブロックの 高さの 1/2	
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	9		石枠工	基 準 高 ▽	±50	
						厚 さ t	-50	
						高 さ h	h < 3 m	-50
							h ≥ 3 m	-100
						延 長 L	-200	
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	10		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽	±30	
						幅 w	-30	
						高 さ h	-30	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。延長は、センターラインで行う。</p> 		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p> 		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> 		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値							
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラ ストの 基準 高▽	砕石、砂	±100						
						壁 厚 t_1	コンクリート	±50						
							幅 w	+30, -10						
							高 さ h_1	+30, -10						
							長 さ L	+30, -10						
							底版厚さ t_2	+30, -10						
							フーチング高さ h_2	+30, -10						
						5 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	
据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量 2000 t 以上 ±150													
	ケーソン重量 2000 t 未満 100 以下													
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック							基 準 高▽	陸 上	±30
												水 中	±50	
												厚 さ t	±30	
						幅 w	±30							
						長 さ L	±30							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
各室中央部 1 箇所			
底版完成時、各壁 1 箇所			
各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端 完成時、四隅			
各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端 底版完成時、各室中央部 1 箇所			
底版完成時、四隅			
据付完了後、両端 2 箇所			
据付完了後、天端 2 箇所			
1 室につき 1 箇所 (中心)			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	
						幅 w	+20, -10	
						高 さ h	+20, -10	
						長 さ L	+20, -10	
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	
						隣接ブロックと の間隔 1'、2'	50 以下	
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高 ▽	陸 上	±30
							水 中	±50
						厚 さ t		±30
						幅 w		±30
						長 さ L		±30
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 根固め 工	2		捨石工	基準 高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
							異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
						法 長 ℓ		-100
						天 端 幅 w		-100
						天 端 延 長 L		-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
型枠取外し後全数		
据付後ブロック 1 個に 2 箇所 (各段毎)		
1 室につき 1 箇所 (中心)		
<p>施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p> <p>幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 根固め 工	3		根固めブロック工	基準高 ▽	層 積	±300		
							乱 積	± t / 2		
						厚 さ t		-20		
						幅 w ₁ w ₂	層 積	-20		
							乱 積	- t / 2		
						延長 L ₁ L ₂	層 積	-200		
							乱 積	- t / 2		
						5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	7 消波工	3	
乱 積	± t / 2									
厚 さ t		-20								
幅 w ₁ , w ₂		-20								
延長 L ₁ , L ₂		-200								
5 河川 海岸 編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高 ▽	本 均 し		±50	
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ		±500
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ		±300
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ		±500
						異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ		±300		
						法 長 ℓ		-100		
						天 端 幅 w ₁		-100		
						天 端 延 長 L ₁		-200		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。</p>		<p>1 施工箇所毎</p>
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所。延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。</p>		
<p>施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p>		<p>幅は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots l > 10$
						材		
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ∇	± 30	
						天端部 堰 幅 w_1, w_3 w_2	-30	
						水通しの幅 l_1, l_2	± 50	
						堤 長 L_1, L_2	-100	
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ∇	± 30	
						幅 w_1, w_2	-30	
						長 さ L	-100	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所を測定。		6-1-3-4
図面の表示箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		6-1-8-4
<ol style="list-style-type: none"> 1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。</p>		6-1-8-6

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 ∇	± 30				
						幅 w	-100				
						厚 さ t	-30				
						延 長 L	-100				
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本體工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ∇	± 50			
							長 さ l_1, l_2	± 100			
							幅 w_1, w_3	± 50			
										下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_1$
						袖 部	袖 高 ∇	± 50			
							幅 w_2	± 50			
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_2$			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点にて測定。</p>		6-1-8-8
<p>1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。</p>		6-1-9-5

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長L	±50
						堤長ℓ	±10
						堤幅W	±30
						堤幅w	±10
						高さH	±10
						高さh	±10
次頁に続く							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>図面の寸法表示箇所にて測定。</p>		6-1-9-5

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>The drawings illustrate the measurement standards for a steel weir structure. They include: <ul style="list-style-type: none"> A plan view of the top section showing width W and height H. A perspective view of the side structure showing length L, height H, and base width w. A perspective view of the bottom structure showing height H and base width w. A perspective view of the side structure showing length L, height H, and base width w. A perspective view of the side structure showing length L, height H, and base width w. A perspective view of the side structure showing length L, height H, and base width w. A perspective view of the side structure showing length L, height H, and base width w. </p>		6-1-9-5

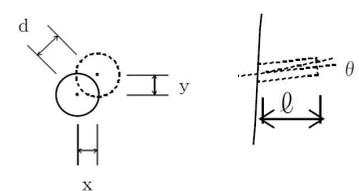
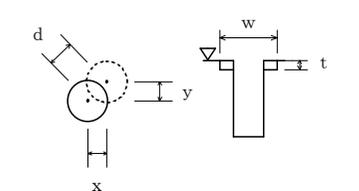
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6	砂防編	1	9	6	鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50
						長 さ L	± 100
						幅 w_1, w_2	± 50
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$
						高さ h	$h < 3m$
	$h \geq 3m$	-100					
6	砂防編	2	5	8	魚道工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w	-30
						高さ h_1, h_2	-30
						厚 さ t_1, t_2	-20
						延 長 L	-200
6	砂防編	3	6	4	山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						幅 w_1, w_2	-50
						高さ h_1, h_2	-30
						深 さ h_3	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。</p>		6-1-9-6
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		6-2-5-8
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		6-3-6-4

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ ℓ	設計値以上
						配 置 誤 差 d	100
						せん孔方向 θ	± 2.5 度
6 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基 準 高 ∇	± 50
						偏 心 量 d	150
						長 さ L	-100
						巻 立 て 幅 w	-50
						巻立て厚さ t	-30
6 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基 準 高 ∇	± 50
						偏 心 量 d	$D/4$ 以内かつ 100 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	6-3-7-4
全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	6-3-7-5
全数測定。		6-3-9-6

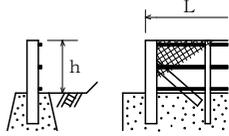
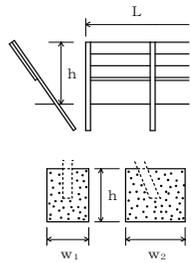
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
7 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2	1	遮音壁支柱製作工	部 材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$
7 道 路 編	1 道 路 改 良	9 カ ル バ ー ト 工	6		場所打函渠工	基 準 高 ∇	± 30	
						厚 さ $t_1 \sim t_4$	-20	
						幅 (内法) w	-30	
						高 さ h	± 30	
						延 長 L	$L < 20\text{m}$	-50
	$L \geq 20\text{m}$	-100						
7 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 w	-200	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

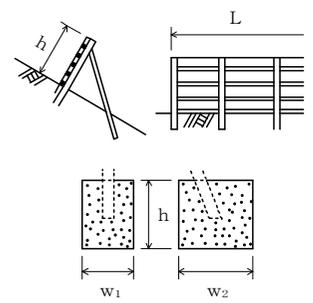
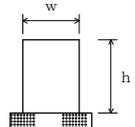
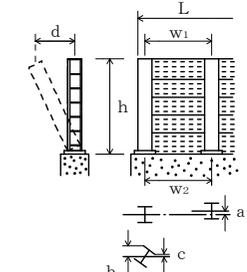
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
7 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防護柵工	高 さ h	±30	
						延 長 L	-200	
7 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ h	±30	
						延 長 L	-200	
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30
							高 さ h	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>基礎 1基毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
7 道路編	1 道路改良	11 落石 雪害 防止工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	
						延 長 L	-200	
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30
							高 さ h	-30
						アンカー長ℓ	打 込 み ℓ	-10%
							埋 込 み ℓ	-5%
7 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	
						高 さ h	-30	
						延 長 L	-200	
7 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w ₁ , w ₂	±15
							ず れ a	10
							ねじれ b-c	5
							倒 れ d	h×0.5%
						高 さ h	+30, -20	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎 基礎 1 基毎 全数		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		
施工延長 5 スパンにつき 1ヶ所 1 施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
7 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10
							t ≥ 15cm	-45	-15
						幅	-100		—
7 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3	
						幅	-25	—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所測定。 ※両端部 2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

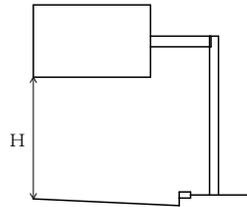
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	-200
7 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	± 20
						各 部 の 厚 さ	± 20
						各 部 の 長 さ	± 30
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	± 20
						厚 さ	—
						(アンカーボルト)	中 心 の ず れ
ア ン カ ー 長	± 20						
7 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30
						高 さ h	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1ヶ所/1 施工箇所</p>		
<p>なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1ヶ所/1 踏掛版</p>		
1ヶ所/1 踏掛版		
1ヶ所/1 踏掛版		
全数		
全数		
全数		
基礎 1 基毎		
<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1ヶ所/1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

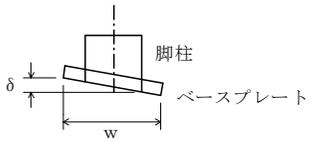
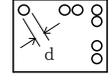
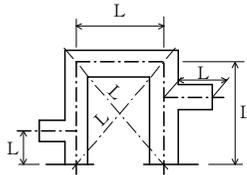
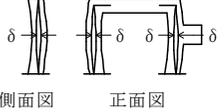
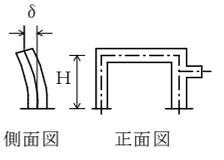
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0~+50
						延 長 L	-200
7 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30
7 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30
						高 さ h	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
接続部毎に1ヶ所 接続部間で全数		
1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
1ヶ所／1施工箇所		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
7	道	路	編	3	鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	$w/500$	
							ベースプレート	孔の位置	± 2
								孔の径 d	0~5
						仮 組	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \dots$ $L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10)$ $\dots 20m < L$	
							立 時	はりのキャンバー及び柱の曲がり δ (mm)	$L / 1,000$
							柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各脚柱、ベースプレートを測定。		
全数を測定。		
全数を測定。		
両端部及び片持ばり部を測定。		
各主構の各格点を測定。		
各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
7	3	6	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20	
						厚 さ t	-20	
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10	
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10	
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50	
						高 さ h_1	-50	
						胸壁の高さ h_2	-30	
						天 端 長 l_1	-50	
						敷 長 l_2	-50	
						胸壁間距離 l	± 30	
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50	
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10～-20
							平面位置	± 20
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。</p> <p>なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く)</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> <p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>		

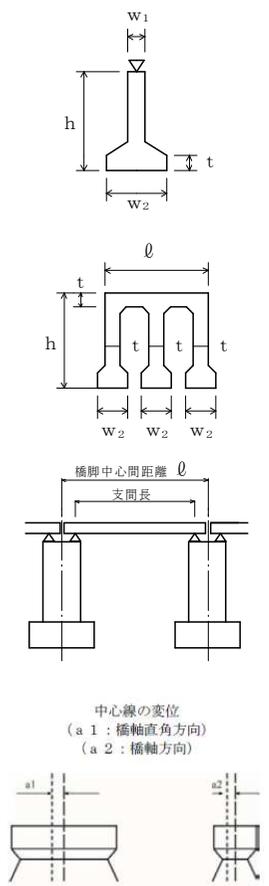
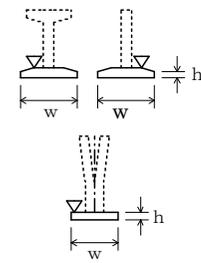
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値							
7	道路編	3	橋梁下部	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 ∇	± 20						
							厚 さ t	-20						
							天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20						
							敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50						
							高 さ h	-50						
							天 端 長 ℓ_1	-50						
							敷 長 ℓ_2	-50						
							橋脚中心間距離 ℓ	± 30						
							支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50						
							支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20					
								平面位置	± 20					
								アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50 以下					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。</p> <p>なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く)</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> <p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>	<p>The diagrams illustrate the measurement points for bridge pier box cutouts. The top two drawings show cross-sections with dimensions w_1, w_2, h, ℓ_1, and ℓ_2. The middle drawing shows a plan view of two piers with dimensions for center-to-center distance ℓ and span length. The bottom drawing shows a plan view of a box cutout with dimensions h_1, L_1, L_2, and a_1, and labels for center line deviation in bridge axis perpendicular and parallel directions.</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
7	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	
						厚 さ t	-20	
						天 端 幅 w_1	-20	
						敷 幅 w_2	-20	
						高 さ h	-50	
						長 さ ℓ	-20	
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30	
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50	
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10~-20
							平 面 位 置	± 20
ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下							
7	3	8	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	
						幅 w (橋軸方向)	-50	
						高 さ h	-50	
						長 さ ℓ	-50	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承受便覧」による。</p> <p>なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> <p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>	 <p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高 ∇	± 20
						幅 w_1, w_2	-50
						高さ h	-50
7 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高 ∇	± 20
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30
						支間長及び 中心線の変位	± 50
7 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高 ∇	± 20
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30
						支間長及び 中心線の変位	± 50
7 道路 編	3 橋梁 下部	8 製 橋脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※ ± 5

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	<p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	<p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	
主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		

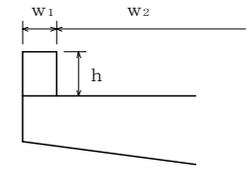
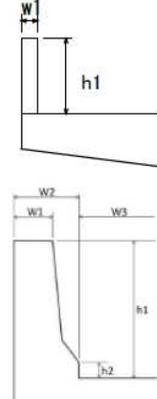
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
7 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部	部材長ℓ (m)	±3・…ℓ ≤10 ±4・…ℓ >10
						材		
7 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上	
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋
							±5	±(4+ 0.5× (B-2))
						水平度	橋軸方向	1/100
							橋軸直角 方向	
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5	
可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の1/2 以上							
7 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上	
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋
							±5	±(4+ 0.5× (B-2))
						水平度	橋軸方向	1/300
							橋軸直角 方向	
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5	
可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の1/2 以上							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量δを考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量δを考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		

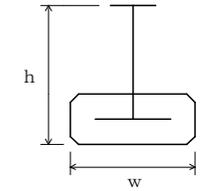
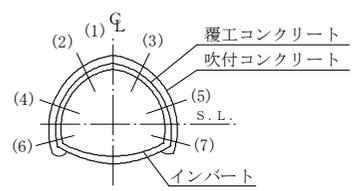
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内
7 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20
						地覆の高さ h	-10～+20
						有効幅員 w_2	0～+30
7 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w_1	-5～+10
						地 覆 の 幅 w_2	-10～+20
						高 さ h_1	-20～+30
						高 さ h_2	-10～+20
						有 効 幅 員 w_3	0～+30
7 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3
						高 さ	±4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数測定		
全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
1 ブロックを抽出して測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5
						高 さ h	+10 -5
						桁 長 ℓ スパン長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ
7 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。
7 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—
						角 度	—
						削 孔 深 さ	—
						孔 径	—
						突 出 量	プレート下面から10cm以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ : スパン長		
施工延長 40m 毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説」にいう地盤等級 A 又は B に該当する地盤とする。		
施工延長 40m 毎に断面全本数検測。		

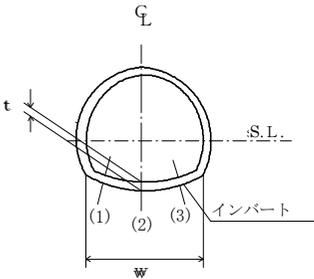
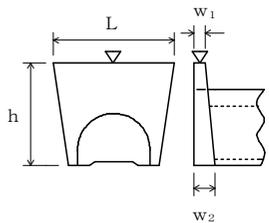
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7	道	路	編		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50
						幅 w (全幅)	-50
						高さ h (内法)	-50
						厚 さ t	設計値以上
						延 長 L	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工 40mにつき 1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の (1) は 40m に 1ヶ所、(2)～(3) は 100m に 1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3分の1 以下のもの。 ・なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
7 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	
						厚 さ t	-30	
7 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	
						厚 さ t	設計値以上	
						延 長 L	—	
7 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ∇	± 50	
						幅 w_1, w_2	-30	
						高 さ h	$h < 3\text{ m}$	-50
							$h \geq 3\text{ m}$	-100
延 長 L	-200							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
<p>(1) 幅は、施工 40m につき 1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて 1 打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p>		
<p>図面の主要寸法表示箇所にて測定。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50
						幅 w (全幅)	-50
						高さ h (内法)	-50
						厚 さ t	-20
						延 長 L	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。</p>		

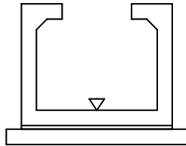
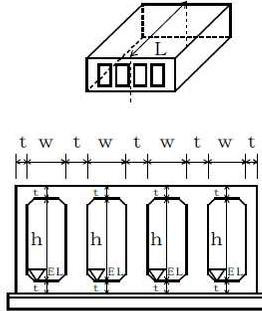
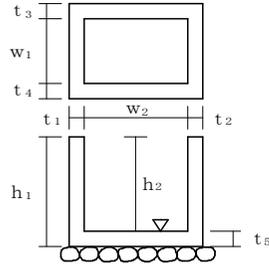
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7	9	5	2		管路工 (管路部)	埋 設 深 t	0～+50
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】	<p>The diagram consists of two parts. The upper part is a cross-sectional view of a pipe. A dashed rectangle represents the pipe's cross-section, with a center point labeled 'G'. A vertical dimension line indicates the depth 't' from the ground surface to the center of the pipe. The lower part is a side view of a pipe section between two vertical structures labeled '接続部 (地上機器部)'. A horizontal dimension line indicates the length 'L' between the centers of these two connection points.</p>	

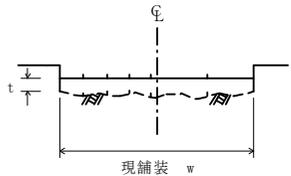
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7	9	5	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 ∇	± 30
7	9	5	4		現場打ちボックス工 (特殊部)	基 準 高 ∇	± 30
					厚 さ t	-20	
					内 空 幅 w	-30	
					内 空 高 h	± 30	
					ブロック長 L	-50	
7	9	6	2		ハンドホール工	基 準 高 ∇	± 30
					※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20	
					※幅 w_1, w_2	-30	
					※高 さ h_1, h_2	-30	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X ₁₀)
7 道 路 編	10 道 路 維 持	3 舗 装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2
						厚さ t (オーバーレイ)	-9	
						幅 w	-25	
						延長 L	-100	
						平坦性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下
7 道 路 編	10 道 路 維 持	3 舗 装 工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ tのみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)
						厚さ t (オーバーレイ)	-9	
						幅 w	-25	
						延長 L	-100	
						平坦性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	 <p style="text-align: center;">現舗装 w</p>	<p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>
<ol style="list-style-type: none"> 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 		

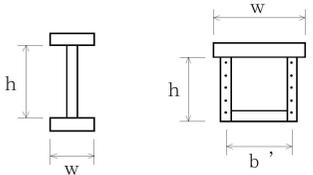
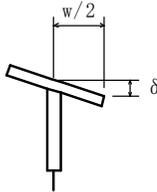
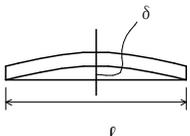
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X ₁₀)
7	10	3	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30
							幅 w	-50
							延長 L	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は延長 80m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線 200m 毎に左右両端及び中央の 3 点を掘り起こして測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7	12	3	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m)	± 2 …… w ≤ 0.5 ± 3 …… 0.5 < w ≤ 1.0
						腹板高 h (m)	± 4 …… 1.0 < w ≤ 2.0
						腹板間隔 b' (m)	± (3 + w / 2) …… 2.0 < w
						フランジの直角度 δ (mm)	w / 200
						圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼げた等	トラス・アーチ等		
主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼桁 トラス弦材</p>	
床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
—	主要部材全数を測定。ℓ：部材長 (mm)		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6 圧 密 ・ 排 水 工		サンドドレーン	位 置	±100
						天 端 高	+規定しない -0
						先 端 深 度	+0 -規定しない
						砂 の 投 入 量	
					敷砂均し	延 長	+規定しない -0
						天 端 高	±300
						天 端 幅	別途
						法 面 勾 配	別途
					載荷土砂	延 長	+規定しない -0
						天 端 高	±500
						天 端 幅	別途
						法 面 勾 配	別途
				ペーパードレーン	位 置	±100	
					天 端 高	+規定しない -0	
					先 端 深 度	+0 -規定しない	
					ドレーン材の打込長		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
移動毎及び監督員の指示による。	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。	測定単位： 1cm
全数	打込記録の確認 +;設計値より浅い(高い)ことをいう。 -;設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。	測定単位： 10cm
全数		
全数	打込記録の確認	測定単位： 0.1m ³
施工完了後	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	測定単位： 10cm
陸上部;測線間隔20m以下 測点間隔10m以下 水中部;測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	陸上部;スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定 水中部;スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測定単位： 陸上部; 天端高1cm 天端幅10cm 水中部;10cm
施工完了後	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm
陸上部;測線間隔20m以下 測点間隔10m以下 水中部;測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	陸上部;スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定 水中部;スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測定単位： 陸上部; 天端高1cm 天端幅10cm 水中部;10cm
移動毎及び監督員の指示による。	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。	測定単位： 1cm
全数	打込記録の確認 +;設計値より浅い(高い)ことをいう。 -;設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。	測定単位： 10cm
全数		
全数	打込記録の確認	測定単位： 10cm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 港湾編	4 一般施工	3 共通の工種	6 圧密・排水工		グラベルマット	延 長	+規定しない -0
						天 端 高	±300
						天 端 幅	別途
						法 面 勾 配	別途
					グラベルドレーン	位 置	±100
						天 端 高	+規定しない -0
						先 端 深 度	+0 -規定しない
						砕 石 の 投 入 量	
8 港湾編	4 一般施工	3 共通の工種	7 締固工	ロッドコンパクション	位 置	±100	
					充 填 材 の 投 入 量		
					天 端 高	+規定しない -0	
					先 端 深 度	+0 -規定しない	
				サンドコンパクション	位 置	±100	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工完了後	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	測定単位： 10cm
陸上部；測線間隔20m以下 測点間隔10m以下 水中部；測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定 水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測定単位： 陸上部； 天端高1cm 天端幅10cm 水中部；10cm
移動毎及び監督員の指示による。	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。	測定単位： 1cm
全数	打込記録の確認 +；設計値より浅い(高い)ことをいう。 -；設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。	測定単位： 10cm
全数		
全数	打込記録の確認	測定単位： 0. 1m ³
移動毎及び監督員の指示による。	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。	測定単位： 10cm
		測定単位： 1. 0m ³
全数	打込記録の確認	測定単位： 10cm
全数	打込記録の確認 +；設計値より浅い(高い)ことをいう。 -；設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。	測定単位： 10cm
移動毎及び監督員の指示による。	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。	測定単位： 1cm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7 締 固 工			天 端 高	+規定しない -0	
						先 端 深 度	+0 -規定しない	
						砂 の 投 入 量		
						盛 上 り 量		
						盛上土砂撤去	撤 去 量	
						敷砂均し		
						8 港 湾 編	4 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種
鉛 直 度 接 合	別途							
天 端 高	+規定しない -0							
先 端 深 度	+0 -規定しない							
固 化 材 吐 出 量								
盛 上 り 量								
敷砂均し								
事前混合処理	延 長	+規定しない -0						
	天 端 高	別途						
	天 端 幅							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
砂杭全数	打込記録の確認	測定単位： 10cm
砂杭全数	打込記録の確認 +;設計値より浅い(高い)ことをいう。 -;設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。	測定単位： 10cm
砂杭全数	打込記録の確認	測定単位： 0. 1m ³
完了後 測線・測点間隔は別途	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	測定単位： 10cm
完了後 測線・測点間隔は別途	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	測定単位： 10cm
		圧密・排水工の敷砂均しを適用する。
海上施工は改良杭全数 陸上施工は別途考慮	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。	測定単位： 1cm
改良杭全数 深度方向に2～5m程度毎に測定(引抜きと貫入時)	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定 陸上施工は除く。	測定単位： 1分又は1cm
改良杭全数	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認 +;設計値より浅い(高い)ことをいう。 -;設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。	測定単位： 1cm
改良杭全数	流量計等により固化材のm当りの吐出量を確認	測定単位： 10又は1t
改良前、改良後	音響測深機又はレッドにより測定	測定単位： 10cm
		圧密・排水工の敷砂均しを適用する。
施工完了後	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm
陸上部;測線間隔20m以下 測点間隔10m以下 水中部;測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	陸上部;スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定 水中部;スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定	測定単位： 陸上部; 天端高1cm 天端幅10cm 水中部;10cm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 港湾編	4 一般施工	3 共通の工種	8 固化工		表面固化処理	延 長	+規定しない -0
						天 端 高	別途
						天 端 幅	
						厚 さ	
8 港湾編	4 一般施工	3 共通の工種	9 洗掘防止工		洗掘防止	敷 設 位 置	別途
						重 ね 幅	500以上(アスファルトマット, 繊維系マット, コムマット) 300以上(合成樹脂系マット)
						延 長	+規定しない -100
8 港湾編	4 一般施工	3 共通の工種	10 中詰工		砂・石材中詰	天 端 高	陸上±50 水中±100
					コンクリート中詰 プレキャストコンクリート中詰	天 端 高	陸上±30 水中±50
8 港湾編	4 一般施工	3 共通の工種	11 蓋コンクリート工		蓋コンクリート	天 端 高	陸上±30 水中±50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工完了後	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm
測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測定単位： 天端高1cm 天端幅10cm 厚さ1cm
始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上。	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm
1枚に2点	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
マットの中心を区間毎及び全長	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm
1室につき1箇所（中心）	レベル、スチールテープ等によりケースン天端面からの下りを測定	測定単位： 1cm
1室につき1箇所（中心）	レベル、スチールテープ等によりケースン天端面からの下りを測定	測定単位： 1cm
1室につき1箇所（中心）	レベル、スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12 蓋 ブ ロ ッ ク 工		蓋ブロック製作	幅	+20、-10
						高 　　さ	+20、-10
						長 　　さ	+20、-10
						壁 　　厚	±10
						対 角 線	
					蓋ブロック据付	蓋ブロック据付 (天端高)	
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13 鋼 矢 板 工		先行掘削	位 　　置	別途
						掘 削 長	別途
						掘 削 深 度	
						掘 削 径	別途
				鋼矢板	打 込 記 録		
					矢 板 壁 延 長	+矢板1枚幅 -0	
					矢 板 法 線 に 対 する 出 入 り	±100	
					矢 板 法 線 に 対 する 傾 斜	10/1000以下	
					矢板法線方向の 傾 斜	上下の差が矢 板1枚幅未満 10/1000以下	
					矢 板 天 端 高	±100	
					矢板継手部の離脱		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
型枠取外し後全数	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
型枠取外し後全数	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
1室につき1箇所	レベル、スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
全数	トランシット、光波測距儀、スチール テープ等により測定	測定単位： 10cm
全数	レベル等により測定 +；設計値より浅いことをいう -；設計値より深いことをいう	測定単位： 10cm
全数（水中の場合は適宜）	スチールテープ等により測定（水中の場 合はケーシング径等により確認）	測定単位： 10cm
40枚に1枚		
施工中適宜 打込完了時	スチールテープ等により測定（天端付 近）	測定単位： 1cm
打込完了時、20枚に1枚及び計画法 線の変化点	トランシット、光波測距儀、スチール テープ等により測定 全数を目視で確認	測定単位： 1cm
打込完了時、20枚に1枚及び計画法 線の変化点	トランシット、光波測距儀、下げ振り、 傾斜計等により測定	測定単位： 1/1000
施工中適宜 打込完了時（両端部）		測定単位： 1cm 1/1000
打込完了時、20枚に1枚	レベルにより測定 全数を目視で確認	測定単位： 1cm
全数	観察（水中部は潜水士）	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13 鋼 矢 板 工		鋼管矢板	打 込 記 録	
						矢 板 壁 延 長	別途
						矢 板 法 線 に 対 する 出 入 り	±100
						矢 板 法 線 に 対 する 傾 斜	10/1000以下
						矢板法線方向の 傾 斜	上下の差が矢 板1枚幅未満 10/1000以下
						矢 板 天 端 高	±100
						矢板継手部の離脱	
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14 控 工		控鋼矢板	打 込 記 録	
						矢 板 壁 延 長	+矢板1枚幅 -0
						矢 板 法 線 に 対 する 出 入 り	±100
						矢 板 法 線 に 対 する 傾 斜	10/1000以下
						矢板法線方向の 傾 斜	上下の差が矢 板1枚幅未満 10/1000以下
						矢 板 天 端 高	±100
						矢板継手部の離脱	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
20本に1本		
施工中適宜 打込完了時	スチールテープ等により測定（天端付 近）	測定単位： 1cm
打込完了時、10本に1本及び計画法 線の変化点	トランシット、光波測距儀、スチール テープ等により測定 全数を目視で確認	測定単位： 1cm
打込完了時、全数確認後10本に1本 及び変化点	トランシット、光波測距儀、下げ振り、 傾斜計等により測定	測定単位： 1/1000
施工中適宜 打込完了時（両端部）		測定単位： 1cm 1/1000
打込完了時、10本に1本	レベルにより測定 全数を目視で確認	測定単位： 1cm
全数	観察（水中部は潜水土）	
40枚に1枚		
施工中適宜 打込完了時	スチールテープ等により測定（天端付 近）	測定単位： 1cm
打込完了時、20枚に1枚及び計画法 線の変化点	トランシット、光波測距儀、スチール テープ等により測定 全数を目視で確認	測定単位： 1cm
打込完了時、20枚に1枚及び計画法 線の変化点	トランシット、光波測距儀、下げ振り、 傾斜計等により測定	測定単位： 1/1000
施工中適宜 打込完了時（両端部）		測定単位： 1cm 1/1000
打込完了時、20枚に1枚	レベルにより測定 全数を目視で確認	測定単位： 1cm
全数	観察（水中部は潜水土）	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14 控 工		控鋼杭	打 込 記 録					
						杭 頭 中 心 位 置	100以下				
						杭 天 端 高	±50				
						杭 の 傾 斜	直杭2° 以下 斜杭3° 以下				
					プレキャストコンクリート控壁	幅	+20、-10				
						高 さ	+20、-10				
						長 さ	+20、-10				
						壁 厚	±10				
						法線に対する出入	±50				
						隣接ブロックとの間隔	別途				
						延 長					
						天 端 高					
				8 港 湾 編	4 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14 控 工		場所打コンクリート控壁	天端高又は厚さ	±20
										天 端 幅	±20
延 長	+規定しない -0										
法線に対する出入	±30										
	腹起	取 付 高 さ									
		継 手 位 置									
		ボルトの取付け									
		矢板と腹起しとの密着									

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
20本に1本		
打込完了時、全数	トランシット、光波測距儀、スチールテープ	測定単位： 1cm
打込完了時、全数	レベルにより測定	測定単位： 1cm
打込完了時、全数	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	測定単位： 1°
型枠取外後全数	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
据付完了後、法線上（最上段のみ）	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
据付後ブロック1個につき2箇所	レベル等により測定	測定単位： 1cm
1スパン3箇所	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
1スパン3箇所	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
法線上	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
1スパン2箇所	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
取付完了時、両端（継手毎）全数	レベル等により測定	測定単位： 1cm
取付完了時、全数	観察	
取付完了時、全数	観察	
タイロッド毎、全数	観察	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14 控 工		タイロッド取付	取付け高さ及び 水 平 度	
						矢板法線に対す る取付角度及び 取 付 間 隔	
						定 着 ナ ッ ト の 締 付 け	ねじ山が3つ山 以上突き出て いること
						ターンハックルの ねじ込み長さ	定着ナットの 高さ以上
						リンクジョイントのコン クリートへの埋込み	
						支保材の天端高	
					タイワイヤー取付	取 付 高 さ	
						矢板法線に対す る取付角度及び 取 付 間 隔	
						定 着 ナ ッ ト の 締 付 け	ねじ山が3つ山 以上突き出て いること
						定着具端部栓の 取 付 け	
						トランハットシースの 取 付 け	
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15 鋼 杭 工		鋼杭	打 込 記 録	
						杭 頭 中 心 位 置	100以下
						杭 天 端 高	±50
						杭 の 傾 斜	直杭2° 以下 斜杭3° 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
締付後両端、全数	レベル等により測定 腹起しに取り付ける場合は不要	測定単位： 1cm
締付後両端、全数	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
全数	観察	
全数	観察	測定単位： 1cm
全数	観察	
適宜	レベル等により測定	測定単位： 1cm
締付後両端、全数	レベル等により測定 腹起しに取り付ける場合は不要	測定単位： 1cm
締付後両端、全数	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
全数	観察	
全数	観察	
全数	観察	
20本に1本		
打込完了時、全数	トランシット、光波測距儀、スチール テープ等により測定	測定単位： 1cm
打込完了時、全数	レベル等により測定	測定単位： 1cm
打込完了時、全数	トランシット、光波測距儀、下げ振り、 傾斜計等により測定	測定単位： 1°

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16 コ ン ク リ ー ト 杭 工		コンクリート杭	打 込 記 録	
						杭 頭 中 心 位 置	100以下
						杭 天 端 高	±50
						杭 の 傾 斜	直杭2° 以下 斜杭3° 以下
			17 防 食 工	電気防食	取 付 位 置		
					電 位 測 定	飽和かんこう 電極基準； -770mV 海水塩化銀基 準； -780mV 又は飽和硫酸 銅電極基準； -850mV	
				FRPモルタルライニング	取 付 高 さ (被 覆 範 囲)	別 途	
				ペトラタム被覆	取 付 高 さ (被 覆 範 囲)	別 途	
				コンクリート被覆	高 さ (被 覆 範 囲)	別 途	
				防食塗装	高 さ (被 覆 範 囲)	別 途	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		
打込完了時、全数	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
打込完了時、全数	レベル等により測定	測定単位： 1cm
打込完了時、全数	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	測定単位： 1°
取付完了後、全数	目視（承諾された図面より確認）潜水士による。	測定単位： 別途
取付完了後、測定端子取付箇所毎	測定機器による。	測定単位： 1mV
完了後、保護カバーの上端又は下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全数 矢板；1打設3箇所以上	レベル等により測定 測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す。	測定単位： 別途
完了後、保護カバーの上端又は下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全数 矢板；監督職員の指示による	レベル等により測定	測定単位： 別途
完了後、上端・下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全数 矢板；1打設3箇所以上	レベル等により測定 測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す。	測定単位： 別途
完了後、上端・下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全数 矢板；50㎡に1箇所以上	レベル等により測定	測定単位： 別途

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	5 海 上 地 盤 改 良 工	2 床 掘 工		ポンプ床掘	水 深 (底 面)	±300 又は別途		
					グラブ床掘	水 深 (法 面)	外側2000(法面に直角) 内側300(法面に直角)又は別途		
					硬土盤床掘				
					硬岩床掘				
					バックホウ床掘				
					6 置 換 工		置換材均し	延 長	+規定しない -0
				天 端 高	±500 又は別途				
				天 端 幅	別途				
				法 面	別途				
			6 基 礎 工	2 基 礎 盛 砂 工		盛砂均し	延 長	+規定しない -0	
							天 端 高	±300	
							天 端 幅	別途	
		法 面 勾 配					別途		
		4 基 礎 捨 石 工					基礎捨石 (均しを行わない面)	天 端 高	別途
								法 面	別途
				天 端 幅	別途				
				延 長	別途				
				捨石本均し	天 端 高	±50			
					天 端 幅	+規定しない -100			
		延 長			+規定しない -100				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
測線間隔は特記による	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測定単位： 10cm
測線間隔は特記による	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測定単位： 10cm
施工完了後	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	測定単位： 10cm
陸上部；測線間隔20m以下 測点間隔10m以下 水中部；測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定 水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測定単位： 陸上部： 天端高1cm 天端幅10cm 水中部；10cm
施工完了後	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	測定単位： 10cm
測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測定単位： 10cm
測線及び測点間隔は10m以下	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測定単位： 10cm
測線間隔は10m以下測点3点以上、 但し、マウンド厚2m以下の場合は 2点以上	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測定単位： 10cm
測線間隔は10m以下	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm
法線上又は監督員の指示による	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm
測線及び測点間隔は10m以下	レベル又は監督員の指示による機器により測定	測定単位： 1cm
測線間隔は10m以下	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm
法線上又は監督員の指示による	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	6 基 礎 工	4 基 礎 捨 石 工		捨石荒均し	天 端 高	±500、岸壁前面 +0、-200又は別 途考慮 異形ブロック据付面 (整積)の高さ (法面に直角) ± 300又は別途考慮
						法 面	±500 (法面に直 角) 異形ブロック据付面 (整積)の高さ (法面に直角) ±300又は別途考 慮
						天 端 幅	+規定しない -100
						延 長	+規定しない -100
		6 基 礎 ブ ロ ッ ク 工	基礎ブロック製作	幅	+20、-10		
				高 さ	+20、-10		
				長 さ	+20、-10		
				壁 厚	±10		
				対 角 線			
				型 枠 形 状 寸 法 (異形ブロック)			
	ブ ロ ッ ク 外 観 (異形ブロック)						
	基礎ブロック据付	法線に対する 出 入	±50				
		隣接ブロック と の 間 隔	ブロック(方塊) 3cm以下				
		延 長					
		天 端 高					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
測線及び測点間隔は10m以下	音響測深機、レッド又はレベル等により測定 係留施設・護岸・土留壁等の背面につい ては、荒均しを適用しない。	測定単位： 10cm
測線間隔は10m以下測点3点以上、 但し、マウント厚2m以下の場合は 2点以上	音響測深機、レッド又はレベル等により測定 係留施設・護岸・土留壁等の背面につい ては、荒均しを適用しない。	測定単位： 10cm
測線間隔は10m以下	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm
法線上又は監督員の指示による	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm
型枠取外し後全数	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
型枠取外し後全数	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 1cm
型枠搬入後適宜	観察	
全数	観察	
据付後ブロック1個につき2箇所 (最下段、最上段)	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
据付後ブロック1個につき2箇所 (最下段、最上段)	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
据付完了後、法線上 (最上段のみ)	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
据付後ブロック1個につき2箇所 (最上段のみ)	レベル等により測定	測定単位： 1cm

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	7 本 体 工 (ケー ソン 式)	2 ケー ソン 製 作 工		ケーソン製作	摩擦増大用マット敷設位置	別途	
						高 　　さ	+30、-10	
						幅	+30、-10	
						長 　　さ	+30、-10	
						壁 　　厚	±10	
						底 版 厚 　　さ	+30、-10	
						フーチング高さ	+30、-10	
						対 角 　　線	±50	
	バ 　　ラ 　　ス 　　ト	砕石・砂±100 コンクリート ±50						
	3 ケー ソン 進 水 据 付 工					ケーソン進水据付	法線に対する入	防波堤ケツ質量 2,000t未満±200 2,000t以上±300 岸壁ケツ質量 2,000t未満±100 2,000t以上±150
							据付目地間隔	防波堤ケツ質量 2,000t未満 200以下 2,000t以上 300以下 岸壁ケツ質量 2,000t未満 100以下 2,000t以上 200以下
							天 端 高 　　さ	
							延 　　長	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
始・終端及び変化する箇所毎	スチールテープ等により確認	測定単位： 10cm
完成時、四隅	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
各層完成時、各壁1箇所	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
底版完成時、各室中央部1箇所	レベル、スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
底版完成時、四隅	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
底版完成時及び完成時	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
各室中央部1箇所	レベル、レッド等により測定	測定単位： 1cm
据付完成後、両端2箇所	トランシット及びスチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
据付完成後、天端2箇所	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
据付完了後、四隅 中詰完了時、四隅	レベルにより測定	測定単位： 1cm
据付完了後、法線上	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	8 本 体 工 (ブ ロ ッ ク 式)	2 本 体 ブ ロ ッ ク 製 作 工		本体ブロック製作	幅	+20、-10
						高 さ	+20、-10
						長 さ	+20、-10
						壁 厚	±10
						対 角 線	
						型 枠 形 状 寸 法 (異形ブロック)	
		フ [○] ブロック外観 (異形フ [○] ブロック)					
		3 本 体 ブ ロ ッ ク 据 付 工		本体ブロック据付	法線に対する 出 入	±50	
					隣 接 ブ ロ ッ ク と の 間 隔	L型フ [○] ブロック セルラーブロック 50以下 直立消波ブロック フ [○] ブロック(方塊) 30以下	
					延 長		
					天 端 高		
		9 本 体 工 (場 所 打 式)	2 場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工	場所打コンクリート工 (防波堤)	天端高又は厚さ	天端幅10m以下 の場合は±20 天端幅10mを超 える場合は +50、-20	
					天 端 幅	天端幅10m以下 の場合は±30 天端幅10mを超 える場合は +50、-30	
					延 長	+規定しない -0	
					法線に対する出入	±50 又は別途	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
型枠取外し後、全数	スチールテープ等により測定 L型フ [○] ブロック、セルラーブロック、フ [○] ブロック(方塊)	測定単位： 1cm
型枠取外し後、全数	スチールテープ等により測定 セルラーブロック、フ [○] ブロック(方塊)	測定単位： 1cm
型枠搬入後適宜	観察	
全数	観察	
据付後ブロック1個につき2箇所 (最下段、最上段)	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
据付後ブロック1個につき2箇所 (最下段、最上段)	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
据付完了後、法線上 (最上段のみ)	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
据付後ブロック1個につき2箇所 (最上段のみ)	レベル等により測定	測定単位： 1cm
天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以 上	レベル等により測定 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は別 途	測定単位： 1cm
1スパン3箇所	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
法線上	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
1スパン2箇所	トランシット、スチールテープ等により 測定	測定単位： 1cm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	9 本 体 工 (場 所 打 式)	2 場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工		場所打コンクリート工 (岸壁)	天端高又は厚さ	±20		
						天 端 幅	±20		
						延 長	+規定しない -0		
						法線に対する出入	±30		
						防 舷 材 ベ ッ ド			
		10 本 体 工 (捨 石 ・ 捨 ブ ロ ッ ク 工 式)	4 捨 ブ ロ ッ ク 工				捨ブロック製作	幅	+20、-10
								高 さ	+20、-10
								長 さ	+20、-10
								壁 厚	±10
								対 角 線	
	型 枠 形 状 寸 法 (異形ブロック)								
	ブ ロ ッ ク 外 観 (異形ブロック)								
	捨ブロック据付							法線に対する 出 入	±50
								隣 接 ブ ロ ッ ク と の 間 隔	ブロック(方塊) 30以下
								延 長	
		天 端 高							
	5 場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工					場所打コンクリート工	天 端 高	天端幅10m以下の 場合は±20 天端幅10mを超え る場合は+50、 -20	
							天 端 幅	天端幅10m以下の 場合は±30 天端幅10mを超え る場合は+50、 -30	
							延 長	+規定しない -0	
							法線に対する出入	±50 又は別途	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1スパン3箇所	レベル、スチールテープ等により測定 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は別途	測定単位： 1cm
1スパン3箇所	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
法線上	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
1スパン2箇所	トランシット、スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
スパン毎	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
型枠取外し後全数	スチールテープ等により測定 ブロック(方塊)	測定単位： 1cm
型枠取外し後全数	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
型枠搬入後適宜	観察	
10個に1個以上測定	観察	
据付後ブロック1個につき2箇所 (最下段、最上段)	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
据付後ブロック1個につき2箇所 (最下段、最上段)	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
据付完了後、法線上 (最上段のみ)	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
据付後ブロック1個につき2箇所 (最上段のみ)	レベル等により測定	測定単位： 1cm
天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上	レベル等により測定 天端高さの管理項目は別途	測定単位： 1cm
1スパン3箇所	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
法線上	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
1スパン2箇所	トランシット、スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	12 本 体 工 （ コ ン ク リ ー ト 矢 板 式 ）	2 コ ン ク リ ー ト 矢 板 工		コンクリート矢板	矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	
						矢板法線に 対する出入	別途	
						矢板法線に 対する傾斜	別途	
						矢板法線方向 の傾斜	上下の差が矢 板1枚幅未満 2/100以下	
						矢板天端高	±50	
						矢板継手部の離脱		
	15 被 覆 ・ 根 固 工	2 被 覆 石 工				被覆石 (均しを行わない面)	天 端 面	別途
						被覆石均し	天 端 面	±500 岸壁前面 +0、-200又は 別途考慮
							法 面	±500（法面に 直角）異形フ ロッグ据付面（整 積）の高さ （法面に直 角）±300又は 別途考慮
							天 端 幅	+規定しない -200
							延 長	+規定しない -200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工中適宜 打込完了時	スチールテープ等により測定 (天端付近)	測定単位： 1cm
打込完了時、20枚に1枚及び計画法 線の変化点	トランシット、スチールテープ等により 測定 全数を目視で確認	測定単位： 1cm
打込完了時、20枚に1枚及び計画法 線の変化点	トランシット、下げ振り、傾斜計等によ り測定	測定単位： 1/1000
施工中適宜 打込完了時（両端部）	トランシット、下げ振り、傾斜計等によ り測定	測定単位： 1cm 1/1000
打込完了時、20枚に1枚	レベルにより測定 全数を目視で確認	測定単位： 1cm
全数	観察（水中部は潜水士）	
測線及び測点間隔は10m以下	音響測深機、レッド又はレベル等によ り測定	測定単位： 10cm
測線及び測点間隔は10m以下	音響測深機、レッド又はレベル等によ り測定	測定単位： 10cm
測線間隔は10m以下、測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は2 点以上	音響測深機、レッド又はレベル等によ り測定	測定単位： 10cm
測線間隔は10m以下	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm
天端中心上 又は監督員の指示による	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	15 被 覆 ・ 根 固 工	4 被 覆 ブ ロ ッ ク 工		被覆ブロック製作	型 枠 計 上 寸 法 (異形ブロック)	
						ブ ロ ッ ク 外 観 (異形ブロック)	
					被覆ブロック据付	延 長	
				5 根 固 ブ ロ ッ ク 工	根固ブロック製作	幅	+20、-10
						高 さ	+20、-10
		長 さ	+20、-10				
		壁 厚	±10				
				対 角 線			
		16 上 部 工	2 上 部 コ ン ク リ ー ト 工	上部コンクリート工 (防波堤)	天端高又は厚さ	天端幅10m以下の 場合は±20 天端幅10mを超える 場合は +50、-20	
					天 端 幅	天端幅10m以下の 場合は±30 天端幅10mを超える 場合は +50、-30	
	延 長				+規定しない -0		
	法線に対する出入				±50 又は別途		
	上部コンクリート工 (岸壁) (栈橋)			天端高又は厚さ	±20		
				天 端 幅	±20		
				延 長	+規定しない -0		
				法線に対する出入	±30		
				防 舷 材 ベ ッ ド			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
型枠搬入後適宜	観察	
10個に1個以上	観察	
据付完了後、法線上 (最上段のみ)	スチールテープ等により測定	測定単位： 10cm
型枠取外し後全数	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
型枠取外し後全数	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
天端面は1スパン4箇所以上 パラベット頂部は1スパン2箇所以 上	レベル等により測定 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は別 途	測定単位： 1cm
1スパン3箇所	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
法線上	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
1スパン2箇所	トランシット、スチールテープ等により 測定 本体がケツの場合ケツ質量 2,000 t 未満 ±200 2,000 t 以上 ±300	測定単位： 1cm
1スパン3箇所	レベル、スチールテープ等により測定 天端高又は厚さの管理項目の選定は別途	測定単位： 1cm
1スパン3箇所	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
法線上	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
1スパン2箇所	トランシット、スチールテープ等により 測定	測定単位： 1cm
スパン毎	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	16 上 部 工	3 上 部 ブ ロ ッ ク 工		上部ブロック製作	幅	+20、-10
						高 さ	+20、-10
						長 さ	+20、-10
						壁 厚	±10
						対 角 線	
				上部ブロック据付 (防波堤) (岸壁) (栈橋上部コンクリート)	上部コンクリート工を適用		
		17 付 属 工	2 係 船 柱 工		係船柱	天 端 高	曲柱±20 直柱±20
						岸 壁 前 面 に 対 する 出 入	
						中 心 間 隔	
						直 柱 基 礎 コンクリート(幅)	
	直 柱 基 礎 コンクリート(長さ)						
	直 柱 基 礎 コンクリート(高さ)						
	3 防 舷 材 工			防舷材	取 付 高 さ		
					中 心 間 隔		
	4 車 止 ・ 縁 金 物 工			車止・縁金物工	天 端 高		
					岸 壁 前 面 に 対 する 出 入	±30	
		取 付 間 隔					
		塗 装					
		警 戒 色 (シマ模様)					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
型枠取外し後全数	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
型枠取外し後全数	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
		上部コンクリート工を適用する。
据付完了時、中心部、全数	レベルにより測定	測定単位： 1cm
据付完了時、全数	トランシット、スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
据付完了時、各スパン毎 中心部、各基	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
完了時、全数、天端両端	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
完了時、全数、前後面	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
完了時、全数、中心点	レベルにより測定	測定単位： 1cm
取付完了時、中心部、全数	レベル又はスチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
取付完了時、中心部、全数	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
取付完了時、中心部、全数	レベルにより測定	測定単位： 1cm
取付完了後中心部を1点	トランシット、スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
上部工1スパンに2箇所	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
	目視による観察	
完了時適宜	スチールテープ等により測定	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	17 付 属 工	6 付 属 設 備 工		係船環	取 付 位 置	
		18 消 波 工	3 消 波 ブ ロ ッ ク 工		消波ブロック製作	型 枠 測 定 寸 法 (異形フ [○] ロック)	
						フ [○] ロック外 観 (異形フ [○] ロック)	
					消波ブロック据付	延 長	
		19 裏 込 ・ 裏 埋 工	2 裏 込 工		裏込材 (均しを行わない面)	天 端 高	別途
	法 面					別途	
	天 端 幅					別途	
	延 長					別途	
	裏込均し			天 端 面	±200		
				法 面	±200 (法面に直角)		
				天 端 幅	+規定しない -100		
				延 長	+規定しない -100		
	吸出し防止材			敷 設 位 置	別途		
				重 ね 幅	500以上 (アスファルト マット・繊維系マッ ト) 300以上 (合成樹 脂系マット)		
		延 長	+規定しない -100				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
取付完了時、中心部、全数	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
型枠搬入後適宜	観察	
10個に1個以上	観察	
据付完了後、法線上 (最上段のみ)	スチールテープ等により測定	測定単位： 10cm
測線及び測点間隔は10m以下	レベル、レッドにより測定	測定単位： 陸上1cm 水中10cm
測点は3点以上	レベル、レッドにより測定	測定単位： 10cm
測線間隔は10m以下	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm
天端中心上 又は監督員の指示による	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm
測線及び測点間隔は10m以下	レベル、レッドにより測定	測定単位： 陸上1cm 水中10cm
測点は3点以上	レベル、レッドにより測定 マット等を使用する場合を含む。	測定単位： 10cm
測線間隔は10m以下	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm
天端中心上 又は監督員の指示による	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm
始、終端及び変化する箇所毎並び に20mに1箇所以上	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm
1枚に2点	スチールテープ等により測定	測定単位： 1cm
マットの中心を区間毎及び全長	スチールテープ、間縄等により測定	測定単位： 10cm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 港 湾 編	4 一 般 施 工	19 裏 込 ・ 裏 埋 工	3 裏 埋 工		裏埋材	地 盤 高 (陸 上 部)	別途
						地 盤 高 (水 上 部)	別途
	5 港 湾 (航 路 ・ 泊 地 ・ 船 だ ま り)	3 浚 渫 工	2 ポン プ 浚 渫 工		ポンプ浚渫	水 (底 面) 深	+0 -規定しない 又は別途
						水 (法 面) 深	+0 -規定しない 又は別途
			3 グラ ブ 浚 渫 工		グラブ浚渫	水 (底 面) 深	+0 -規定しない 又は別途
						水 (法 面) 深	+0 -規定しない 又は別途
			4 硬 土 盤 浚 渫 工		硬土盤浚渫	水 (底 面) 深	+0 -規定しない 又は別途
						水 (法 面) 深	+0 -規定しない 又は別途
			5 岩 盤 浚 渫 工		砕岩浚渫	水 (底 面) 深	+0 -規定しない 又は別途
						水 (法 面) 深	+0 -規定しない 又は別途
			6 バ ック ホ ウ 浚 渫 工		バックホウ浚渫	水 (底 面) 深	+0 -規定しない 又は別途
						水 (法 面) 深	+0 -規定しない 又は別途

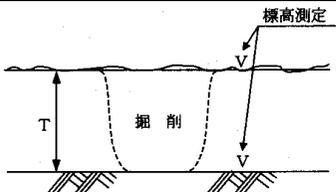
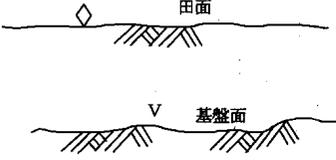
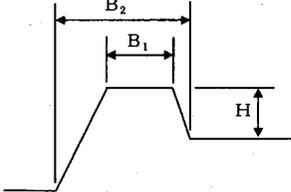
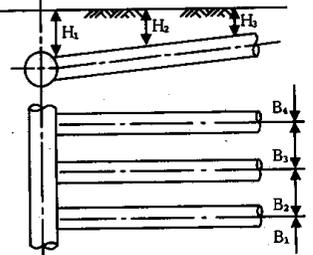
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	レベル等により測定	測定単位： 1cm
測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	レベル、レッド及び音響測深等により測定	測定単位： 10cm
別途	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測定単位： 10cm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9	4	3			植栽工	樹高 H 幹周 C 枝張（葉張） W	+規定なし - 0
公園緑地	修景施設工	植栽工					

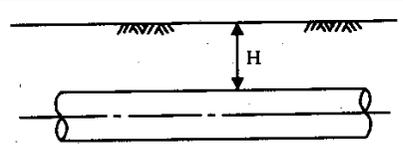
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
樹種ごとに高木（H ≥ 3 m）は全数、中木（60cm ≤ H < 3 m）は10本につき1本、低木（H < 60cm）は50本（株）につき1本（株）の割合で測定する。		

単位：mm

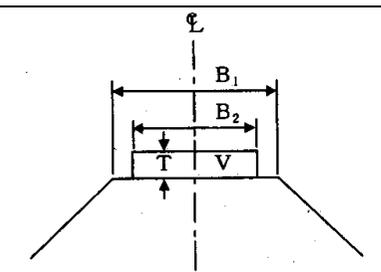
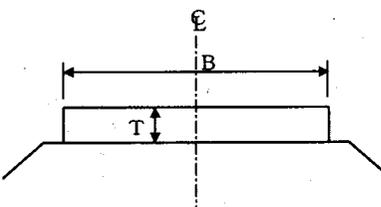
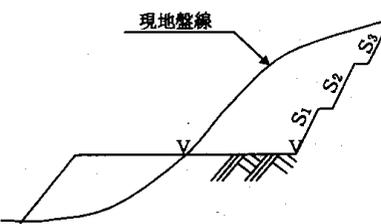
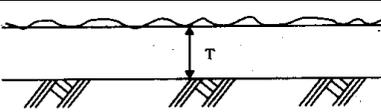
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		
10	農業	1	3	1	表土扱い	厚さ T	-20%		
						2	基盤整地、 田面整地	基準高 V (指定したとき)	±150
								均平度 ◇	±50
				3	畦畔工	高さ H	-50		
						幅 B	-50		
				4	暗渠排水工	1	吸水渠	布設深 H	-75
								間隔 B	±750
								施工延長	-0.2% ただし 500m以下 -1,000
								2	集水渠

測定基準	測定箇所	適用
10a 当たり 3 点以上 (標高差測定又は試掘りによる。)		
耕区毎に、150㎡ 当たり 1 箇所の割合で測定する。 (標高測定する。)		1. 基準高は基盤面の高さとする。 2. 均平度は基盤面施工後及び表土埋戻し後に測定する。
施工延長おおむね 200m につき 1 箇所の割合で測定する。施工延長を示さない場合は、1 耕区につき 1 箇所の割合で測定する。		
上、下流端の 2 箇所を測定する。ただし、1 本の布設長がおおむね 100m 以上のときは、中間点を加えた 3 箇所を測定する。		
施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の割合で測定する。		

単位：mm

					施工延長	-0.2% ただし 100m未満 ±200			
--	--	--	--	--	------	--------------------------------	--	-------------------------------------------------------------------------------------	--

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	
10 農 業 基 盤	1 ほ 場 整 備 工	7 道 路 工	11 砂 利 舗 装 工	1	道路工 (砂利道)	基準高 V (指定したとき)	±150	
						幅 B	-150	
						施工延長	-0.2% ただし 200m未満 -400	
				2	敷砂利	幅 B	-100	
						厚さ T	-45	
						施工延長	-0.2% ただし 延長50m未満 -100	
	2 農 用 地 造 成 工	3 基 盤 工	2 造 成 土 工		改良山成	基準高 V (指定した時)	±300	
						耕起深 T 野菜 果樹	-15 -75	
		5 畑 面 工	1 畑 面 工	1	1	耕土掘り起こし	法勾配 S	-
							幅 B1	-150
2				テラス (階段畑)	耕起幅 B2	-150		

測定基準	測定箇所	適用
○幹線道路は、施工延長 50m につき 1 箇所の割合で測定する。 ○支線道路は、施工延長おおむね 200m につき 1 箇所測定する。		舗装を行うときは、第 7 編第 2 章舗装を摘要する。
施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の割合で測定する。		
基準高については切土部を 40m メッシュ地点で測定する。法勾配については 40m メッシュ線と切土法尻との交点で測定する。(測定間隔はおおむね 40m)		切土部のみ対象とする。
おおむね ha 当たり 10 箇所測定するほか、つぼ掘り 2 箇所/ha		
テラス延長おおむね 100m 当たり 1 箇所測定する		

単位：mm

					側溝幅 B3	-75			
					側溝高さ H (指定したとき)	-75			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
10	農業 基地 造成 工	2	5	1	畑 面 工	pH測定	±0.5			
							6	道路工 (耕作道)	幅 B	-150
									側溝幅 b	-75
									厚さ T	-45
		側溝高さ H (指定した時)	-75							
		7	1	排水 路 工	土水路	基準工 V (指定したとき)	±100			
						幅 B	-75			
						高さ H	-75			
						施工延長	-0.2% ただし 200m未満 -400			
		3	3			管水路基礎 (砂基礎等)	高さ H	±30		

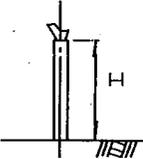
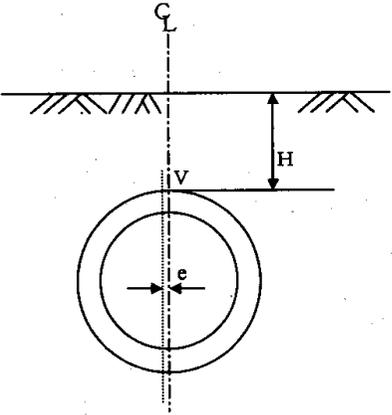
測定基準	測定箇所	適用
おおむね 50a 当たり 1 箇所 (深さ 15cm) 改良散布後 2 週間以上経過して測定する。(試験方法・ガラス電極法)		地表から 15cm の土壌を柱状に採取し、良く混合する。
施工延長おおむね 100m 当たり 1 箇所測定する		
施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の割合で測定する。		
施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。		基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。 (畑地かんがい)

単位：mm

工	礎工				幅 B	-100				施設工)
---	----	--	--	--	-----	------	--	--	--	------

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
10	3	4			管水路(園内幹・支線水路)	埋設深 H	-50	施工延長おおむね 50m に 1 箇所以上測定する。 全線測定する。		(畑地かんがい施設工)
						延長	±0.2% ただし 100m 未満 ±200			
						漏水量	許容漏水量 以内			
					管水路(散水線)	埋設深 H	-50	適宜 水張り泥はけ完了後、24 時間所定の水圧をかける。 パイプ・バルブその他機器類の性能を点検する。		
						延長	±0.2% ただし 100m 未満 ±200			
					スプリンクラー	ライザー高 H	±75	1 ブロックにつき 2 ～ 3 箇所測定する。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
						吐出圧	±10%			
10	3	4	1		硬質塩化ビニール管	基準高 V	±50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ（直線部）については施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で測定する。中心線のズレ（曲線部）については、おおむね 10m につき 1 箇所割合で測定する。上記未满是 2 箇所測定する。		
					埋設深 H	-50				
					中心線のズレ e	±120				
					施工延長	-0.1% ただし 延長 200m 未满是 -200				
			2		B形、T形 C形	基準高 V	±30 被圧地下水 の有る場合 ±50	基準高、中心線のズレ（直線部）については、施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で測定する。中心線のズレ（曲線部）についてはおおむね 10m に 1 箇所割合で測定する。		Vは管底（V1）を原則とするが、径 1,350mm 以下又は、管底での測定作業が困難な場合は、
					中心線のズレ e	±100				

単位：mm

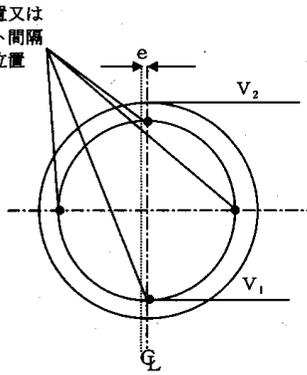
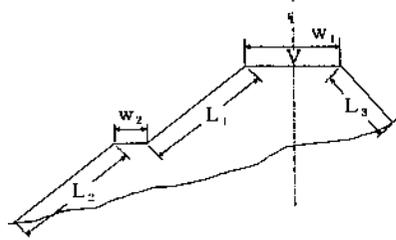
			スチック複合管布設工		施工延長	-0.1% ただし 延長200m 未満 -200
					ジョイント間隔 Z	別表ア参照

<p>上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については、1本ごとに測定する。</p>	<p>基準高 (V) は、V_1、V_2のいずれか一方を測定し管理する。</p>	<p>管頂 (V_2) でもよい。 又、測定時期は管底の場合は埋戻し後に行うものとする。</p>
--------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------

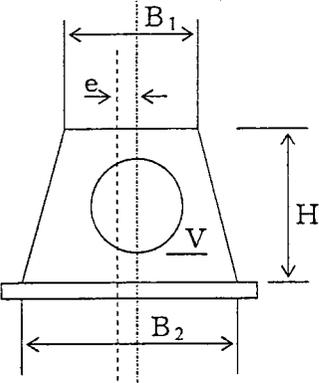
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
10	3	4	3		K型 U型 T型	基準高 V	±30 被圧地下水の有る場合 ±50
						中心線のズレ e	±100
						施工延長	-0.1% ただし 延長200m 未満 -200
						ジョイント間隔 Z	別表イ参照

測定基準	測定箇所	適用
<p>基準高、中心線のズレ（直線部）については、施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。中心線のズレ（曲線部）についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については、1本ごとに測定する。</p>	<p>基準高 (V) は、V_1、V_2のいずれか一方を測定し管理する。</p>	<p>Vは管底 (V_1) を原則とするが、径1,350mm以下又は、管底での測定作業が困難な場合は、管頂 (V_2) でもよい。又、測定時期は管底の場合は埋戻し後に行うものとする。</p>

単位：mm

					管水路 P C管 R C管	基準高 V	± 3 0 被圧地下水 が有る場合 ± 5 0		<p>基準高、中心線のズレ（直線部）については、施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で測定する。中心線のズレ（曲線部）についてはおおむね 10m に 1 箇所割合で測定する。上記未满是 2 箇所測定する。ジョイント間隔については、1 本ごとに測定する。</p>  <p>ゴム輪位置又は ジョイント間隔 測定位置</p> <p>基準高 (V) は、V₁、V₂のいずれか一方を測定し管理する。</p>	Vは管底 (V ₁) を原則とするが、径 1,350mm 以下又は、管底での測定作業が困難な場合は、管頂 (V ₂) でもよい。又、測定時期は管底の場合は埋め戻し後において行うものとする。
						中心線のズレ e	± 1 0 0			
						施工延長	- 0. 1 % ただし 延長 200m 未満 - 2 0 0			
						ジョイント間隔 Z	別表ウ参照			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
10	4	3			堤体工	基準高 ▽	± 1 0 0	線的なものについては施工延長おおむね 2 0 m につき 1 カ所の割合で測定する。上記未满是 2 箇所測定する。		鋼土の幅は盛土高 1 m 毎に管理する。
						堤幅 W	- 1 0 0			
						法長 L	- 1 0 0			
						施工延長	- 2 0 0			
	4				取水施設工 同上付帯構造物(土砂吐ゲート等)	基準高 ▽	± 3 0	基準高、厚さ、幅、高さ、中心線のズレについては、施工延長 1 スパンにつき 1 箇所の割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜	底樋等の基準高は管底を原則とする。	
						厚さ T	- 2 0			
						幅 B	- 3 0			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
						高さ H	- 2 0	構造図の表示箇所を測定する。		
					中心線のズレ e	直線部 ± 5 0 曲線部 ± 1 0 0				
					施工延長(又は長さ)	- 1 5 0				
					スパン長 L	直線部 ± 2 0 曲線部 ± 3 0				
10	4	5	2		洪水吐工	基準高 ▽	± 3 0	基準高、厚さ、幅、高さ、中心線のズレについては、施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の表示箇所を測定する。		
					洪水吐工	厚さ T	± 2 0			
					洪水吐工	幅 B	± 3 0			
					洪水吐工	高さ H	± 2 0			
					洪水吐工	中心線のズレ e	直線部 ± 5 0 曲線部 ± 1 0 0			
					洪水吐工	施工延長(又は長さ)	- 1 5 0			

単位：mm

						スパン長 L	直線部 ± 20 曲線部 ± 30				
--	--	--	--	--	--	--------	----------------------------	--	--	--	--

別表ア 管水路（強化プラスチック複合管）のジョイント間隔規格値

(単位：mm)

規 格	JIS A 5350				
	B 形 及 び T 形、C 形				
呼び径 (mm)	標準値	規 格 値			
		良 質 地 盤		軟 弱 地 盤	
200	0	+33	0	+22	0
250	0	+33	0	+22	0
300	0	+38	0	+25	0
350	0	+38	0	+25	0
400	0	+43	0	+28	0
450	0	+43	0	+28	0
500	0	+53	0	+35	0
600	0	+53	0	+35	0
700	0	+53	0	+35	0
800	0	+53	0	+35	0
900	0	+53	0	+35	0
1,000	0	+53	0	+35	0
1,100	0	+53	0	+35	0
1,200	0	+53	0	+35	0
1,350	0	+53	0	+35	0
1,500	0	+53	0	+35	0
1,650	0	+80	0	+53	0
1,800	0	+80	0	+53	0
2,000	0	+95	0	+63	0
2,200	0	+95	0	+63	0
2,400	0	+113	0	+75	0
2,600	0	+113	0	+75	0
2,800	0	+128	0	+85	0
3,000	0	+128	0	+85	0

注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。

2. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700 mm以下の場合、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径700 mm以下の測定は必要ない。

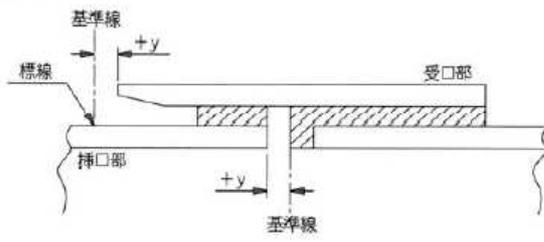
なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。

3. 管の外側から測定する場合の測定位置は次ページのとおり。

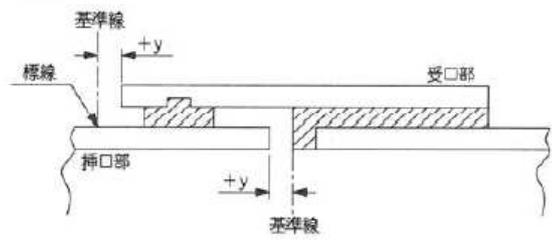
4. 継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法 y である。なお、基準線に対し抜け出し側を(+)とする。

5. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。

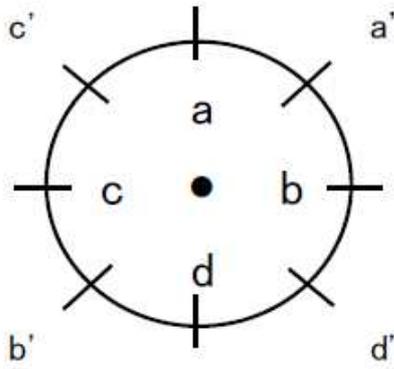
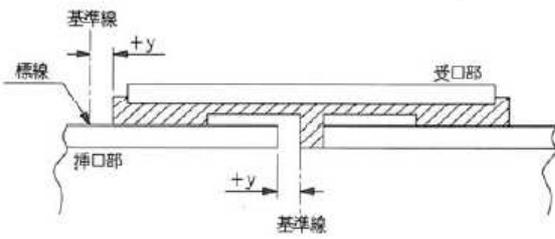
B形



T形



C形



別表イ 管水路（ダクタイル鋳鉄管）のジョイント間隔規格値

（単位：mm）

規 格 (mm)	JIS G5526・5527 及びJPA G1027		JIS G5526・5527及び JPA G1029		JIS G5526・ 5527及びJPA G1027・1029		JIS G5526・5527 及びJPA G1027・1029	
	K 形		U 形		T 形（直管）		T形（異形管）	
	規	格 値	標準値	規	格 値	規	格 値	規格値
75	+19	0	—	—	+16	0	+16	0
100	+19	0	—	—	+16	0	+17	0
150	+19	0	—	—	+16	0	+18	0
200	+19	0	—	—	+14	0	+16	0
250	+19	0	—	—	+14	0	+14	0
300	+19	0	—	—	+24	0	—	—
350	+31	0	—	—	+24	0	—	—
400	+31	0	—	—	+24	0	—	—
450	+31	0	—	—	+24	0	—	—
500	+31	0	—	—	+30	0	—	—
600	+31	0	—	—	+30	0	—	—
700	+31	0	105	+32	—5	+30	0	—
800	+31	0	105	+32	—5	+30	0	—
900	+31	0	105	+32	—5	+40	0	—
1,000	+36	0	105	+33	—5	+40	0	—
1,100	+36	0	105	+33	—5	+40	0	—
1,200	+36	0	105	+33	—5	+50	0	—
1,350	+36	0	105	+35	—5	+50	0	—
1,500	+36	0	105	+35	—5	+60	0	—
1,600	+40	0	115	+33	—5	+70	0	—
1,650	+45	0	115	+33	—5	+70	0	—
1,800	+45	0	115	+33	—5	+80	0	—
2,000	+50	0	115	+36	—5	+90	0	—
2,100	+55	0	115	+36	—5	—	—	—
2,200	+55	0	115	+36	—5	—	—	—
2,400	+60	0	115	+36	—5	—	—	—
2,600	+70	0	130	+36	—5	—	—	—

注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。

2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700 mm以下の場合、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径700 mm以下の測定は必要ない。

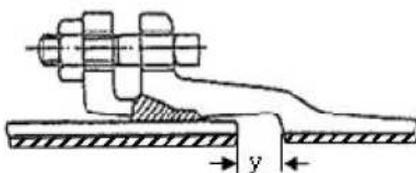
なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。

3. 管の外面から測定する場合の測定位置は次のとおり。

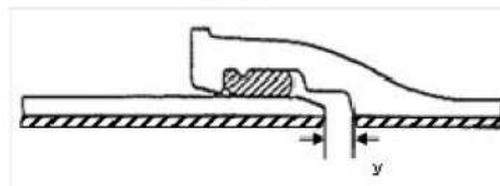
4. ダクタイル鋳鉄管のジョイント間隔測定位置及びU型管の標準値は次ページ図のy寸法である。Yの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。

- 注) 5. JDP A G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) の呼び径は以下のとおり。
 ・ T形及びT形用継ぎ輪 : 300~2,000、K形 : 300~2,600
 6. JDP A G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管) の呼び径は以下のとおり。
 ・ T形 : 250~700、U形 : 800~2,600
 7. JDP A G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) のK形に準じる。
 8. JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) のK形、U形のジョイント間隔は、JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) のK形、U形に準じる。
 9. 標準値は継手構造上本来開くべきジョイント間隔を示しており、規格値は標準値に対する値を示している。

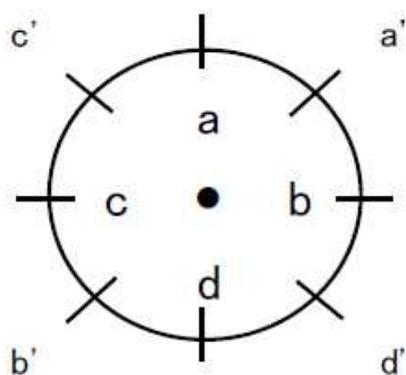
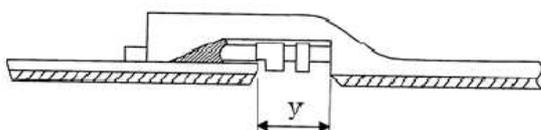
K形管



T形管



U形管



別表ウ 管水路（コンクリート二次製品）のジョイント間隔規格値

(単位：mm)

規格 呼び径 (mm)	JIS A 5372 RC管				JIS A 5372 RC管 (NB形管)		JIS A 5372 RC管 (NC形管)		
	規 格 値				規 格 値		標 準 値	規 格 値	
	良 質 地 盤		軟 弱 地 盤						
150	+20	0	+11	0	+23	0	—	—	
200	+20	0	+11	0	+23	0	—	—	
250	+20	0	+11	0	+23	0	—	—	
300	+18	0	+10	0	+23	0	—	—	
350	+18	0	+10	0	+23	0	—	—	
400	+21	0	+11	0	+29	0	—	—	
450	+21	0	+11	0	+29	0	—	—	
500	+21	0	+11	0	+29	0	—	—	
600	+23	0	+13	0	+29	0	—	—	
700	+21	0	+12	0	+29	0	—	—	
800	+24	0	+13	0	+29	0	—	—	
900	+26	0	+15	0	+29	0	—	—	
1,000	+32	0	+18	0	—	—	—	—	
1,100	+33	0	+19	0	—	—	—	—	
1,200	+35	0	+21	0	—	—	—	—	
1,350	+37	0	+22	0	—	—	—	—	
1,500					—	—	5	+33 +5	
1,650					—	—	5	+33 +5	
1,800					—	—	5	+33 +5	
2,000					—	—	5	+33 +5	
2,200					—	—	5	+33 +5	
2,400					—	—	5	+38 +5	
2,600					—	—	5	+38 +5	
2,800					—	—	5	+38 +5	
3,000					—	—	5	+38 +5	

注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。

2. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700 mm以下の場合、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径700 mm以下の測定は必要ない。

なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。

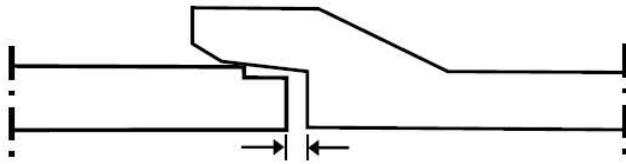
3. 標準値は目地処理のため施工上必要な、本来開くべきジョイント間隔を示しており、規格値は次ページに示す位置を測定するものとする。

4. 管の外面から測定する場合の測定位置は次ページのとおり。

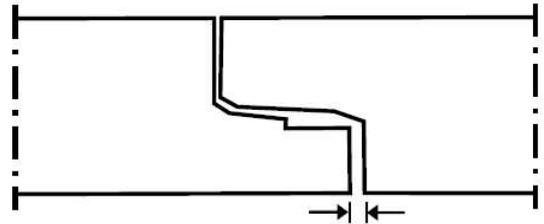
〈参考〉ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

(1)内面から計測する場合

B形及びNB形



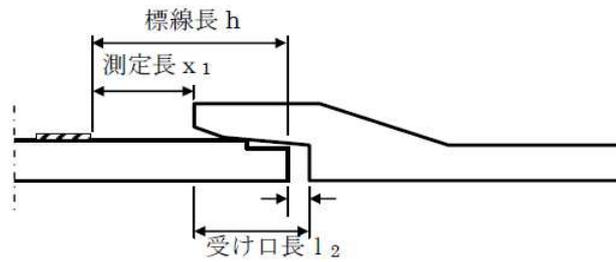
NC形



(2)外面から計測する場合

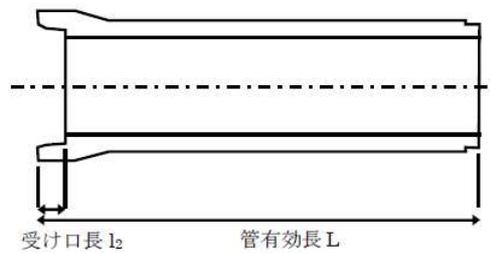
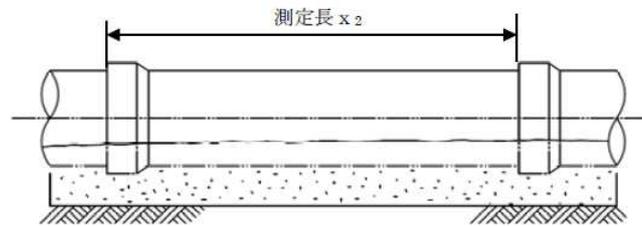
1) 標線による計測

ジョイント間隔 = 受け口長 l_2 - (標線長 h - 側線長 x_1)



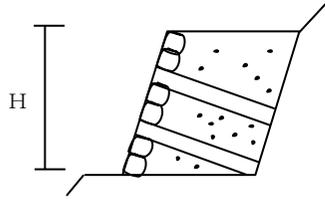
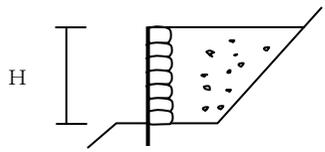
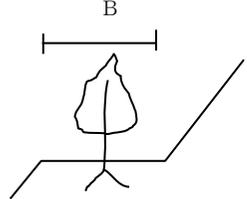
2) 標線によらない計測 (参考)

ジョイント間隔 = 受け口長 l_2 - (管有効長 L - 測定長 x_2)



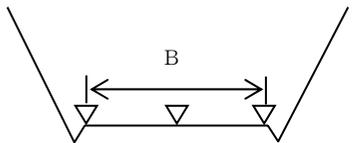
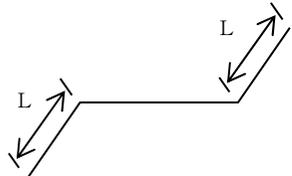
単位：mm

レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	工 種	測 定 項 目	規 格 値
11 治山 山林道	2 山腹工	4 土留工	1 丸太積土留工	丸太積土留工	高さ H	+100、-50
					長さ L	延長の -1%以内
		2 さく工	さく工	高さ H	+100、-50	
				長さ L	延長の -1%以内	
	6 筋工	1 筋工	筋工	幅 B	+100、-50	
				長さ L	延長の -1%以内	
4 森林整備	2 植栽	1 植栽工	植栽工	活着率 小苗木	90%以上	
				中、大苗木	100%	
	3 保育	2 本数調整伐	本数調整伐	伐採率	個々の標準地は周辺の林況に応じ管理し、全体の平均値は±10%	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 2 箇所		
施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 2 箇所		
施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 2 箇所		
環境整備に係る植栽は、樹種毎に、植栽本数 500 本につき 1 箇所、本数 500 本以下のものは 2 箇所 環境整備以外の植栽は、樹種毎に、植栽面積 0.5ha につき 1 箇所、面積 0.5ha 以下のものは 2 箇所	標準地を設定し管理する。 1 箇所の本数は、30 本を標準とする。 全本数	
全本数		
施工面積 3.0ha につき 1 箇所、3.0ha 以下のものは 2 箇所 (成立本数にばらつきの多い箇所は適宜箇所の割増しをする。)	標準地を設定し管理する。 1 箇所の面積は、15m×15m を標準とする。	

単位：mm

レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	工 種	測 定 項 目	規 格 値
11	4	3	4	枝落とし	枝落とし高さ H	個々の標準地は周辺の林況に応じ管理し、全体の平均値は設計図書以上
治山林道	森林整備	保育	枝落とし			
	5	1	1	道路工（砂利道）	基準高 ∇	± 100
					幅 B	+300、-100
					測点間距離	± 50
					法土法長 L $L < 5m$ $L \geq 5m$	-200 法長の-4%
					盛土法長 L $L < 5m$ $L \geq 5m$	-200 法長の-4%

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工面積 2.0ha につき 1 箇所、2.0ha 以下のものは 2 箇所 (生育のばらつきの多い箇所は適宜箇所の割増しをする。)</p>	<p>標準値を設定し管理する。 1 箇所の面積は、15m×15m を標準とする。</p>	
<p>施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 2 箇所 (基準高は道路中心線及び端部で測定する)</p>		
全測点		
<p>施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 2 箇所</p>	<p>カーブは交角と TL で行う</p> 	

超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領(案)

1. 適用範囲

本要領は、既設橋台および橋脚を削孔し、落橋防止装置などを固定するために埋め込まれた曲がりのないアンカーボルトの長さ（全長 1 m 程度以下）を、超音波パルス反射法の直接接触法によって測定する場合に適用する。

2. 使用機材

③ 探傷器

探傷器は、デジタル表示探傷器とし、JIS Z 3060 に示される機能および性能を満足とするものとする。

④ 探触子

探触子は、周波数 5 MHz、振動子の公称直径が 10～20mm 程度の垂直探触子とし、JIS Z 3060 に示される機能及び性能を満足するものとする。なお、探触子の振動子寸法は、アンカーボルトの測定面の面積（頭部の面積）以下の大きさとする。

⑤ 接触媒質

接触媒質は、濃度 75% 以上のグリセリン水溶液、グリセリンペースト又は適度な粘性を有しこれと同等以上の超音波の伝達特性を有するものとする。

⑥ 校正用対比試験片

校正用対比試験片には、測定対象のアンカーボルトと材質や径が同等で、両端が直角に切断され切断面が平滑であるものを用意し、探傷機器の校正に使用する。

3. 測定技術者

本測定に従事する技術者は、使用する探傷機器の取扱いに精通している者とする。

4. 事前調査

測定対象のアンカーボルトの設計諸元(全長、設計長、埋込み長、径等)を既存図面より確認する。

5. 測定方法

5-1. 校正

橋梁毎の測定作業の着手前および日々の測定開始前に、校正用対比試験片を使用して、以下のとおり探傷器の校正（音速調整(音速設定)、パルス位置調整、感度調整、ゲート設定など）を行う。

- ① 校正用対比試験片頭部の測定面に接触媒質を塗布し、探触子を密着させる。
- ② 送信パルスの立上りが表示器横軸目盛りの“0”になるように、パルス位置調整を行う。
- ③ ボルトの先端から得られた底面エコーの中で、最もビーム路程が短いエコーの高さを 80% に合わせ、ノイズの影響が入らないように適切にゲート設定を行い、ビーム路程を測定する。その値がアンカーボルトの校正用対比試験片の実測長に合うように音速調整を行う。その際のビーム路程の測定は、エコーの立ち上がり位置でなく、ピーク位置の値とする。

5-2. 測定誤差（許容値）の確認

校正用対比試験片による探傷器の校正を実施後、実際の施工に用いた同種のアンカーボルト（先端が斜めカットのものも含む）を使用し、測定誤差を確認する。

- ①測定方法は5-3. 測定作業 2) アンカーボルト全長の測定と同様。
- ②測定は5回行い、実測長との誤差の上下限値を測定誤差（許容値）と見なす。

5-3. 測定作業

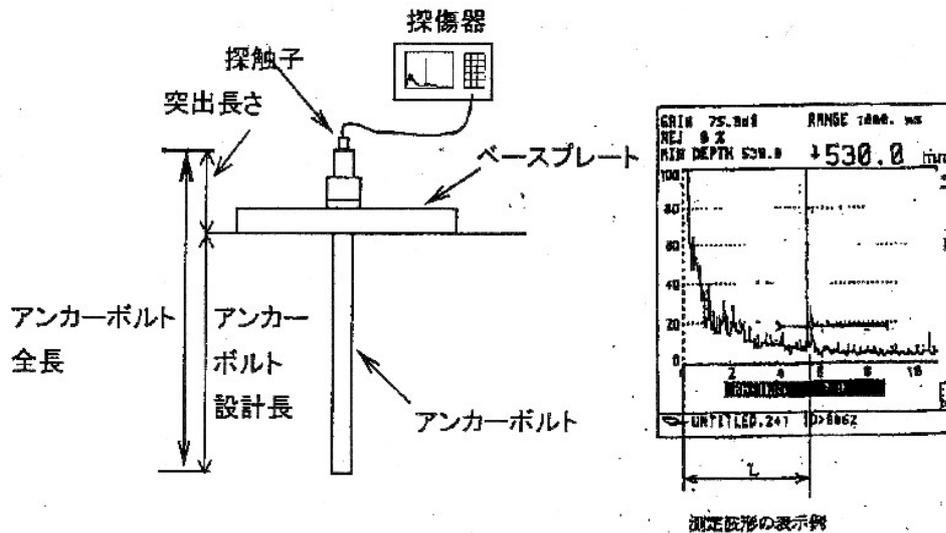
1) 測定面の処理

アンカーボルト頭部は測定が良好に行える状態であることを確認する。

アンカーボルト頭部の汚れなどの付着により、測定への影響が生じる場合には、探触子が頭部に接触でき超音波が良好に入射できるように測定面の適切な処理を行う。

2) アンカーボルト全長の測定

- ①アンカーボルト頭部の測定面に接触媒質を塗布し、探触子を密着させる。
- ②ボルト先端から得られた底面エコーの中で、最もビーム路程が短いエコーの高さを50%~80%に合わせ、ビーム路程を測定し、その結果をアンカーボルトの測定長と見なす。その際のビーム路程の測定は、エコーの立ち上がり位置でなく、校正時と同様に、ピーク位置の値とする。
- ③ 1回の測定により底面エコーが確認できない場合、およびアンカーボルト設計長との差が大きい場合には、頭部処理を入念に行った後、再度測定を行う。



アンカーボルト長さの測定の例

3) アンカーボルト突出長さの測定

アンカーボルトの頭部から既設鉄筋コンクリート面までの長さを図面および鋼製ノギス等による現地測定により確認する。

6. 測定結果の記録

下記に示す測定結果を記録に残す。

- ① 測定年月日及び時刻
- ② 試験技術者の署名及び資格（超音波検査資格を有する者は資格番号）
- ③ 使用した探傷器名、製造番号
- ④ 使用した探触子、製造番号
- ⑤ 接触媒質
- ⑥ 校正時の記録（測定作業の着手前及び日々の測定作業開始毎に記録する）
 - ・校正用対比試験片の長さ、径と材質、測定面の状態
 - ・探傷感度、エコー高さ、音速値
 - ・校正用対比試験片測定長
 - ・測定時の波形
 - ・ゲートの起点位置、範囲、しきい値、ゲート内エコーの読み取り方式
- ⑦ 測定誤差（許容値）の記録（校正を実施毎に記録する）
 - ・アンカーボルトの長さ、径と材質、測定面の状態
 - ・アンカーボルトの測定長（5回）
 - ・測定誤差（許容値）〔5回の測定の上下限值〕
- ⑧ 測定時の記録
 - ・アンカーボルトの対象箇所、材質、設計諸元（径、全長、設計長、突出長さ）
 - ・アンカーボルトの測定長
 - ・突出長さの測定値
 - ・測定時の波形
 - ・探傷感度、エコー高さ、音速値
 - ・ゲートの起点位置、範囲、しきい値、ゲート内エコーの読み取り方式

なお、測定波形の記録に当たっては、デジタル表示探傷器の機能を使用して、アンカーボルト測定長や測定条件（探傷感度、エコー高さ、音速値、ゲートの起点位置、範囲、しきい値）を画面に同時に表示させて、波形と測定諸量が同時に比較できるように記録することが望ましい。